

に止り、上記の費用は船主の負擔となるのである。備船契約の利用せられるのは船舶所有者が所有船腹に不足を生じた場合、軍隊移民の輸送の場合等である。

備船者は運送品の全部を船積しない場合でも船長に對して發航の請求をなすことが出来る。船積期間經過後は備船者が運送品の全部を船積しない場合に於ても船長は直ちに發航することが出来る。

種類 イ、全部備船と一部備船。

ロ、定期備船(三ヶ月、六ヶ月とか一ヶ年とか期間を限る。)と定航海備船。
尙この外に日貨備船、船腹備船、裸備船とがある。

備船契約は船主と備船者との間に直接に締結されることもあるが、多くは専門の船舶仲立人の手を経て行はれる。商法は定航海備船契約が成立したときは運送契約書を當事者間に交付することを要すと規定してある。定期備船の慣習によれば備船契約書を作成して當事者が一通宛所持する。船舶仲立人の手を経た場合は仲立人が備船契約書を作製し、自らは正本を所持し、船主及備船者に夫々副本を交付するものである。

五、運賃 海上輸送貨物の運賃は定期船と不定期船とによつて異なる。

(一) 定期船 雜貨を中心に夫々その率があまり動かぬ。船會社相互の間には無益の競争を避けるために運賃同盟があつて、最低運賃率を強制され、中には積荷の割當まで決つてゐるものもある。例を擧ぐれば

日本に於ける臺灣糖の積取りや孟買からの印度棉の積取りには船會社の顔觸まで決り、毎年運賃率、積取數量を決定する如きである。

(二) 不定期船 貨物の出廻状態、取引の盛衰、船舶の過不足等によつて日々變動する。委節的に見れば毎年七、八月は夏枯、一、二月は冬枯と云つて運賃は下り、春秋の二季は反對に上るのである。右の如く不定期貨物の運賃は頻繁に上下し競争の激烈の結果お互が共倒れとなることが多い、故に大量貨物には(一)の場合と同様に運賃率を協定することがある。これは數年來より、北洋材、朝鮮米、豆粕等において實際に行はれてゐる。

運賃の單位

イ、目 取 重量品は重量を以て計算される。噸、百斤が基準である。重量品とは容積四十立方呎の重量が一噸以上のもの。

例 石炭、鐵材、鑛石等

ロ、才 取 輕量品は容積を以て計算される。

一立方尺を一才、四十才を一噸とする。

ハ、原價取 金、銀、貨幣又は貴重品の様に輸送上特別の取扱を必要とするものには、貨物の原價によつて運賃率を決める。

ニ、箇數取 荷造の一定した貨物はその箇數によつて決定される。

例 石油一箱、紡績絲一俵

ホ、石數取 石數によつて決定する。土地の慣習によつて單位は同一ではない。

例へば北海道では昆布、肥料（粕、鱒）は四千貫を百石とし、鮭、鱈は六千尾、鱒は一萬二千尾を各百石としてゐる。穀類は枳目百石を以て單位としてゐる。

運賃の支拂時期には前拂（元拂）と向拂（先拂）との別がある。

運賃は運送行為に對する報酬であるから、向拂を原則とするのであるが、向拂は實際には大口の貨物に對してのみ行はれ小口の貨物に對しては前拂が普通となつてゐる。

運送品の全部又は一部が滅失した場合は荷主はその託送品に對する運賃を支拂ふ必要はない。運賃が前拂ひであるならば船會社に其の返還を請求することが出来る。又不可抗力その他正當なる理由によつて契約した運送が不能となり、契約解除の場合、荷主は運送の割合に應じて運賃を支拂はねばならぬ。又荷送人が運送品の積荷を怠つた場合に於ては運送賃の全額を支拂はねばならぬ。

運送賃を日數によつて定めた場合は、その額は運送品の船積着手の日よりその陸揚終了の日までの期間によつてきまるのである。併し乍ら船舶が不可抗力によつて發航港若しくは航海の途中で碇泊を餘儀なくするとき又は航海の途中で船舶を修繕するときには之の日數は算入されないのである。

昭和十一年度豊橋港に於ける移出移入總額左の如くである。

品名	噸數	移出		移入	
		金額	噸數	金額	噸數
穀物及種子	九〇七・四七	一一一、四四五	八、一〇一・九〇	一、一〇三、六五一	
飲食物及煙草	一一二、三四四・九三	二一八、二四五	八二、二四一・九五	三、九八五、〇八四	
油脂及蠟	三四〇・〇七	三一、二二四	五、一三七・三〇	五七四、二八六	
藥品及染料	三三	六三	三七〇・九〇	二九、九〇七	
糸纒繩索及同材料	六・三五	三、四六八			
布帛及同製品	三八・八〇	二、九二〇	二・〇〇	一九〇	
製紙原料紙及同製品	二・四七	五五三	一五	九四	
礦物及同製品	一六三、一一四・五四	二二九、五一九	三八六、一六八・三四	四、七四二、四六四	
金屬及同製品	一、五一五・〇八	二一、二三六	二、九五一・七五	三〇九、九七三	
陶磁器硝子及同製品	一、四〇五・九六	一五、七六三	七、七九二・八九	一三九、九一八	
車輛時計機械類	二〇二・五〇	三一、九〇五			
肥料及飼料	二、一七七・〇三	一五二、一二七	五八、八一・四七	四、二五二、〇九一	
木、竹、藤材及同製品	一五五、五一五・五六	三、九二七、四六一	三四、二六四・九〇	六九三、三七〇	
雜品	一一、四五九・三〇	九三、九五八	六、六〇四・二七	三一、四八二	
合計	三五〇、〇三〇・四一	四、八四九、八八七	五九二、四四七・八二	一五、八六二、五一	

仕向港、仕出港は名古屋、半田、龜崎、師崎、四日市、福江、田原、蒲郡等の諸港である。

船客貨	汽船		帆船		合計
	噸數簿	噸數簿	噸數簿	噸數簿	
11.301	數	船	數	船	
180.144	噸數簿	噸數簿	噸數簿	噸數簿	
2.920	噸數簿	噸數簿	噸數簿	噸數簿	
41.377	噸數簿	噸數簿	噸數簿	噸數簿	
44	噸數簿	噸數簿	噸數簿	噸數簿	
9.362	噸數簿	噸數簿	噸數簿	噸數簿	
5.970	噸數簿	噸數簿	噸數簿	噸數簿	
21.920	噸數簿	噸數簿	噸數簿	噸數簿	
712	噸數簿	噸數簿	噸數簿	噸數簿	
40.947	噸數簿	噸數簿	噸數簿	噸數簿	
20.947	噸數簿	噸數簿	噸數簿	噸數簿	
337.826	噸數簿	噸數簿	噸數簿	噸數簿	

(昭和十一年)

入港最大船舶
帆船 船 船
愛知丸
庄榮丸
一四〇噸
六〇噸

近海航路標準運賃 (昭和十二年九月末)

近海一區		
航路	荷物	運賃
若松—上海	石炭	—
若松—京濱	同	4.90
室蘭—京濱	同	4.80
若松—伊勢灣	同	4.50
大連—横濱	同	4.50
大連—横濱	豆粕	0.34
大連—伊勢灣	同	0.34
大連—阪神	同	0.34
北洋村		400.00

近海二區		
航路	荷物	運賃
若松—香港	石炭	6.00
若松—新嘉坡	同	10.00
若松—マニラ	同	—
鴻基—香港	同	7.00

遠洋航路標準運賃 (昭和十二年九月末)

大平洋方面				
航路	荷物	運賃	噸	噸
大連—沙府	大豆	5.50	3.25	
日本—北米	雜貨	5.5	3.00	
北米—日本	角材	16.00	6.50	
北米—日本	棉花	0.60	0.32	
北米—日本	小麥	6.00	3.00	

極東對歐米				
航路	荷物	運賃	噸	噸
孟買—英歐	雜貨	46.0	25.5	
大連—歐州	大豆	49.9	26.5	
西貢—佛國	米	52.5	32.0	
西貢—英歐	小麥	50.9	28.5	
瓜哇—歐州	砂糖	47.0	26.0	
玖馬—歐州	同	27.5	14.0	
北米—日本	屑鐵	33.5		

大西洋方面				
航路	荷物	運賃	噸	噸
プレート—英歐	雜穀	38.00	32.00	
モントリオール—歐洲	同	20.00	9.00	
ウエールズ—坡上西	石炭	12.00	7.00	
坡土蘭—歐洲	小麥	47.5	22.00	
智利—歐洲	硝石	25.5	19.5	

(四) 汽船便運賃計算

例 室蘭積横濱揚、石炭2,500噸ノ運賃、1噸ニ付1圓20錢ナルトキハ運賃總額幾何ナリヤ。
 $¥1.20 \times 2,500 = ¥3,000$

練習問題 半田港ヨリ帆船ニテ豊橋港ニ向ケ飼料ヲ送ラントス、帆船ニハ100袋(140斤)入リ積荷シテアリ
100斤ニ付運賃10錢ナルトキ、總運賃幾何ナリヤ。

第三節 自動車便

自動車便の特色 鐵道は陸上運送に於てその優秀を長期間に亘り誇つて來たが、近年に至つて之に對抗すべき一大強敵が出現して來た。自動車は初めアメリカに發達し、現在に於ては數人に一台と云ふ程の股賑振りであるが、近年我邦へも輸入され、漸次その使用が旺盛となつて來た。現在の如き重工業の發達せざる以前には我國に於ける使用自動車の殆どは外國製のそれであつた。特にアメリカのフォード、ゼネラル兩會社製の自動車は全部を占めてゐる有様であつた。

こゝに於てか、政府は大正の初期に於て、自動車製造工業の振興に力を注ぎ、民間自動車工業に莫大なる經費を補助として交付しつゝあつたが、その効果は數年來國產自動車となつて現はれて來た。現在我が國主要自動車生産業者は日産、トヨタ等で、その發展振りは見る可きものがある。

自動車による運送は路面上を走る故に、鐵道のそれの如く莫大な費用を必要としない。故に運賃は極めて低廉であるが、鐵道の如く大量の貨物を一時に運送することは出來ぬ。尙運送には荷造が簡單であり、積卸に手数が多くかゝらぬ。又戸口より戸口へと迅速に行はれ、近距離に於ては自動車が大量でない貨物の運送を鐵道に代つて行ひつゝある現狀である。

第三章 商品の寄託

一、倉庫の種類

(一) 普通倉庫

イ、農業倉庫

ロ、保税倉庫

ハ、保税工場

ニ、收容倉庫

ホ、供託倉庫

特別倉庫の中農業倉庫、保税倉庫に就きて簡單な説明をしよう。

イ、農業倉庫 農業倉庫法の適用を受け、米、麥、大豆、藪等を取扱ふ。營利を目的とせず農業者のために保管する。國庫補助、免税等の特典があり又寄託物を擔保として金融の便もある。産業組合、地方農會等が經營してゐる。

ロ、保税倉庫 輸入品であつて未だ通關手續を終らず、或はそのまゝ積戻されることもある保税貨物を保管する倉庫で官營を原則として居り、税關長の特許を得た場合に限つて私營を認めてゐるが、事實上は却て私營保税倉庫が官營のそれを凌駕してゐる有様である。

保税倉庫制度に二種ある。

(一) 保税工場 入庫貨物の加工製造が主眼である。

(二) 保税倉庫 改装、仕分等簡單な作業をなすに過ぎない。

保管貨物現在高 昭和十三年八月

品目	豊橋倉庫同業會					
	本月		前月		前年同月	
	個數	價格	個數	價格	個數	價格
精二玉生玉	17,169	1,195,887	16,844	1,178,622	14,766	1,209,889
等	3,850	288,345	5,174	367,224	3,771	283,814
滿	10,349	792,033	14,631	1,125,001	7,336	392,532
滿	33	14,546	7	3,285	59	25,140
絲	—	—	—	—	140	32,722
絲	—	—	—	—	33	4,950
雜	—	—	454	23,910	58	11,364
國	12,350	164,512	32,951	450,155	17,436	218,051
鮮	75	1,010	442	6,869	—	—
米	100	1,200	—	—	—	—
米	27,079	284,329	25,452	267,246	42,026	429,524
麥	9,562	68,125	3,880	23,125	3,018	15,575
類	492	4,540	647	6,844	204	2,037
穀	3,026	30,483	2,585	23,915	2,156	20,966
粉	49	280	49	280	—	—
製	2,310	51,964	4,399	98,116	1,000	10,700
糖	28	429	48	720	—	—
物	1,210	5,112	1,646	7,987	8	300
品	496	3,153	319	2,228	735	5,036
物	—	—	—	—	13	2,340
類	—	—	—	—	100	2,800
類	6	1,200	8	1,620	383	4,630
料	—	—	—	—	139	250
料	897	3,622	1,034	4,170	8,441	15,350
品	11	5,000	11	5,000	—	—
品	11	12,000	2	2,100	—	—
品	—	—	464	3,874	—	—
計	3,292	14,938	3,795	13,749	486	107,925
計	91,377	2,942,699	114,833	3,616,040	102,308	2,795,895

(豊橋商工會議所調査)

二、普通倉庫の利用

(一) 保管業務 倉庫業者なき場合は各自銘々倉庫を建てなければならぬ。之には莫大な費用が必要であるが、倉庫業者に支拂はるゝ保管料は僅少ですみ、其の間の利益は大なるものがある。自己倉庫に物品を貯蔵するときは、天災地變其の他不可抗力は勿論、過失、怠慢等の原因によつて毀損滅失と云ふ危険はすべて自己の頭上に降りかかり、盗難、鼠喰、虫喰に至るまでの保管上の心勞は耐へがたいものがある。之を倉庫に託するならば不可抗力の場合とか、物品の自然消耗損害等に就いては責任を負はないが、入力の防止し得る範圍の損害に就いては責任を負ふ。

(二) 賣買業務 受寄物の賣買につき、仲立、取次をなすことがある。

(三) 金融業務 倉庫證券の發行により、物品の移動をなすことなく倉庫證券を擔保として銀行等より資金の融通を受けるのである。

(四) 運送業務 保管貨物の轉送を行ふ。

三、寄託手續 倉庫業者に貨物の保管を託することを寄託といふ。寄託者は倉庫業者の備へる寄託申込書に貨物の種類、品質、數量、箇數、價格、記號、荷造、證券の所要枚數、保管期間、寄託者の住所氏名又は商號を記入し倉庫の營業係に差出す。營業係はその申込書に基いて入庫の場所及時日を指定する。現場係は寄託物を検査して庫入れし、その旨を營業係に報告する。營業係は之を帳簿に記録して貨物預り證を交

付する。頻繁に入出庫する得意先には貨物通帳を交付する、この場合倉庫證券は寄託者の必要に応じて交付される。

一六四

四、倉庫證券 貨物の寄託者の請求に因り倉庫業者が寄託物に關して發行する證券を倉庫證券と云ふ。倉庫證券は寄託中の貨物を賣買し或は之を擔保として銀行から資金の融通を受ける場合に活用され、又裏書により他へ賣却することも質入することも出来る。我が國では早くから倉庫證券を二枚に分割し、賣却することの出来る預り證券と質入することの出来る質入證券とを別々に流通させる制度を採つたが、實際は殆ど活用されてゐない。今日行はれてゐるのは一枚制の倉庫證券だけである。倉庫證券には左の事項及番號を記載して倉庫業者が之に署名しなければならぬ。

- (一) 受寄物の種類、品質、數量及び其の荷造の種類、箇數並に記號。
- (二) 寄託者の氏名又は商號。
- (三) 保管の場所。
- (四) 保管料。
- (五) 保管の期間を定めた時は其の期間。
- (六) 受寄物を保險に付した時は、保險金額、保險期間及保險者の氏名又は商號。
- (七) 證券の作成地及其の作成の年月日。

倉庫證券は記名式又は指圖式として發行することが出来る。倉庫業者は倉庫證券を發行する場合に寄託者

のために受寄物を火災保險に付さなければならぬ。(但し寄託者が反對の場合は別である)

五、出庫手續 全部出庫と一部出庫とで手續が違ひ、又保管貨物が質入されてゐるか否かによつても手續は同じではない。

- イ、全部出庫 庫出請求書又は貨物受取證に寄託の時と同じ印を捺し、倉庫證券若しくは保管貨物通帳に保管料を添へて差出すと寄託物は返還される。
- ロ、一部出庫 證券の裏面の出庫欄或は受取欄に、出庫高、年月日、氏名を記入して寄託物は搬出される。倉庫證券が銀行に擔保となつてゐる場合に一部出庫をせやうとするには、寄託者は其の出庫貨物に相當する金額を銀行に拂込んで倉庫證券面の訂正を行ひ、銀行から倉庫會社宛の寄託貨物内渡請求書を受取り之を倉庫會社に持參し出庫手續をする。又寄託物が質入れになつてゐる場合は質入額を支拂つて質權解除通知書を受取るか、或は倉庫業者に對して質入額及支拂期日までの利息を供託するかして出庫をなす。

六、保管料 貨物の價格を標準とする従價率と貨物の重量容積、若しくは箇數を標準とする従量率とがある。實際は兩者が併用される。保管料の中には火災保險料が含まれてゐるのが常例である。次に一例を示さん。

昭和十二年八月

東陽倉庫株式會社豊橋支店

- (一) 保管料は従價率と従量率とにより算出合計したるものとし一ヶ月を曆日より一日より十日、十一

(二) 日より二十日、二十一日より末日までの三期に分ち一期を單位として申受くるものとす。
 從價率は一期に付左の通りとす。

普通品 保險金額又は申込價格の 萬分の四

A 級危險品 同 萬分の五

B 級危險品 同 萬分の七

(三) 從量率は一期に付左表の通りとす。

品名	荷造	單量	單位	一期從量率
乾 綠 繭			十貫匁ニ付キ	七割〇
米 及 雜 穀	俵、 袋、 俵、 袋、 俵、 袋	四斗又ハ六十疋、 六十 疋、 百七十斤内外、 八十斤内外、 百 斤内外	一 個、 一 個、 一 個、 一 個、 一 個	〇・九、 〇・八、 一・三、 〇・八、 〇・九
雜 穀 及 種 子	袋	百七十斤内外	一 個	一・三

穀 物 屑 物	精 糖 及 粗 糖	水 砂 糖	黑 糖	麥 粉 及 雜 粉	穀	◆飲食料品及海産物			素 麵	飲 料 食 品	乾 魚	鹽 魚	昆 布	魚 糞	魚 糞
◆砂糖及粉類	袋、 袋	箱	樽	袋	袋	◆飲食料品及海産物	箱	箱	箱	罐、 樽	箱	箱	箱	箱	箱
	百 斤	百 斤	百 斤	百 斤	百 斤		十 一 疋	一 個	一 個	一 才ニ付	一 才ニ付	一 才ニ付	一 才ニ付	十 貫匁ニ付	十 貫匁ニ付
	〇・九	〇・七	一・〇	〇・五	二・〇		〇・六	〇・四	〇・四	〇・五	〇・九	〇・八	一・〇	〇・八	〇・八

大豆	粕	四十六斤	一	個	〇・四
粉狀肥料	吹袋	十貫匁	一	個	〇・八
吹袋	吹袋	十貫匁	一	個	〇・六
◇織物類					
白木綿	繩	百反	一	個	二・〇
織物、編物	箱		一才ニ付		〇・五
及同製品	繩、鐵繩		一才ニ付		〇・四
◇糸					
絹糸	箱、紙包		十貫匁ニ付		四・〇
綿糸	布包	四十玉	一	個	三・〇
チーズ卷綿糸	寢包	二十玉	一	個	二・〇
毛糸	箱		一才ニ付		〇・三
人造絹糸	布包		百封度ニ付		一・〇
雜糸	箱、紙包		百封度ニ付		一・三
雜	箱、紙包		十貫匁ニ付		六・〇
◇紙					

和紙	延包	一才ニ付		〇・五
洋紙	板、箱	二十才以下	一個	五・〇
板紙		二十一才ヲ超ユルモノ一才ニ付三厘ヲ加算ス		〇・六
◇雜				
繭			十貫匁ニ付	三・〇
其他雜品			一才ニ付	〇・六
			百斤ニ付	一・三
◇A級危險品				
各種綿	鐵帶		百斤ニ付	一・四
◇B級危險品				
各種絲棉	麻繩		百斤ニ付	三・〇
落棉及府棉			十貫匁ニ付	五・〇
マニラ麻	繩	二百斤内外	一個	四・〇

保管料計算

例題 東陽倉庫豐橋支店ニ乾繭 1,500貫ヲ 9月14日ニ倉入シ、12月 8 日出庫シタリトセバ、ソノ期間中ノ 保管料幾何ナリヤ、但 10貫匁ニ付150圓ナリトス。

$$7 \text{ 錢} \times \frac{1,500}{10} = 10 \text{ 圓} 50 \text{ 錢} \dots\dots\dots \text{從價率}$$

$$150 \text{ 圓} \times \frac{1,500}{10} = 22,500 \text{ 圓}$$

$$22,500 \text{ 圓} \times \frac{4}{10,000} = 9 \text{ 圓} \dots\dots\dots \text{從價率}$$

9月14日——12月8日——9期

$$9 \times (10 \text{ 圓} 50 \text{ 錢} + 9 \text{ 圓}) = 175.50 \text{ 圓} \dots\dots\dots \text{保管料}$$

練習問題

某商人が半田杉治商會ヨリ養鶏飼料 20,000斤ヲ買入シタルニ購入數量過大ノタメ自家倉庫ニ收容シ得ズ、故ニ市内東陽倉庫ニ倉入シ置キ、之ヲ賣却セントスル時ハソノ保管料ハ幾何ナリヤ、尙1袋ニ付キ保管料幾何ナリヤ。

125斤1袋トス、代價 100斤ニ付 ¥ 7.30
 倉入期日 3月17日 倉出期日 5月3日

第四章 危険の分擔

一、保險と協同 吾等人間は孤立して生きてゆく譯にはいかぬ。これは文化の程度低き昔もそうであつたが

日進月歩一瞬たりとも停止せず文化のますます開けゆく現代に於ては尙更のことである。然し乍ら広い世の中のことである、人皆知り合つて協同することはこれ又不可能な事である。實際に吾々が知り合つてゐる範圍は極めて小部分である。而して吾等は小部分ではあるが互に相寄り相助け合つてこそ始めて生活することが出来る。故にその中で起つた、災難に對しては決して見殺しにする様なことはせず直ちに救ひ合ふ。葬式、火災等の如きよき例である。然し乍ら吾等は相知れる範圍内に於ける協同のみにて事定めりとするものではない。未知の人々との間にも同一の危険の下では相助ける工夫が存する。即ちある人の受けた損害に對して人々はそれを分擔するのである。斯ることが即ち保險である。

二、保險用語に就いて 保險に關する熟語は之を明確にして置く必要がある。以下その重要なものを擧げる。

- (一) 保險者 保險を營むもので、事故發生の場合保險金を支拂ふもの
 保險會社がこれである。
- (二) 保險契約者 保險者と保險契約を結ぶ者
 保險契約者は必ずしも被保險者ではない。
- (三) 被保險者 保險者から損害の填補を受ける者。
- (四) 保險の目的 保險に付けられたもの、生命、家屋、商品、船舶等である。

(五) 保険價額 保険の目的物を金銭に見積つた額である。

(六) 保険金額 保険價額に基いて保険者と保険契約者との間に定められた額で、通常保険金と云はれてゐる。

(七) 保険料 保険の掛金のことである。保険契約者が保険者即保險會社へ拂込む料金である。保険料の算出は過去の事故發生を基礎とする。

(八) 保險證券 保險契約の内容を明記した證券で、保險者が保險契約者の請求によつて交付しなければならぬ。保險證券記載事項は法律が之を規定してゐる(商四〇三三)。尙保險證券には右以外に特殊の契約條項がある、之を保險約款と云ふ。保險約款に二種ある
一、普通保險約款 二、特別保險約款である。

三、海上保險、火災保險

(一) 海上保險 海上保險契約は航海に關する事故に因つて生ずることある可き損害の填補を以て目的とするものである。航海に關する事故とは、船舶の沈没、坐礁、火災、衝突、流水等の自然的危險は勿論のこと、船員の惡行、海賊、戰爭等の人為的危險をも含むのである。
海上保險の目的として重要なものは左の如くである。

一、船 船體のみならず機關及其他の附屬具を含む。

二、積 荷 商品たる否とを問はず法律上禁止されて居らぬ積荷のこと。

但し保險の目的物たり得ない積荷はこの限りではない。

三、運 賃 積荷の運賃―船主又は運送業者がその取得すべき運賃を保險の目的とする。保險金額は運賃の外に手数料も加算される。

四、豫定利益 積荷が目的地につけば取得し得る利益を云ふ。これは積荷の保險金額の中に多く含まれてゐる。

損害の種類

一、全 損 船舶、積荷等の全部滅失した場合、或は損害莫大なため現状復歸困難なもの。

一、分損(海損) 船舶、積荷の一部が損害を受けた場合。

イ、共同海損 船舶が遭難した場合、船長が船舶又は積荷の一部を犠牲にして共同の危險を免れしめんとする場合に生ずる損害を云ふ。

共同海損成立の四條件

一、船舶及積荷に關して共同の危險が存在したること。

二、右の危險を免れるために船舶又は積荷の一部を犠牲に供したること。

三、右の犠牲處分は船長の故意、即ち自由意志に出でたこと。

四、處分の結果、船舶又は積荷の一部が救済されたこと。

右の四條件に該当する場合は左記の通りである。

イ、投荷及帆檣の切斷。

ロ、船内火災の消防。

ハ、任意の坐礁。

ニ、船舶浮揚の損害。

ホ、船具及貯藏品の燃料用消費。

ヘ、避難港に於ける費用等。

ヨーク、アントワープ、ルール

海上運送は國際的性質を有する。その一である海上保険も同様に國際性を有する。共同海損に就いても左様であると云はる可きである。故に各國海運業者及海上保険業者の共同海損に關する規定は主として一八九〇年の國際法會議で修正決定されたヨーク、アントワープ、ルールによつてゐるのである。海損清算人

共同海損の分擔額決定には特殊技術を必要とする。これを専門としてゐるものである。ロ、單獨海損 共同海損以外の海損である。

船主又は荷主が各別に負擔すべき船舶又は積荷に就いての損害である。

損害填補の種類

一、全損のみ擔保 全損のみ保險者が填補の責を負ふ。保険料安く、主として船舶保険に用ひられる。

二、單獨海損擔保 一切の損害費用を填補するもので保険料が最高である。

三、單獨海損不擔保 全損、共同海損の場合だけである。

四、委付

保險の目的物が殆ど全損に近い状態になつた場合に、之を保險者に引渡して保險金の全部を請求することが出来る。

尙商法によれば保險者が損害又は費用の填補の責に任せぬ場合の規定あり。

(二) 火災保險 火災によつて生じた損害を填補する保險で、動産、不動産の別がある。

動産保險——商品、機械、家財等を保險するもの。

不動産保險——店舗、工場、倉庫、住宅等の建物の保險。

但し貨幣、寶石、有價證券等の貴重品や、火藥、マッチ等の危険性のものは目的物とならない。

損害の範圍に於ては火災にかゝつたものは勿論、そのために受けた損害にも及ぶ。尙保險會社がその責に任せざる場合の規定は商法が之を定めてゐる。(商三九五、三九六)

利益擔保火災保險（昭和十四年八月施行豫定）

一七六

今までの火災保險が支拂ふのは建物、動産等の直接損害だけで保險金が下る時まで休業または經營の支障等による減收等の間接の損害に對しては支拂の道がなかつたのが、さうした間接の損害に對しても特約を結びさへすれば支拂をうけられるやうになつたもので、この認可を受けた會社は東京海上、東京火災、横濱火災海上、日本共立、豊國、扶桑、大正海上の八社である。
右の保險はアメリカでは實施され相當の成績をあげてゐる。

四、保險期間

イ、火災保險

- (一) 普通保險 期間一ケ年 不動産保險に多し。
 - (二) 日歩保險 一日單位計算 倉庫内の受寄物。
 - (三) 定期保險 一ケ月、三ケ月、六ケ月 普通保險期間よりも短し。
 - (四) 臨時保險 特殊の物品に付き臨時短期間に定める保險。
- ロ、海上保險 本船に積荷を完了した時より、目的港に於て積卸までのその期間である。船舶保險中の定期保險は一ケ年で航海毎のものもある。

五、保險料

イ、火災保險 保險の契約の當事者が特別の危險を斟酌して保險料の額を定めた場合に於て保險期間中、その危險が消滅したときは、保險契約者はその後の保險料の減額を請求することが出来る。

保險料は通常、保險金額百圓又は千圓につき一箇年又は一箇月幾何として計算される。その割合は地域によつて等級があり、更に保險の目的物の構造、材料、附近の狀況、火氣使用の方法、或は目的物に關係のある人々の人物等種々の事情を斟酌して決定される。火災保險料は契約の時に一度に支拂はるべきものであるが、時には分割拂を認めてゐる。又満期に當つて収入保險料の幾分を拂戻すことがある。

火災保險協定料率に就いて

普通物件料率の適用を受くるものは、普通一般の建物及其その收容動産なのである。原則として、すべて建物とその收容動産は同一である。語を換へて云へば收容動産に對する料率は原則として之を收容する建物によつて定まることになつてゐる。

建物の構造級別

- 第一級 煉瓦造（煉瓦一枚半積以上）
- 鐵筋コンクリート造（壁厚六吋以上）
- 土藏造（壁厚四吋以上）
- 石造（壁厚八吋以上）

一七七

第二級 煉瓦造 (煉瓦一枚積以上)

鐵筋コンクリート造 (壁厚六吋未満)

土藏造 (壁厚四吋未満)

石造 (壁厚八吋未満)

竹筋コンクリート造 (壁厚七吋以上)

第三級

鐵網コンクリート造、メタルラスコンクリート造 (何レモ壁厚二吋以上)

空筒式煉瓦造

張付煉瓦造、張付石造

コンクリートブロック積、人造石ブロック積

堅瓦セメント塗、堅瓦漆喰塗

第四級

鐵骨ニシテ金屬又ハ上記以外ノ不燃質物ヲ以テ周壁トシタルモノ

前記各級以外ノモノ

木骨ニシテ石綿盤針金締メ重ネ張リノモノ

一般料率 (一ヶ年百圓ニ付キ)

愛知縣	名古屋市	第一級	第二級	第三級	第四級
		一等地	二等地	三等地	四等地
其	他	一八	二二	二七	三三
		一三	一八	二二	二七
		一八	二二	二七	三三
		三〇	四〇	五五	七〇
		四〇	五五	八〇	一、三〇
		一八	二二	二七	三三

短期料率表

一ヶ年未満の短期契約には左の短期料率を適用すべきものとす。

期間	年率の	期間	年率の
五日マデ	五分	五ヶ月マデ	五割五分
八日マデ	七分	六ヶ月マデ	六割五分
十五日マデ	一割	七ヶ月マデ	七割五分
一ヶ月マデ	一割五分	八ヶ月マデ	八割
二ヶ月マデ	二割五分	九ヶ月マデ	八割五分
三ヶ月マデ	三割五分	十ヶ月マデ	九割
四ヶ月マデ	四割五分	十一ヶ月マデ	九割五分

ロ、海上保険 保険料は、船舶の種類、構造、材料、新舊、航路、季節、船長、積荷の種類、性質、荷造等損害填補の種類によつて定められる。通常、保険金額百圓につき何程と定めて、契約の都度支拂はる可きものであるが、常得意先に對しては月末又は一定期毎に一括して後拂とする便がある。又會社によ

つては毎半期又は年末に、収入保険料の幾部分かを拂戻すことがある。

六、契約手續

イ、火災保険 火災保険申込書に要件を記入して保険會社又は代理店に申込み。保險會社はそれに基づいて保險契約の目的物を検査して、その上保險料支拂後保險證券を交付する。併し實際には代理店又は保險外交員が一切の手續を濟ませるのである。保險料の支拂と共に保險料領收證を交付する。これは保險證券の交付されるまでは大切に所持してゐなければならぬ。保險期間終了後、更に保險を續ける場合には繼續火災保險料領收證の交付のみで、保險證券の書換へはしないのが普通である。

ロ、海上保險 保險契約を締結せんとするには、先づ保險申込書に所要事項を記載して、保險會社又はその代理店に提出する。然るときは保險會社は保險の目的物を検査して保險金額、保險料を決定する。而して第一回保險料支拂の上保險證券の交付を受ける。

七、保險證券

イ、火災保險 商法第四〇三條の記載事項の外左の事項を記載しなければならぬ。

一、保險に付した建物の所在、構造及用方。

二、動産を保險に付したときは之を納るゝ建物の所在、構造及用方。

ロ、海上保險 一般保險證券の外に左の事項を記載しなければならぬ。

一、船舶を保險に付した場合にはその船舶の名稱、國籍並に種類、船長の氏名及發航港、到着港又は寄航港の定あるときは其港名。

二、積荷を保險に付し又は積荷の到達に因りて得べき利益若くは報酬を保險に付したる場合に於ては船舶の名稱、國籍並に種類、船積港及陸揚港。

保險證券には船舶、積荷の二の保險證券がある。

保險會社ではその常得意に對しては保險通帳を用ひて保險證券の代りとする。

八、保險金受取の手續

イ、火災保險 保險の目的物が契約期間中に罹災したときには、保險契約者又は被保險者は直ちに保險會社又はその代理店に通知し、一定期間内に火災狀況調査書及損害見積書を作製し、保險會社へ支拂を請求する。保險會社は實地調査をした上で、損害額を決定し、一定期間内に保險金額を支拂ふ。

ロ、海上保險 保險の目的物が損害を受けた場合、保險會社又はその代理店に通知し、船長の海難證明書に基づいて、會社の立會検査を求め、報告書を作つて保險證券を添へて保險金額の請求をする。

一般保險證券には左の事項を記載し保險者之に署名することを要す。(商法第四〇三條)

一、保險の目的。

二、保險者の負擔したる危險。

本科 第四年

- 三、保険價額を定めたるときは其價額。
- 四、保険金額。
- 五、保険料及其支拂の方法。
- 六、保険期間を定めたるときは其始期及終期。
- 七、保険契約者の氏名又は商號。
- 八、保険契約の年月日。
- 九、保険證券の作成地及其作成の年月日。

本科第四年

- 三、保険價額を定めたるときは其價額。
- 四、保険金額。
- 五、保険料及其支拂の方法。
- 六、保険期間を定めたるときは其始期及終期。
- 七、保険契約者の氏名又は商號。
- 八、保険契約の年月日。
- 九、保険證券の作成地及其作成の年月日。

本科 第四年

第一章 外國貿易

我々の生活に必要な物資の生産は、氣候、風土、技術等の相異によつて自ら制限される。物資の交換は今日では、ひとり國內のみならず外國との間にも行はれ、各國相互に有無相通するに至つた。かやうに外國との間に行はれる商業を外國貿易又は國際貿易と言ふ。外國貿易は通常その距離が隔るのみならず、人種を異にし、言語、風俗、習慣を異にする者との間に行はれる商業であるから、自ら內國商業とは異なる所がある。外國貿易は、今日に於ては內國商業の如く自由に行ふことを許されてゐない。國家は、或は自國に於ける幼稚なる産業を育成し、或は國防上必要な産業の發達を助成するなど、種々の理由により外國貿易に對して種々の制限を加へ、又は之に對して種々の保護を與へてゐる。かやうに外國貿易に制限又は保護を加へることを保護貿易と言ひ、これに對して貿易を自由に放任することを自由貿易と言ふ。現今では各國とも完全なる自由貿易を許すことなく程度の差はあるが、何れも保護貿易を行ひ、特に近年は保護の程度が高められつつある。保護貿易の手段の内、最も強力なるものは、輸出入の禁止であるが、これは貿易を阻止することであり、其の効果は却つてよろしくないから、現今では特殊の場合の外は行はれてゐない。通常は關稅、輸出獎勵金、戻稅及び交附金、補助金等が保護の手段として用ひられてゐる。

第一節 我が國と外國貿易

我が國の外國貿易は、永い間の鎖國によつて、歐米諸國よりも遙に、その發達が遅れてゐたけれども、明治維新以來、各國と通商條約を締結して、進んで外國貿易の發達に力を注いだから、今日では非常の進歩を遂げるに至つた。次の統計はよくこの事情を説明するであらう。(内地及樺太)

年	輸出	輸入	合計	出入超
明治元年	一六	一一	二六	出五
同 十 年	二三	二七	五〇	入四
同 二十 年	五二	四四	九七	出八
同 三十 年	一六三	二一九	三八二	入五六
同 四十 年	四六五	五一五	九七九	夕五〇
大 正 六 年	一、六〇三	一、〇三六	二、六三九	出五六七
昭 和 二 年	一、九九二	二、一七九	四、一七一	入一八七
同 七 年	一、四一〇	一、四三一	二、八四一	夕二一
同 八 年	一、八六一	一、九一七	三、七七八	夕五六
同 九 年	二、一七二	二、二八三	四、四五五	夕一一
同 十 年	二、四九九	二、四七二	四、九七一	出二七
同 十 一 年	二、六九三	二、七六四	五、四五七	入七一
同 十 二 年	三、一七五	三、七八三	六、九五八	夕六〇八

我が國は天産に恵まれず、國土狭小にして人口稠密なるを以て、原料品を外國に仰がなければならぬか

ら、これに對して輸出を盛にすることは極めて必要で、外國貿易の重要性は頗る大である。

現今輸入品の重要なものは、棉花を第一とし、羊毛、鐵、機械類、ゴム、原油及び重油、バルブ、木材、豆類等これに次ぎ、輸出品は綿織物が最も多く、生絲、人絹織物、絹織物、陶器及び磁器、機械類、食料品等これに次ぐ。

又我が國との貿易國は輸入にありては、北米合衆國が第一位を占め、英領印度、滿洲國、中華民國、濠洲、關東洲、獨逸、英國等である。輸出にあつても北米合衆國が第一位を占め、英領印度、關東洲、蘭領印度、滿洲國、中華民國等がこれに次ぐ。

第二節 外國貿易 第一項 種類

外國貿易は次の如き種類がある。

(イ) 輸出貿易と輸入貿易 諸子の知る如く自國商品を外國に賣却することを輸出貿易と言ひ、他國商品を自國內に買入れることを輸入貿易と言ふ。

(ロ) 居留地貿易(商館貿易)と直接貿易 一國の外國貿易が幼稚なる時代には、概ね自國の開港に於ける外國商館を相手として、輸出入取引が行はれる。これを居留地貿易又は商館貿易と言ふ。然るに國內の産業が發達し、外國の經濟事情が明かとなるに及んでは、居留地貿易を排して直接に外國に於ける取引先と取

引するに至る。これを直接貿易と言ひ、その輸出入によつて直輸出貿易、直輸入貿易と言ふ。我が國に於ては明治の初期には専ら居留地貿易が行はれたが、日清戦争時代から漸次直接貿易が発達し歐洲大戰の頃に至つては大に盛となつた。

(ハ) 通過貿易(仲繼貿易) 或一國の商品が第三國を經由して他國と貿易されることがある。この場合に、その經由する第三國から見てこれを通過貿易または仲繼貿易といふ。この場合には貨物の通過によつて運送、保管、保險、改装などに要する費用が通過國の利得となることが多い。なほ通過貿易には、その通過國の商人が、この取引を營むために、貨物がその國を通過する場合と、取引は他國間に行はれ、單に地理的關係上貨物が、その國を通過する場合とがある。後者は例へば米、露間に取引せられた貨物が便船の關係上我が國を通過するが如きこれである。

(ニ) 加工貿易 例へば小麥を輸入し、これに加工して小麥粉となして輸出するなどの如く、原料品又は半製品を輸入し、これに加工し製品として更に輸出する外國貿易をいふ。

(ホ) 出商業(出先貿易) 外國に於ける自國貿易業者が外國對外國間の貿易に従事する外國貿易をいふ。例へば我が貿易業者が瓜哇から砂糖を買入れて、これを英領印度に販賣するなどがそれである。この種の貿易によつて得られる収益は概ね自國に送られるものであるから、これも亦一國の所得をなすものである。

第二項 施設

(イ) 開港 四面殆ど海洋を繞らす我邦に於ては、外國貿易の専ら海港を經由して行はるるは當然にして、我が關税法第十八條に「開港ニ非レバ外國貿易船ハ出入スルコトヲ得ズ」と規定したるは素より其の所とす。開港とは特に貨物の海外輸出入を許されたる港灣を言ひ、其の他の一切の港を不開港と言ふ。外國貿易船は海難其の他の止むを得ない事故のある場合の外、不開港に出入する事は許されない。貨物の輸出入を開港のみに制限せるは、國家が此處に設置したる税關により、輸出入の監督及び徵税を遂行せんが爲めに外ならない。

(ロ) 開市場 開港に對して外國貿易の許された陸境の一定地域を開市場と言ふ。我が國は樺太に於て蘇國に接し、朝鮮北端に於て滿洲國と接して居るから夫々數箇所の陸接國境貿易地を指定してゐる。

(ハ) 税關 税關とは一國の貿易及び財政政策上の目的を遂行する爲め、國家の施設する機關の一にして、船舶の入港、出港、貨物の輸出、輸入、保税倉庫の入庫、出庫等凡そ外國貿易に關聯する監督及び徵税上の事務を取扱ふ官衙なり。而して税關の事務は大藏大臣の監督の下に立つ税關長之を管掌する。

我が國では全國重なる開港及び開市場には税關の設置あり。全國を劃して税關區域なるものを設け、各税關をして之を分轄せしめ、大藏省主税局が之を統轄する。而して各税關區域内に於ける開港及び開市場には、夫々税關支署、税關出張所、税關支署出張所、又は税關監視署を置く。我が國の税關所在地は横濱、神戸、大阪、名古屋、長崎、門司、函館、基隆、仁川、釜山、新義州の各地である。

税關事務の重なるものは、(一)關稅、噸稅及び稅關諸收入に關する事項、(二)保稅倉庫、稅關假置場其の他の保稅地域に關する事項、(三)船舶及び貨物の取締並に貨物の收容に關する事項、(四)關稅法及び噸稅法の犯則者の處分に關する事項、(五)輸出入貨物の戻稅及び交付金に關する事項等である。

右の内、關稅とは、國家が國境を出入貨物に對して賦課する租稅の事である。關稅には、通過稅、輸出稅、輸入稅の三種あれども、現今諸國の實際に課する關稅は、唯輸入稅のみなるを以て關稅は即ち輸入稅たるの觀あり。而して關稅は賦課の基準方法により、從量稅と從價稅の二となり、又その賦課の目的により保護關稅、收入關稅との二となる。尙關稅定率の定め方により國定稅率と協定稅率の二種となる。協定稅率には所謂最惠國約款による場合が多い。

(ニ) 商品検査所 商品の粗製濫造を制し、品質の向上を圖ることは、如何なる場合にも必要であるが、殊に重要輸出品に就ては、その必要が大である。故に我が國では官公立の商品検査所として生絲検査所、花蕊検査所、植物検査所、輸出絹織物検査所等がある。尙同業組合、輸出組合なども商品の検査を行ふ。而して重要輸出品に就ては、検査を強制し、不合格品の輸出を禁じ、これによつて粗製濫造を戒め標準化を圖ることにしてゐる。

第三項 取引方法

外國貿易の取引方法は、國內商業と異り、甚だ複雑なり、即ち貿易貨物は輸出入共に、必ず所定の手續を

經て税關を通過させなければならぬ。この手續を通關手續と言ふ。

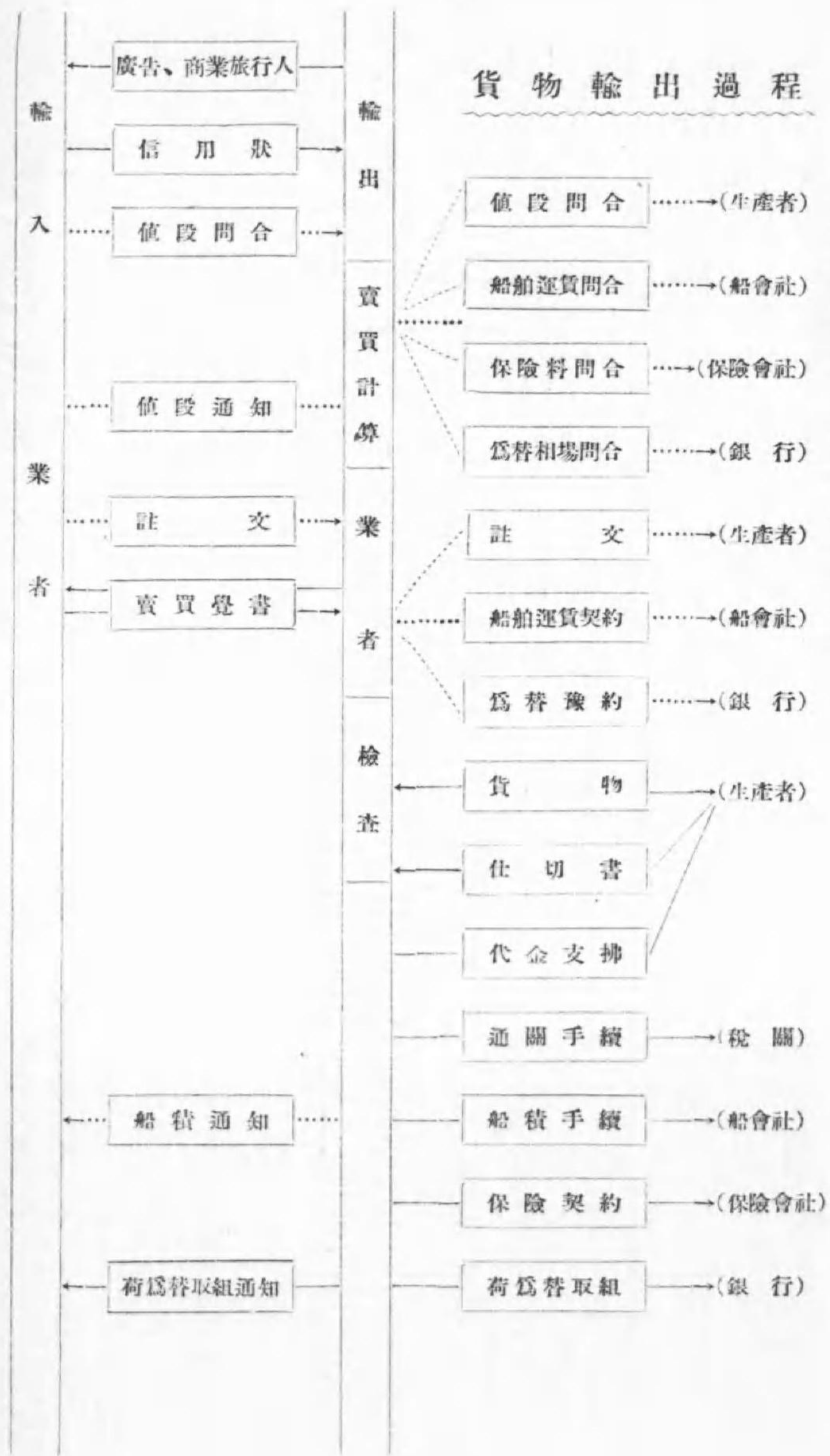
貨物の通關手續には次の五種あり。即ち輸出入手續、保稅倉庫入出庫手續、積戻手續、陸海運送手續、貨物の收容手續なり。

右の中、輸出入手續に付説明しやう。

(イ) 輸出手續 現今多くの國に於ては、輸出稅なるものを課せざるを例とし、輸出品は事實上、凡て所謂無稅品なるが故に、輸出手續は極めて簡單にして、單に輸出申告書及び輸出票に、法定の要件を記入し、之を税關に提出し、輸出免狀を受くるを以て足る。

(ロ) 輸入手續 船の積荷目録が税關に提出せられ、輸入貨物が陸揚げせられたる後、その通關手續を爲す。即ち先づ輸入申告書及び輸入票に法定要件を記入し、之を税關に提出する。税關は輸入申告書と、船長から届出た積荷目録とを照合し輸入貨物の検査を行つて、輸入免狀を交付する。但し輸入貨物が有稅品である場合には、その關稅の納付後輸入免狀を交付する。輸入者は、この免狀を得て初めて貨物を税關から持出す事が出来る。

輸入品の多くは有稅品にして、關稅即ち輸入稅を賦課せらるるが故に、その通關手續は輸出通關手續の如く簡單ならず。されば之に慣れざる者にとりては、少許の手續料を要するも税關貨物取扱人に委託するのが便利である。



一九〇

税關貨物取扱人とは自己又は委託者たる貨主の名に於て、税關に對し貨物に對する通關手續を行ふを業とする者を言ひ、之を營むには、一定の資格を具へた者が免許料二十圓を納付し、その營業地を管轄する税關長の免許を受け、五千圓以上一定額の身許保證金を納付し、且つ税關長の監督を受けて業を營むものである。税關貨物取扱業は、之を専門とする税關貨物取扱人によつて營まらるる外、運送取扱人又は運送業者によりて兼營せらるる場合も尠からず。

次に貨物輸出過程、輸出通關手續及び輸入通關手續を圖示しやう。

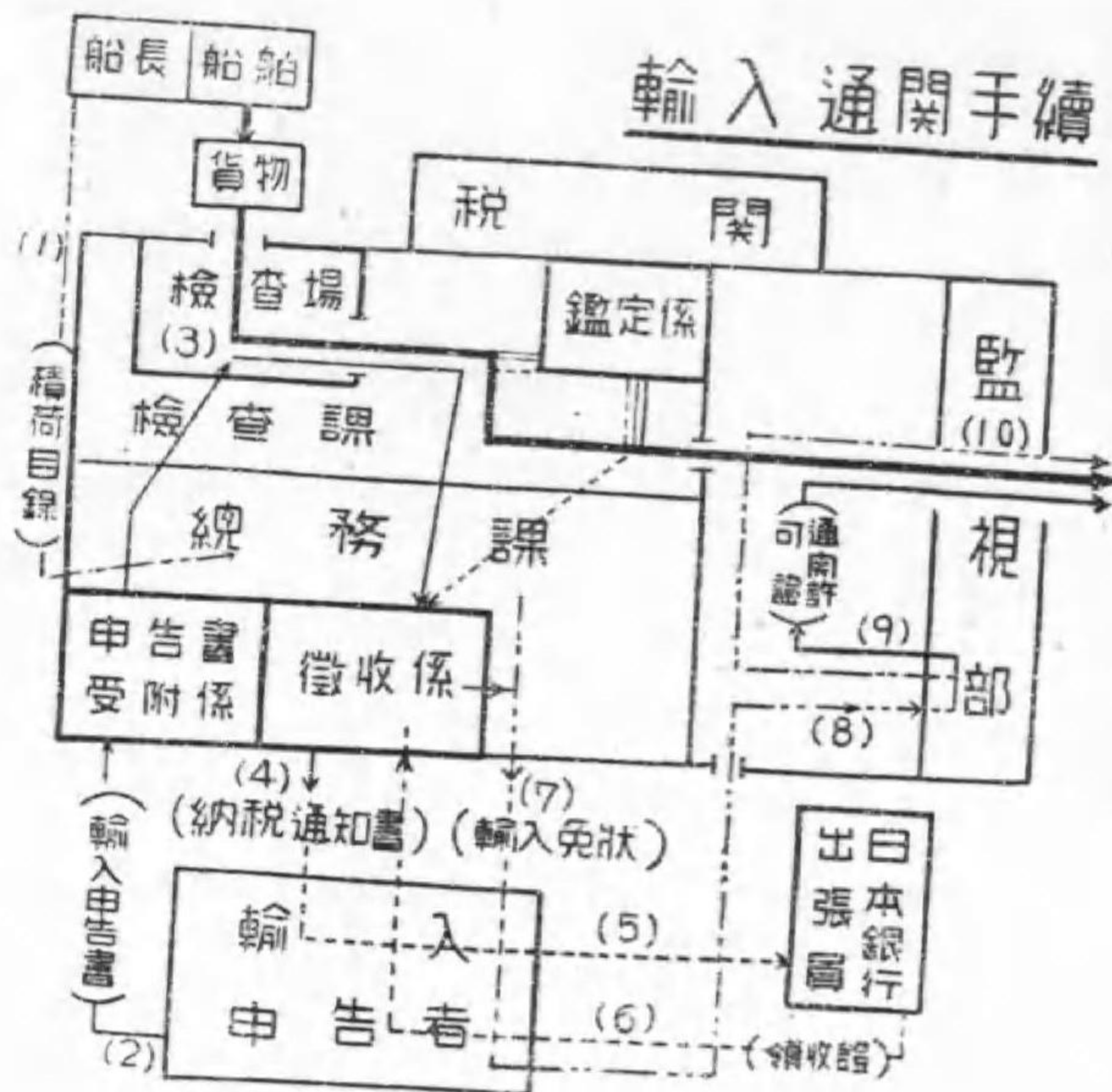
我々が日常、物資を賣買すれば、それと同時に代金の受拂をなす必要が生ずる、これと同様に、我が國と外國との間に物資の賣買即ち輸出入貿易を行へば、代金の受拂をなす必要が発生する。これは要するに國際間に貸借關係が生ずることである。これを國際貸借又は國際收支と言ふ。國際貸借なる言葉の意義は、一國が他國に對して或は支拂をなし、或は支拂を受ける關係を總稱したものであつて、必ずしも法律上の觀念たる貸借關係とは一致しないのである。

國際貸借の生ずる原因の重要なものは、次の通りである。

(一) 貨物の輸出入 甲國が乙國に對して貨物を輸出すれば、乙國から支拂を受ける地位に立ち、これに反して乙國から輸入すれば、これが支拂をしなければならない。而して貨物の輸出入によつて生ずる收支、即ち貿易上の國際貸借は、何れの國に於ても、皆な國際貸借の最大部分を占むるけれども、唯一の原因ではない。

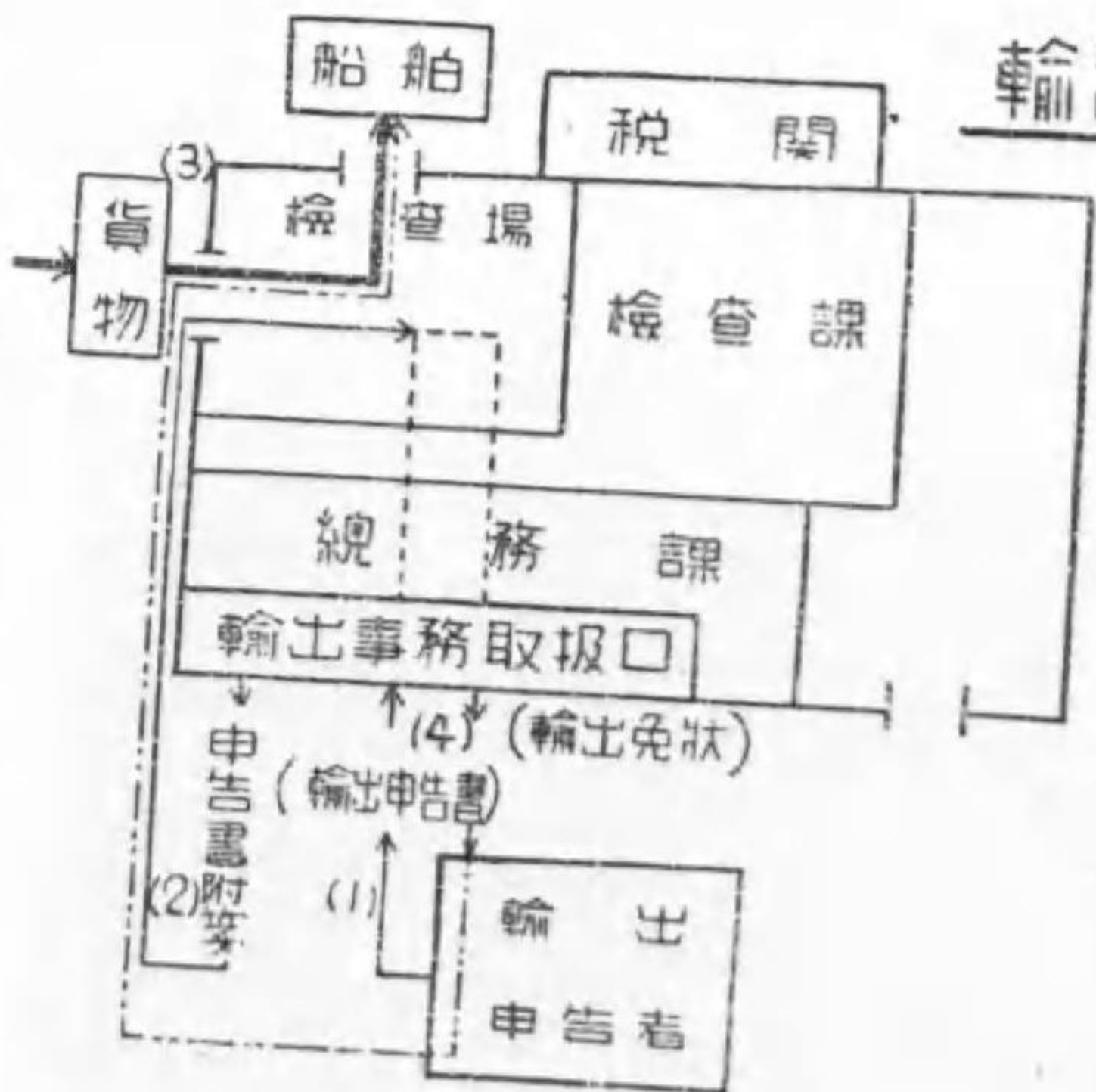
(二) 資金の移動(輸出入) 他國の公債、株券等を買入れる時は、貨物を輸入する場合と同じく外國に支拂をする必要を生ずるのである。又外國の政府、都市、會社等社債券の募集に應ずる時も同一にして、實際の債權者は應募者であつても、一時その金額を債券募集者たる政府、都市、會社等に支拂はなければならぬ立場にあるから之は國際支出である。又反對に、外資の募集をなす場合には債權者は、外國に於ける

輸入通關手續



一、貨物輸入通關手續(1)、(2)、(3)順を示したり。
二、申告價額に不審ある時は貨物を鑑定係に廻付す無税品に就ては、(4)、(5)、(6)の手續を省く。

輸出通關手續



一、貨物の輸出通關手續(1)、(2)、(3)順を示したり。

應募者であるが、之は國際收入となる、然るに後日、回收或は償還を行ふ場合には、國際收支は夫々逆の關係になる。要するに、資本の輸出或は國外投資と呼び、又は外資輸入と名付けるものは、その形式如何に關せず、その期間の長短に拘らず、皆資金の移動であつて、國際貸借の一原因である。

(三) 運賃、儲船料、保険料、手数料(口錢)、利潤等の受拂 數多の船舶を有し、自國の貨物、旅客を運搬するばかりでなく、他國の商品その他を搭載する場合には、運賃なるものも他國から支拂を受ける一原因であつて、日本、英國、米國等は其の適例である。歐洲大戰勃發以來、我が國の國際貸借が數年間非常に順調であつたのは、輸出超過以外に、船舶の運賃、儲船料等の領收に負ふ所大である。又ニューヨークやロンドンの如く、國際商業の中心地では、外國から受取るべき保険料、手数料の金額が少くないのである。外國に在留する商人が、その本國に其の利潤を送るのも亦、國際貸借の一原因を成し、移民の送金も之と同じである。

(四) 外國在留者の經費 外國に旅行、又は逗留する者は、經費の支辨をその本國に仰ぐことが多く、従つてその本國をして外國に對する支拂を増加せしむる原因となる。従つて日本、イタリー、スキスのやうに遊覽旅客の集つて來る國々に於ては、それがため外國から支拂を受ける金額が少くない。その他外交官、留學生等の要する經費も此の部類に屬する。

(五) 不時の原因 例へば償金の受拂の如きはこれに屬する。明治二十七八年戰役の結果、我が國が清國から三千二百九十一萬磅金を領收した例や、世界大戰の結果、ドイツが聯合國に支拂ふべき義務を課せられた賠償金等は此の例である。

その他、金銀地金の輸出入や勞務に對する報酬による原因がある。以上の諸原因を綜括して、二大別し、

(一) 眼に見える原因と(二) 眼に見えざる原因とに分ける事が出来る。

眼に見える原因の中には、商品貿易、金銀地金の輸出入等が入られるし、眼に見えない原因には、資本の輸出入、利子及び配當金の授受、船賃及び保険料の收支、海外事業や勞務から起る受拂ひ、政府の海外收支等が含まれて居り、之を總稱して貿易外の國際收支勘定とも言はれてゐる。

第四節 外國爲替

外國爲替の目的は、内國爲替の場合と同じく、貨幣又は地金銀の輸送をしないで國際貸借の決済を行ふことである。例へば甲國の甲と言ふ人が乙國の乙と言ふ人に一萬圓の品物を賣却したのに、甲國の丙と言ふ人が、乙國の丁と云ふ人に對して一萬圓の支拂義務を有するものとすれば、丙は甲が乙に對して振出した爲替手形を買入れ、これを丁に送ると、丁は丙に呈示して一萬圓受取り、四人の間の貸借は貨幣を輸送しないで相殺する事が出来るのである。遠隔の各國間で貨幣又は地金銀の輸送を行ふ時は、幾多の危険及び勞費を伴ひ、又輸送に要する日數の間は利息を失ふと言ふ不利のあることは言ふまでもない。

斯く國際間に生じたる貸借を決済すること、換言すれば一國から他國に資金を送る事及受取る事が外國爲

替の取引であつて、此の資金移動に用ひられる道具が、外國爲替手形又は電信爲替である。故に外國爲替の意義は抽象的に言へば國際間の貸借を決済する方法となり、具體的に言へば外國爲替手形に依り外國通貨を賣買することであると言ふ事になる。

第一項 種類

外國爲替には、諸子の既に學びたる内國爲替と同様の種類がある。即ち次の如し。

(イ) 送金爲替 債務者が債権者に送金する場合である。普通郵便爲替と同様の理法である。これを又普通爲替或は並爲替と言ふ。尙急を要する送金には電信爲替が利用される。これに就ては本科一年及び二年の教程に於て既に述べた。

(ロ) 逆爲替 債権者が送金を待たず、逆に自ら債務者に宛てて確定日拂の爲替手形を振出し、銀行に割引を求めて代金を受取り、銀行は支拂人所在地の本支店又は取引銀行に手形を送付して代金の取立をなさしめるものである。

逆爲替の一種に荷爲替なるものがある。これに就ては本科二年の教程に於て諸子は既に學びたる所である。尙、銀行爲替のみならず郵便爲替も亦外國に對して取組むことが出来る。これを外國郵便爲替と言ふ。唯、國際間にあつては夫々貨幣を異にするから、その交換の割合を考慮する必要がある。例へば我が國の百圓と米國の何ドルとを交換するかと言ふ事が大切である。この外國手形の賣買される相場を外國爲替相場と言ふ。

第二項 相場

内國爲替の場合には送金の手數料は送金額とは別に計算されるけれども外國爲替にあつては別に計算せずして爲替相場(取引兩國間の貨幣の交換割合)の中に含まれる。しかし電信爲替の場合に於ける電報料は別に支拂を要する。

爲替相場は種々の事情によつて決定されるが、その標準となるものは法定平價である。法定平價とは法律に規定された品位量目によつて一國の本位貨幣の一單位中に含まれる純金(又は純銀)の純分量と他國のそれとの比を言ふ。法定平價は本位貨幣を均しくする國々の間にだけ存し、金本位國と銀本位國との間には存しない。勿論不換紙幣の行はれる國に對しては定め得ない。

本位貨幣の輸出入の自由なる國々の間に於ては爲替相場は、この法定平價を基準として外國爲替に對する需要供給の關係、金融市場の情況、特に金利の變動、手形期限の長短、手形當事者の信用、其の他種々の原因によつて絶えず變動する。併しその變動には通常一定の限度がある。この爲替相場の變動する限界を正貨輸送點(又は正貨現送點)といふ。詳しく言へば本位貨幣の輸出點と輸入點との間を變動する。

併し、現今我が國を始め諸外國の如く金の輸出を禁止したる場合には、爲替相場は正貨輸送點を超えて變動する。例へば日米爲替が二十七ドル十六分の三に下るが如きは金輸出が禁止せられてゐる爲である。

爲替相場の建方に二種ある。一は自國貨幣を基準とし、これに對する外國貨幣の相當額を示すもので、例へばロンドン宛相場一圓につき一志二片と言ふが如きそれである。これを受取勘定又は外貨建の相場と言ふ他は外國貨幣を基準とし、これに對する自國貨幣の相當額を示すもので、例へばシンガポール宛相場百弗につき一九九圓四分の三といふが如きである。これを支拂勘定又は邦貨建の相場と言ふ。尙爲替相場の騰落は各々建相場に現れた金額の増減を指すものであるから受取勘定と支拂勘定とは意味が正反對となることに注意しなければならぬ。

爲替相場には賣相場と買相場との種類がある。賣相場とは銀行が送金爲替と賣渡す時の相場を言ひ、買相場とは銀行が逆爲替を買入れる時の相場を言ふ。

さて受取勘定の爲替相場に於て相場が上騰すると言ふ事は、手形の價格が下落して、我が貨幣の對外價値が上つた事で、受取勘定の建て方に於て相場が平價以上に昇る時は之を順又は利と言ひ、降る時は之を逆又は不利と稱するのである。

外國爲替は直接相手國に對して取組む場合の外に第三國を経由することもある。前者を直接爲替、後者を間接爲替と言ひ、兩者の中、何れが利益であるかを計算することを爲替の裁定と言ふ。諸子は昨日の倫敦、紐育、伯林、シドニー、孟買、新嘉坡、マニラ、盤谷、北京等の各地に對する横濱正金銀行電信爲替賣相場を研究せよ。

第三項 信用狀

商品の發送に際して、荷送主と荷受主との間に代金の決済方法として荷爲替の取組まれる事に就ては既に諸子の學びたる所である。

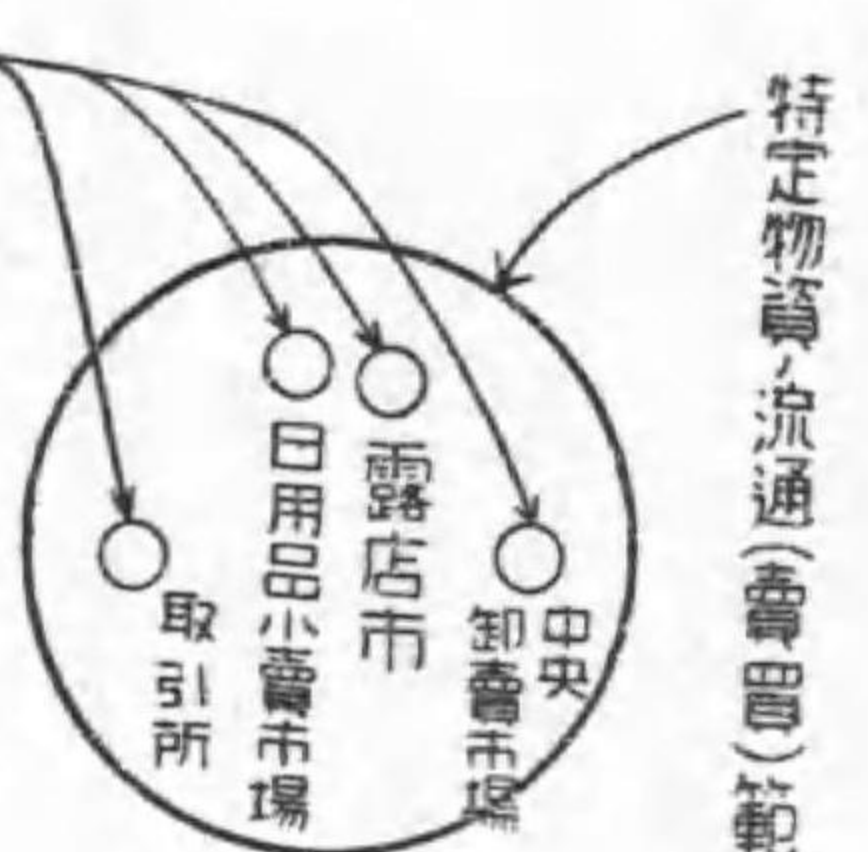
外國貿易に於ける荷爲替は輸入商の信用厚く其の名聲海外に鳴る場合に於ては故障なく取組まるべきも、然らざる場合に於ては、若しその手形が不渡になつた場合には銀行が損失を被ることがあるから、銀行は容易に之に應ぜざるべきを以て輸出者は豫め輸入者をして其の取引する銀行の發行に係る信用狀を送附せしめ之に對して手形を振出し荷爲替を取組むを例となす。信用狀は輸入者所在地の銀行が自ら手形の引受をなすべき事を約束する證書である。之を發行する銀行は依頼者をして相當の擔保を供せしめて發行し、之により依頼者に代り手形の引受人となるのである。故に之に對して振出されたる手形は信用十分にして故障なく割引かれる。信用狀は内地間の荷爲替に用ひられることもあるが、特に外國爲替の場合に盛に利用される。

第二章 商品の配給

第一節 市場

(イ) 市場の意義 市場と言ふ言葉は様々の意味を持つてゐる。普通に青物市場とか魚市場とか公設市場とか言ふ場合には、定時的に賣手と買手とが集つて現實に物資を取引する所の特定の場所又は建物を指すので

ある。この意味に於ける市場を具體的市場と言ふことがある。これに反して、漠然たる意味で市場と云ふ言葉を用ふることがある。例へば財界の人々が金融市場とか國內市場とか世界市場とか云ふ場合には、それら眼に見ることの出来る建物や場所ではなく、需要供給の關聯する範圍を意味してゐる。この意味に於ける市場を抽象的市場と言ふことがある。又販路と言ふことと、同意義に用ひられることがある。例へば新市場の開拓とか、市場の獨占とか言ふ場合は、それである。本章に於て市場と言へば抽象的市場を意味してゐる。



特定物資流通(賣買)關係集中点具體的市場

(ロ) 市場に於て行はれる作用

- 1、評價作用 物資の價格は市場に於ける需要供給關係によつて定まる。市場は評價社會である。物資は市場に出でて初めて價格を與へられる、斯くの如き評價機能は市場の有する最も重要な作用である。
- 2、配給作用 市場に於ては物資の流通配給が行はれる。今日の經濟社會に於ては生産と消費との距離は益々大となり人的、場所的、時間的懸隔の存するに至りたる事は諸子の既に學びたる所である。斯くの如く隔離せる生産と消費とを聯結する作用も亦市場の有する重要な作用である。配給作用に就ては後に再び研究する事とする。

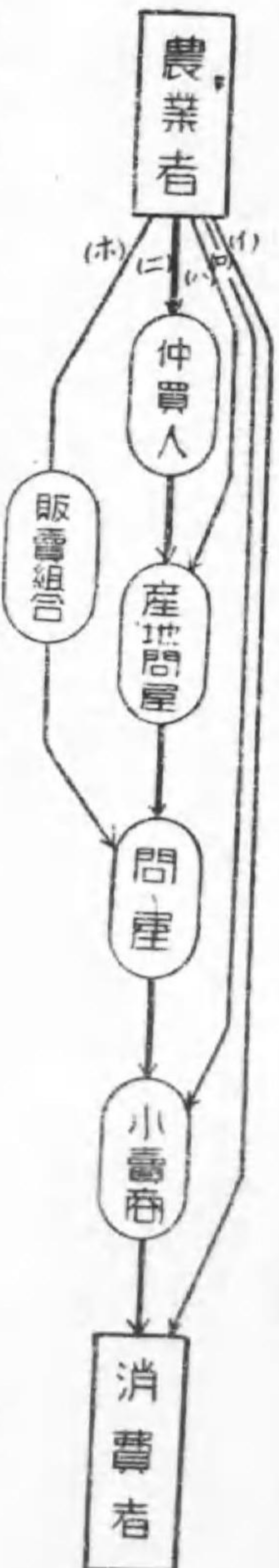
第二節 農産物の配給

1、農産物配給の特徴

農産物は殆ど加工することなく其の儘直ちに最終消費の用に供せらるるものと、之に加工を要するもの即ち工業原料品となるものとの二種に大別される。何れの用に供せられるかを問はず農産物には配給上、一般に次の如き特徴がある。

- (イ) 農産物は蒐集の必要が大である……………大口貨物
- (ロ) 農産物は標準化を必要とする……………格付
- (ハ) 農産物は其の生産が期節的である……………長期、保管、運送、金融
- (ニ) 農産物には腐敗性のものが多い……………配給の高速度化

2、最終消費の用に供せられる農産物の配給



各徑路(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)に就て考察せよ。
3、加工を要する農産物の配給



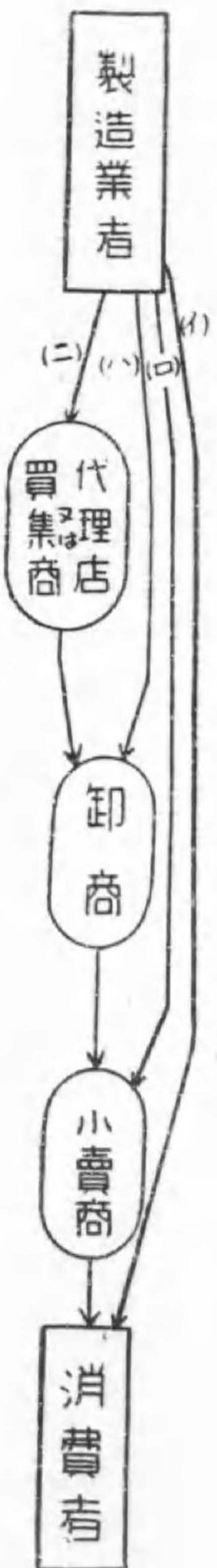
此の種農産物に就ては、蒐集が行はるのみであつて分散は行はれないのが普通である。

第三節 製造品の配給

1、製造品の配給の特徴

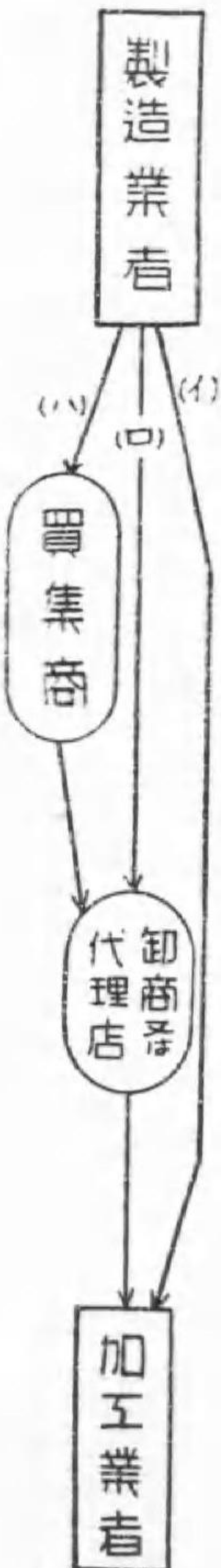
製造品(工業製品)には、そのまま最終消費の用に供せられるもの即ち消費用品と更に加工を要するもの、即ち半製品(例へば生絲、綿絲、鉄鐵等)との二種がある。一般に製造品には配給上次の如き特色がある。

- (イ) 製造品は蒐集の必要が少い……………大量生産
 - (ロ) 製造品は配給に際して特に標準化を行ふ必要が少い……………製品標準化
 - (ハ) 製造品には製造業者の直接販賣の傾向が大である……………製品市場統制
- 2、最終消費の用に供せられる製造品の配給



各徑路(イ、ロ、ハ、ニ)に就て考察せよ。

3、加工を要する半製品の配給



第四節 配給機能

市場に於て行はれる作用の一としての配給作用を行ふことを商業である。商業の目的が生産者消費者間に存する各種懸隔の連結にある事は既に諸子の學びたる所である。

商業が斯る目的を合理的に達せんとせば、商業者は生産者の生産する物資を、生産者に適當なる場所と時と數量とに於て、生産者より引取り、之を消費者に適當なる場所と時と數量とに於て消費者に引渡さなければならぬ。

換言すれば

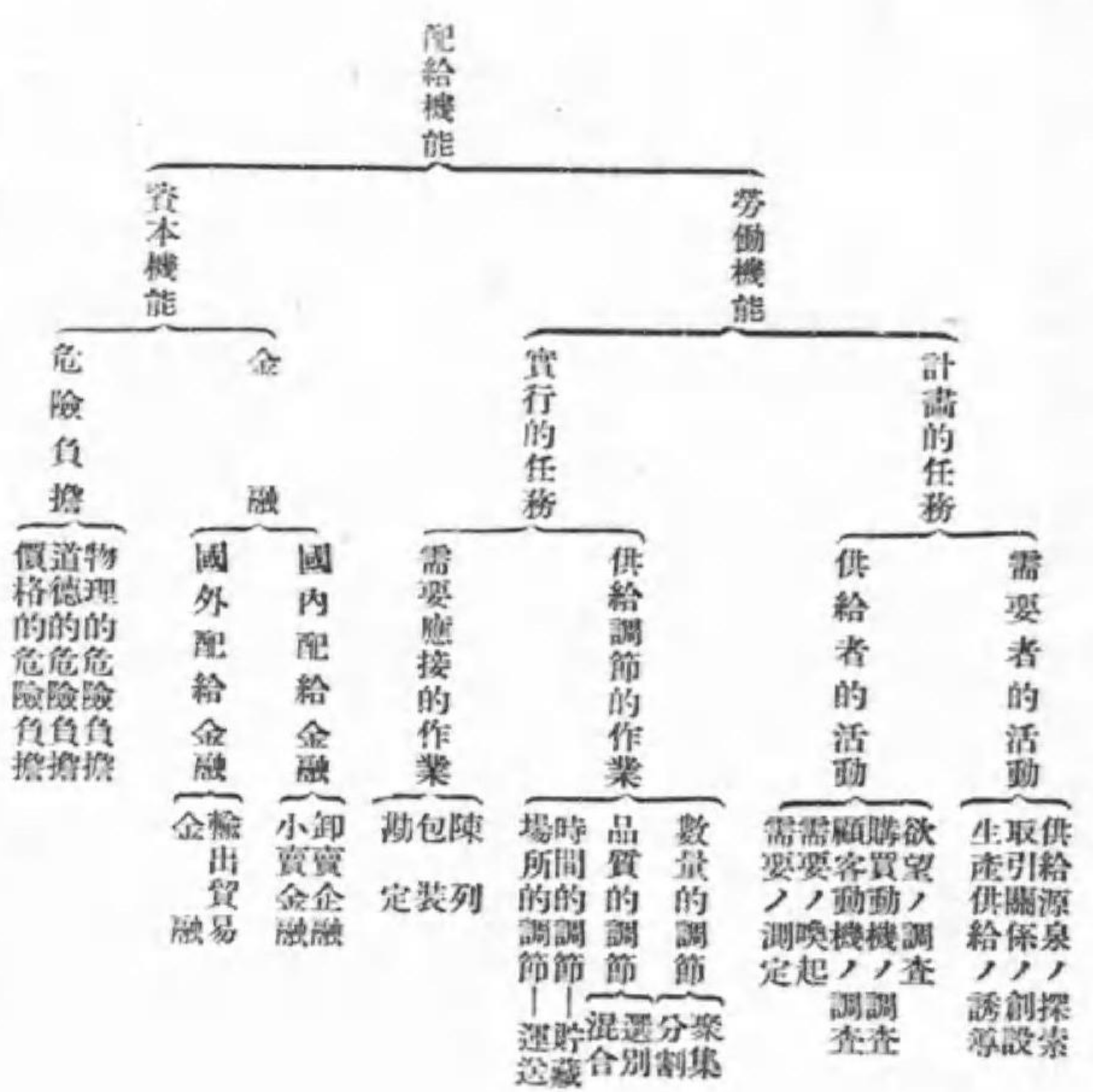
(一) 物資の場所的移轉(運送)

(二) 物資の時間的移轉(保管)

(三) 物資の數量的調節(物資の分合)

こそ商業本來の任務なるが、此の任務を行はんとすれば賣買によらなければならぬ。賣買の手段により物資の移轉、分合を行ふ事を商業の配給機能と言ふ。

故に商業の配給機能は現實に物資の移轉分合を行ふ労働機能と、賣買によつて物資の所有關係を變更する資本機能とに二分せられる。而して前者は又物資の移轉分合を必要ならしめる計畫任務と、その現實的必要に應ずる實行任務とに二分せられ、後者は又、所有關係の變更には資本を必要とし、之を所有せざるものは、他より其の融通を受けねばならぬ。既に資本を必要とする以上は又當然資本喪失の危険を負担しなければならぬ、故に資本機能は金融と危険負擔とに二分せられる。此等の詳細は次の表により研究せよ。



要するに配給機能は各種の職能を包含するものである。

商業固有の任務は、此の如き配給機能を全ふするに外ならない。その社會的意義に於ては他の産業に比し

何等輕んずべき性質のものに非ず。然るに世人住々にして商業の眞の任務を忘却し漫然商業の目的を掲げて「金儲け」と爲すが如きは誠に以て論外の沙汰である。

然らば商業固有の機能を全ふするに當りて準據すべき方針如何。

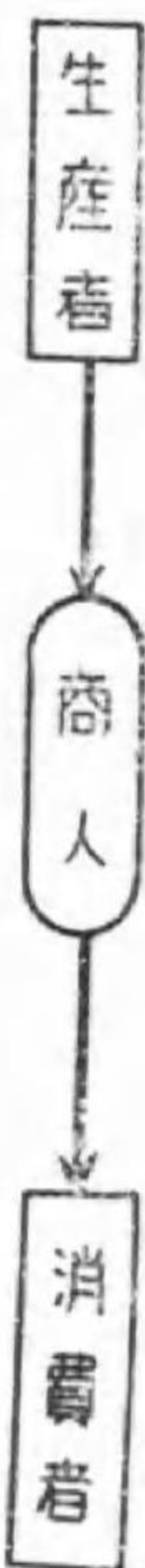
- (一) 物資の配給が最も少き経費を以て行はるること(廉價)
- (二) 物資の配給が最も少き時間を以て行はるること(迅速)
- (三) 物資の配給が最も少き危険を以て行はるること(安全)
- (四) 物資の配給が被配給者に對する最も少き犠牲苦痛を以て行はるること(便宜及快感)

生産者は、その生産せる物資を成るべく高價に賣却し、消費者はその需要する物資を成るべく安價に購入して負擔の軽減を計るに汲々たる有様である。故に此の間に立ちて兩者に満足と與へんとせば、物資の移轉に關する経費(配給費)を節約して双方に有利なる價格條件を提供しなければならぬ。

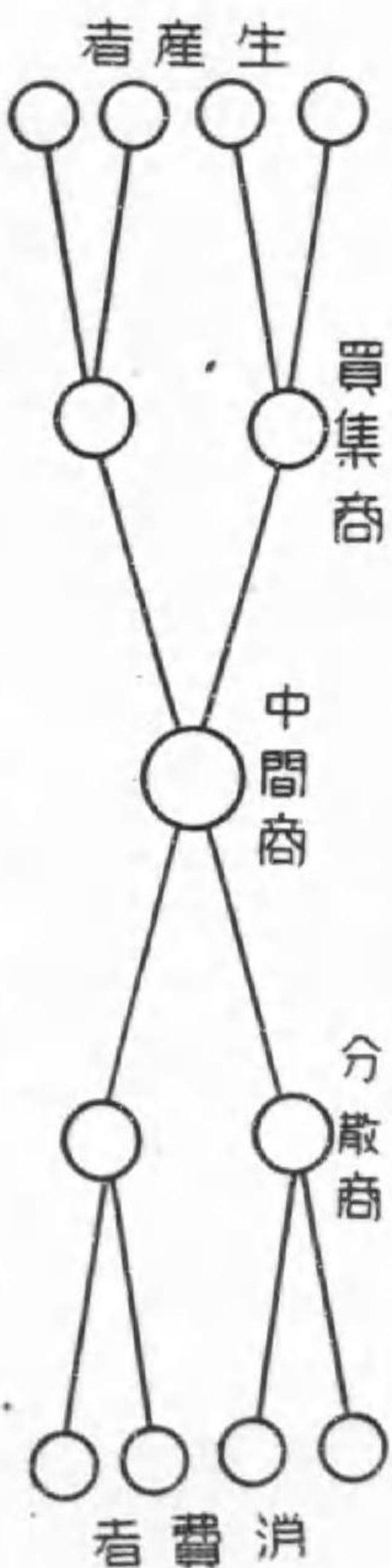
第五節 配給組織

配給組織とは物資が生産者から出でて消費者の手に收められるまでに移動して行く徑路上の組織又は體系である。

商業の目的が生産と消費との間に於ける人的、場所的、時間的懸隔を克服して物資の圓滑なる配給にある事は既述の通りであるが、配給の最も簡單なるは物資が生産者より直接消費者に移動する場合であつて此の場合には未だ配給組織と稱すべきものは存しないと云つてもよからう。原始的交換經濟社會では此の直接配給が行はれたのであるが、其後初めて商業が現れた當時には配給機能は唯一箇の商人により全うされてゐた。



然るに漸次人口は増加し、人智も亦進歩するに従ひ、分業が發達し配給範圍が擴大されるに及んで一方には生産者より物資を買集める任に當る買集商が發生し、他方には物資を消費者に供給する爲に分散の任に當る分散商が生ずるに至つた。かくて此の買集商及び分散商の活動により消費者は遠隔の地に産する物資をも容易に入手し得る事になつたが、配給範圍が一層擴大する時は、買集商と分散商との間に、更に中間商なるものが成立する。此の中間商は買集商より物資を得て、之を分散商に引繼ぐことを任務とするものであつて今日の如く世界的市場の時代には缺くべからざる配給機關の一である。



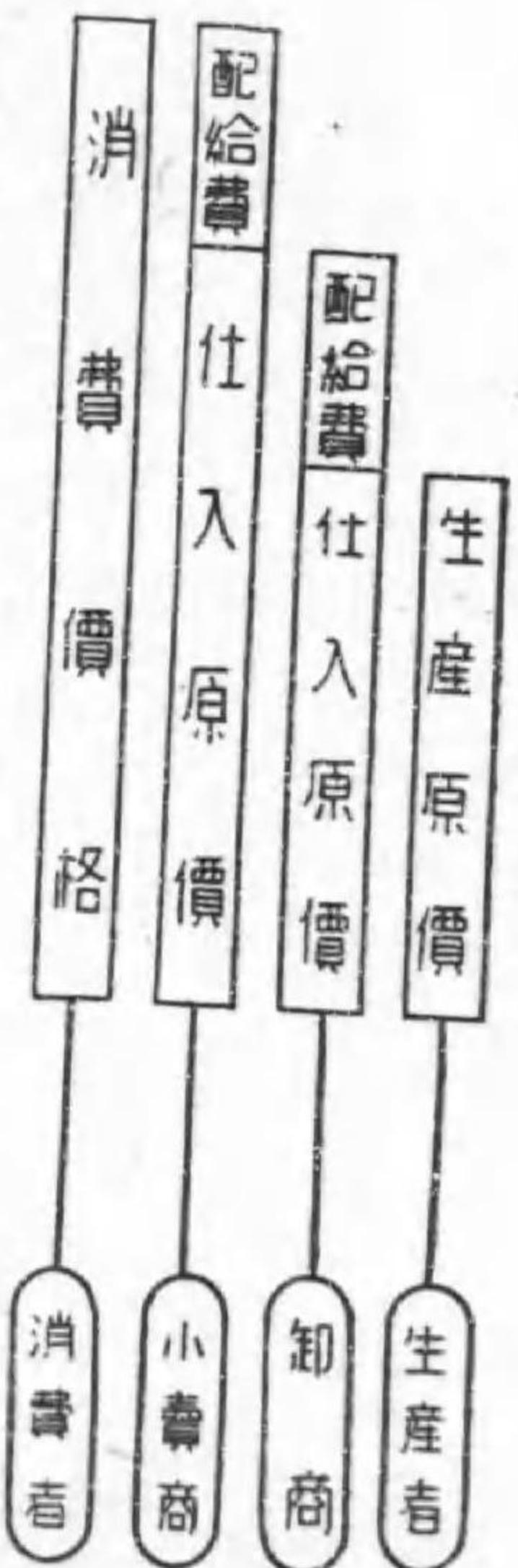
而して此の買集商、中間商及び分散商は更に夫々必要に應じて細分せられるから今日では物資が生産者か

ら消費者に移動するには幾多商人の力に依らなければならない。かくて配給上の各種懸隔は排除せられ物資の流通は円滑になり商人は配給機能を全ふるに至るのである。

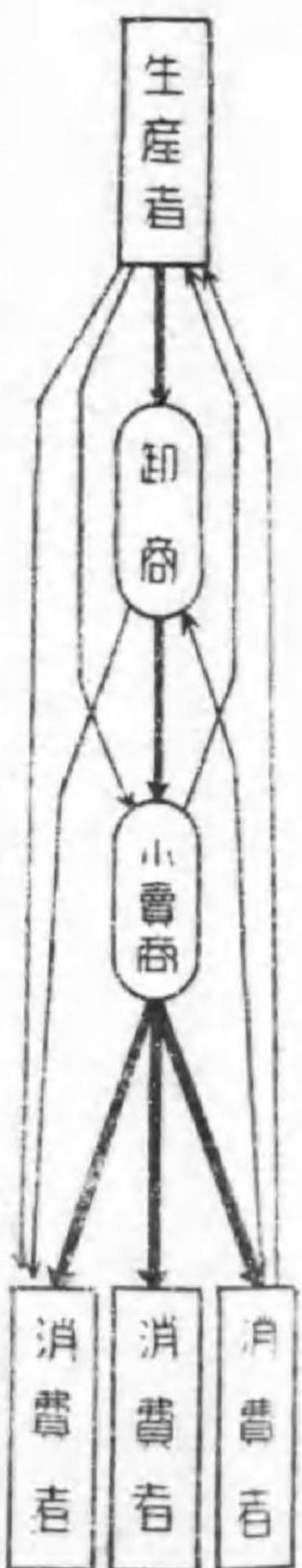
第六節 配給費

物資が配給組織内を流通する爲には人件費、保管費、保険料、運搬費、利子、税金等の諸種の費用を要する、之を配給費と言ふ。

物資の価格は、その物資の市場に於ける需要供給の關係により定まるものであるが、その市場価格の内には、その物資の配給費が含まれるものである。



其の結果、複雑化した配給組織下に於ては、不必要な商人や能率の低い商人が介在して、徒らに物資の價格を高くするの弊害が生じて来た、その結果生産者や消費者や、商人自身も亦自ら配給機能をより完全に果す事により中間商人を排除せんとする傾向も現れて来た。



此の傾向は配給費の低下を実現せんとするものであつて、配給機能を無用ならしめるものではなく、唯關係者の利益のために配給機能の一部又は全部の擔當者が變更されるのみである。即ち従来の配給組織に無駄を發見せる場合に、消費者及び生産者が自ら配給機能を果すことにより、此の無駄を排除せんがために配給機能の兼併を試みるものである。現時の如く生産者及び消費者間に各種懸隔の存する場合には、當然或程度の配給費を必要とし、之(配給費)を絶無ならしめ得ないが故に、配給機能の擔當者として之を専門とする商人と、之を附帯とする消費者及び生産者との能率如何の問題であるから、完全に配給機能を果し配給費の合理化を実現するためには、之を専門とする商人の使命や重且つ大なりと言はざるべからず。

第三章 卸商

物資は諸種の配給徑路によつて、生産者から消費者へ移動されるのであるが、其の間に介在して配給機能を擔當するものが商業經營である。狭義の商業經營は卸賣業と小賣業とに分れたる。卸賣業は小賣業以外の

一切のものを指すわけであるが、ここでは分散卸商に就て研究する事としよう。

第一節 卸商と小賣商

分散卸商の擔當する主要機能は蒐集、保管、金融及び危険負擔である、即ち小賣商に對して次の如き職能を果す。

- (イ) 消費者が常に短期間の豫告を以て要求する貨物を便利なる場所に蒐集すること。
- (ロ) 大口の貨物を小口に分割すること。
- (ハ) 小賣商に對し信用を授與すること。
- (ニ) 配給の専門家として小賣商に對して助言を與ふること。
- (ホ) 小賣商をして貨物保管の費用及び保管に伴ふ危険負擔の重荷を免れしめること。

第二節 卸商と生産者

卸商は生産者に對しても、次の如き機能を盡すものである。

- (イ) 卸商は生産者から、通常貨物を即時買取るから生産者の販賣問題が簡単に解決され、生産者が自ら行ふ場合に比して、保険費用も少く市場危険も少い。
- (ロ) 卸商は生産者から直ちに貨物を引取り又之を他地方に運送するから、生産者は自ら買手の來るまで長く貨物を保管し、又これを自ら他地方に運送する必要がない。これによつて生産者は保管及び運送の手續

を省き又それに伴ふ危険を免れることが出来る。

- (ハ) 卸商は生産者に對しても財政上の援助を與へることがある。即ち或は生産者に製造資金の前貸をなし又製品引渡に際して現金支拂をなし若しくは荷爲替の取組を許すことによつて生産者の金融を助ける。
- (ニ) 卸商の介在は製産者の信用調査の問題を簡單にする。即ち小賣商へ直接販賣をする製産者にあつては非常に多數の小賣商の信用状態に關する調査をしなければならぬであらう。然るに卸商は右の仕事を自己に引受けるのであつて、これによつて生産者としては少數の卸商の信用状態の調査をなせば足ることとなる。

要するに卸商は小賣商及び生産者に對し諸種の機能を盡すものであり、且つ是等の諸機能を実施するに要する費用は小賣商若しくは生産者が自ら行ふ場合に比して低廉である。即ち配給の圓滑と配給費用の輕減とが卸商の社會的使命であり、この使命を果すことによつて、卸商の存在が理由づけられるのである。若し然らずして卸商が配給を圓滑ならしめず、又配給費用を輕減せしめずして却つて増加せしめるが如き場合には、その卸商は社會の寄生蟲となる。且つ其處に生産者の直接販賣、小賣商の直接共同仕入などの活動領域が出現するのである。

第三節 中央卸賣市場

市場の意味には、抽象的市場を指す場合と具體的市場を指す場合とあることは既に述べたが中央卸賣市場

は、その後者の例である。

二二二

中央卸賣市場は主として都市に於ける魚類、肉類、鳥類、卵、蔬菜及び果實の如き腐敗性食料品を迅速且つ低廉に配給するために市その他によつて設けられる卸商市場である。

我が國に於ては歐洲大戰以來小賣市場の設立が盛となつた爲、中央市場の必要が痛感せられ遂に大正十二年に中央卸賣市場法が制定せられるに至つた、而して最初は六大都市に實施せられる事となり同年十二月、六大都市及び其の隣接町村が市場區域として主務大臣より指定せられた。その後、市及び隣接町村の市場區域の指定を受けたるものは殆ど全國の主要都市を網羅するに至つた。

公設の中央卸賣市場を設置せしめんとするに至つた理由は物資の配給機關を整備して都市に於ける食料品の供給を圓滑にすると同時に、その取引組織を改善して價格の決定を公正ならしめる事に存する。即ち具體的に言へば利便と衛生とを主眼とした設備をなし、一方大量貨物の集散、配給の圓滑を圖り、他方冗費を節約して生産者及び消費者の負擔を軽減することである。しかのみならず賣買機關を改善し、取引方法を合理的のものとなし公正なる手段によつて日用品の價格を決定せしめ、生産者並びに消費者の利益を保護すると同時に卸賣業者の位置をも安定ならしめ以て生活必需品卸賣市場の健全なる發達を企圖するにある。

第四章 小 賣 商

配給機能を擔當する商業經營の中、本章に於ては小賣商に就て研究しよう。

第一節 小 賣 商 と 消 費 者

小賣商は直接、消費者と接觸し配給徑路上の最終段階に位するものであり、各種の配給機能を擔當するが、特に消費者に對して次の如き機能を盡すものである。

(イ) 消費者の需要する貨物を消費者の便利とする時及び場所に於て供給する。

(ロ) 小賣商は大口の貨物を小口に分割する、即ち消費者の希望する分量に分割する。

(ハ) 小賣商は現金買を不便とする顧客に對しては掛買を許し顧客の住宅に配達をなし、取扱品の品質、數量、效用等を保證するなど消費者に對して種々の便利を圖る。

小賣商は卸商及び生産者に對しても、次の如き便利を與へる。

小賣商が貨物の分散の任に當り、消費者の希望する時及場所に於て少量づつ販賣する事は、卸商及び生産者にとつても有利である。若し小賣商が無く卸商又は生産者が其の任務を擔當するとすれば配給を不圓滑にし且つ費用を増加する。

又小賣商は有能なる需要創造機能の擔當者である。即ち小賣商の店員による個人的誘導並に店内陳列、飾窓、看板その他による廣告は消費者の需要を喚起する上に於て極めて有效なものであり、これによつて卸商及び生産者の享ける利益は少くない。

二二三

小賣商の種類に就て研究するに先立ち、現今の小賣業の經營状態に就き考察する。

小賣業は十九世紀の後半以後、稍々集中の傾向を生じ大經營組織の發達を見るに至つたけれども、全體から見れば、やはり家族的小經營の競争場裡にある。小賣業の家族的經營は都市に於ける居住者の移轉少く、又市内交通の不便なりし時代に適當した組織である。現今の如く都市の地域が膨張し市内の交通が頻繁になるに従つて、小賣商は非常なる混亂に陥り、其の爲に社會の富と勞働とが浪費せられる事驚くべきものがある。

無数の小經營の小賣商が雜然と店を開きて相互に重復した販賣區域を争奪すべく激烈な競争をなし、得意先を維持する爲に通帳を用ひて貸賣をなし、従つて多大の貸倒を生じ其の結果として經營困難に陥るが故にその費用が小賣商自身の損失に歸すると、消費者に轉嫁されるところを問はず社會全體から見ても非常なる浪費である。

又小賣業に於て特に競争者の頻繁に發生する理由は、其の業務の比較的單純にして専門的知識熟練を要すること少きが爲であり、その結果として小賣商の数は總人口に對し不相當に多くなる傾向がある。

此の如くして配達費用の重復、貸倒れ等による損失の轉嫁が必要となり、其の爲に小賣相場は卸賣相場に比して非常に高くなり倍額に接近する事も稀ではない。而かも小賣商自身の利益は甚だ少く、其の營業を永續

することは困難である。そこで此の混亂状態に對抗する所の新しき運動が起つて來なければならぬのであるが、現在それと目すべきものは一方に於て資本主義的な百貨店、連鎖店等であり、他方に於ては消費者自身の協同團體即ち消費組合である。これ等の活動範圍は現今尙小賣業の一小部分を占むるに過ぎないが、それでもその競争を直接に受くる小賣店は重壓を感ずるのである。

偕て小賣業の經營状態により小賣商の種類に就て研究しやう。

一、萬屋 小賣商の最も古き、幼稚なる經營形態であつて、現時にありては交通不便な村格、その他人口稀薄なる地方に残骸を止め、食料品、呉服類その他あらゆる商品を取扱ふものである。

二、單一商店 獨立の一單位として、或る一種の商品のみを取扱ふものであるが商品の分類には定則なきを以て取扱ふ商品の範圍たる時により所により異り數種類取扱ふものもある、現今最も普通に存在する小賣業形態で通常單に小賣商と言へば此の單一商店を指す。例へば呉服太物商、食糧品商、双物類商、藥品商、菓子商、文房具商、靴商等々である。

此等の單一商店は、その初めは何れも小規模にて行はれ、小賣商即ち小規模商に外ならざりしが小規模經營は決して單一商店の特色ではない。然しながら單一商店の小規模なるものは多くは主人が自ら顧客に接し又親しく店員を監督することが出来るから顧客に對する應對に於て優れ、且つその經營費も概して低廉である。然るに我が國に於ては、各地に小賣商の數が餘りに多く、従つて一店當りの賣上高が少く、こ

の小賣上高によつて營業しようとするから、合理的に營業を行ふ事能はず、勢ひ販賣値段を高くしなければならぬ事になり、又充分の素養と資力とを有しない者が濫りに開業するため單一商店の能率は住々低劣となることを免れない。

斯様な單一商店の存在する事は消費者の利益を害し、配給上不合理を來すために、各種の新式小賣業によつて壓迫を受けるに至つた。近時中小小賣商問題の聲高く、就中百貨店の進出を叫び、その抑壓を説く者が多いが、これが解決は配給の合理化を經とし、社會問題を緯として善處するの必要があり、無制限なる單一商店保護による消費者の利益侵害を嚴に戒めなければならぬ。

三、専門店 現今に於ける都市の發展需要の集中は一面に於て百貨店の擡頭を促すと同時に、他面に於て單一商店の専門化を促すものである。即ち都市の急忙生活が要求する必需品を即時購入せんとする者、殊に中等趣味、當用満足に甘ずる者は百貨店に赴くべく、迅速賣買の心せわしさを厭ひ、豊富なる供給に就き充分撰擇を行はんとする者、若しくは高等趣味、永久満足を要求する者は、特殊の専門店に赴くの外はない。而して文化の發展、都市の發展は斯くの如き二大系統を小賣商に要求するを以て、前述單一商の將來は専門店たる點に於て望が甚だ多い。

専門店とは都會の中心の大通りに設けられ、比較的高級の商品に専門的に取扱ふ小賣店を指すのである。例へば婦人服、婦人小間物、時計、寶石等を扱ふもの之である。是等専門店に於ては、特定商品の品數、

種類を豊富に取揃へ、特に品質、スタイル、流行等に注意を拂ひ、店員が顧客と親密になり趣味嗜好を満足させ、巧妙なる客扱ひをなす等の點に於て一般の小賣店は勿論、百貨店にも優つてゐる。

四、百貨店(デパートメント・ストア) 同一建築物内に、高價な寶石、貴金屬類から安價な米、木炭等の日用品に至るまでを網羅し、呉服部、雜貨部、家具部、貴金屬部等の各専門が小賣業を營んでゐるが、勸工場、アーケード(百軒店)——何れも店内の一部を夫々獨立の商人に貸付け、夫々別個の計算に於て營業せしめらるるもの——とは異り、全然一個の企業に屬し、經營者の統轄の下に活動するが、唯各部門に夫々主任者を置き、或程度まで自由に活動せしめ、販賣上の責任を負はしめる——デパートメント・ストア(部門商店)の名はこれから出た——大規模の小賣商を百貨店と言ふ。

百貨店は前述の如く都市の發展、需要の集中の結果發生せる小賣商の一種であるが、大資本を以て經營され、廣大美麗で完備した店舗を構へ、巧妙な廣告、販賣術を盡して大規模の販賣を行ひ、殊に商品の回轉が迅速であるから仕入數量は多額に上り、従つて仕入値段は低く、品質其他に就ても有利である。又時には卸商を經ずして直接に生産者より買取り、或は又自ら工場を設けて生産することもある——例三越の家具工場、石鹼工場等。

次に百貨店は華客に各種のサービスを提供する。賣上品の迅速なる無料配達は顧客にとつて甚だ重寶であると同時に一般小賣店に對する一大脅威である。又休憩室、娛樂室、展覽會場、劇場、屋上庭園等の諸

設備を整へ、買物と同時に他の欲望を充足せしめ、買物を愉快ならしめる。

百貨店は以上の如き諸種の長所を有するが、廣大莊麗なる建物と諸設備並に各種のサービスには固より多額の費用を要する。又大經營の一般的缺點を有し、殊に販賣と顧客との人的關係は單一商店程密接となるを得ない。

五、連鎖店(チェーンストア)

連鎖店は多數の小賣店舗が統一せる營業方針の下に管理せられ、仕入及び保管の集中と販賣の分散とを目的とするものである。

連鎖店は各地區の繁華な場所に夫々店舗を設け、取扱商品は一つの本部を設け、此處で大量生産又は一纏にして仕入を行ひ、原價の安い品質の統一された商品を配給所に貯藏し必要に應じて各地に設けられてゐる各店舗に供給する、その範圍は一都市に限らるるものもあれば又全國に亘るものもある。

連鎖店は殆ど總ての小賣營業に應用されるが、我が國では藥品、化粧品、洋品、靴、食料品、飲食店等の營業に於て發達を見せてゐる。

連鎖店の成功せる理由として、一般小賣商店に比し優れてゐる所は次の如きものがある。

(イ) 店舗の創設に當つて既に一般小賣商に比して遙に慎重なる準備調査を行ふから、有利なる地歩を占める事が出来る。

(ロ) 仕入の點に於て、一般小賣商に比し絶大なる利益を有する。

(ハ) 保管の集中が行はれるから、手持品を最少限度に止め商品の回轉率が高い。

(ニ) 現金拂、品物持歸制度を採用し、諸種のサービスを省くから營業費が安い。

(ホ) 總ての方面に標準化が行はれる。店舗の構造、店内設備、商品陳列法、販賣値段、取引條件、使用人の採用及び訓練等が統一せられるから顧客は何れの店舗に於ても安易に買物をなすことが出来る、勿論此の標準化によつて費用の節約が可能である。

次に連鎖店の弱點とする所は次の如きものがある。

(イ) 連鎖店にとつては各店舗の主任に適材を得る上に困難がある。小賣店の營業成績は、其主宰者の人によつて左右せられる事が大であるに拘はらず、優秀なる主任は動もすれば連鎖店を脱して獨立の營業を始める傾向がある。此の點が連鎖店の最大弱點と稱せられる。

(ロ) 取扱商品には自ら制限があり、到底各種の商品を取揃へる事が出来ず、又サービスが制限せられるから一部の消費者には満足を與へる事が出来ない。故に連鎖店の取扱商品は結局所謂便宜品又は最寄品(消費者が形状、品質等に就て綿密なる研究をなすことなく便宜その近隣の小賣店で買入れる日用品等)の一部に限られる。

(ハ) 顧客の中には連鎖店の如く他地方から侵入せるものを嫌ひ、その地方土着の商店に最負するものがないでもない。

我が國の連鎖店は組織の上から左の通りに區別せられる。

- (一) 所屬店舗が殆ど本部に直屬するもの……森永キャンディーストア、高島屋均一ストア、本郷パー
須田町食堂、日本屋食料店、シキシマパン。
- (二) 各店舗獨立の經營をなし本部からは商品の配給、賣値の指定等があるに止るもの……三好野食堂
資生堂チエンストア、出雲屋鱈食堂、天華洋行。
- (三) 直屬店舗、獨立店舗、混成のもの……明治製菓賣店
- (四) 小賣商の聯盟になるもの……赤星靴店

六、通信販賣店

通信販賣店とは遠隔廣汎の地域に散在する消費者から郵便で注文を受けて、商品を發送する大規模の小賣業であつて、他の大規模小賣業と均しく大量仕入と業務の集中によつて甚だ有利なる地位に立つ。又これは販賣のみならず進んで一部の取扱商品の製造をなすこともある。

- (イ) 需要創造の方法が廣告に限られてゐる事であり、他の小賣業の如く陳列や個人的勧誘等の方法を採用する事は出来ない。廣告の手段としては新聞、雜誌上の廣告、見本、型録、引札、勧誘状等が用ひられる。
- (ロ) 通信販賣店は通常現金拂制度(代金前拂又ハ代金引換ニヨルモノ)を採るから、掛賣による金利及

び危険の負擔はない。しかし近來は高價品については月賦拂の制度も行はれてゐる。

(ハ) 品質保證の制度が採用せられる。即ち取扱商品は悉く大量に仕入れて置き、顧客の注文に對し型録に記録された通りの品物を發送する。販賣商品が萬一顧客に不満足の場合には返戻されたき事、且つこれに要する費用は一切負擔する事を約する。斯くて一流の通信販賣店は公正なる營業をなしつつある。然るに通信販賣店の最も不利なる點は次の如きものがある。

- (イ) 顧客をして現品を見る機会を與へ得ないことである。前述の品質保證制度により此の缺陷は幾分補はれるけれども、到底他種の小賣業の如く完全なる満足を顧客に與へることは出来ない。
- (ロ) 連鎖店の場合と同じく顧客の愛郷心が通信販賣店の發展を阻害することもある。
- (ハ) 近時、田舎の居住者も交通機關の發展のため容易に都會に出て買物の出来ることも、通信販賣店の一脅威である。

斯る通信販賣は前提條件として、購買力の大なる顧客が多數田舎に散在してゐる事が必要であり、アメリカに於ける發達は此の事を示してゐる。従つて、かかる状態の存在せざる我が國に於ては大通信販賣店の出現は近き將來には恐らく不可能であらう。唯現在に於ては、新聞雜誌社の代理部、百貨店、製造業者卸商等が副業的に通信販賣を行つてゐるに過ぎない。

七、商店街

商店街は呉服・洋品・家具・食料品・化粧品等の小賣商が軒を並べて繁華な通りを形成してゐるも

のである。東京の銀座、新宿、大阪の心齋橋筋を初め、大都市には多くの商店街があり、小都市にも、商店街と見らるべきものが少くとも一つはある。

商店街には多種類の小賣商があり、その販賣する商品の種類は百貨店のそれに匹敵する。故に商店街を呼んで「横に地を這ふ百貨店」と言ふ者もある。しかし商店街は百貨店の様に一企業の中に多種類の商品を販賣する多数の部門が包攝されてゐるのではなく、各商店は夫々獨立してゐる。

各自任意に開店し、營業するものであり、商店街を構成する各商店の間には、有機的連絡が缺けてゐたが、近來は政府の奨励と業者の自覺とによつて商業組合を結成するものも増加して來た。商店街の發展の爲には協同が最も大切である。

第三節 消費組合

商業の發達により、消費者は物資を便利且つ低廉に買ふ事が出来る様になつたが、供給組織が漸次複雑となるに従ひ、その間に必ずしも必要ならざる部分が生じ又商人の中には徒に自己の利益を重んじて本來の任務を忘れるものが現れるに至つた。特に小賣業に於て此の傾向が大であり爲に種々の弊害を生ずるに至つた。かくて消費者は遂にこの不利不便を免れるために聯合して組合を組織し、小賣商を排除して直接に卸商又は生産者から大口に買入れ、これを各自に分配する様になつた。これが消費組合の起源である。

此の消費組合の制度は我が國に於ては歐洲大戰後、物價が引續き騰貴した頃より漸次發達を見つつあるけ

れども、後述の各種理由により、中産階級のものも、労働者のものも共に未だ充分に成功してはゐない。消費組合の設立には産業組合法に據つて設立せられるものと、その外に産業組合法によらずして他の法律形態（民法上の組合）をとるものもある。

消費組合の取引方法は理想としては總て現金賣とし、販賣價格は原價による方法と、一般市價によるけれども、その賣上高から仕入原價と營業費その他を差引きたる剩餘金は購買高に應じて組合員に分配する方法とがある。英國其他に於て消費組合の成功したのは、此の購賣高利益分配法の原則を嚴守した爲である。然るに我が國の消費組合に於ては依然として掛賣が許され、又御用配達制度が用ひられてゐるから營業費の點に於ても一般小賣商と大差なく又仕入の拙劣等のため却つて小賣商人よりも不利なる地位に立つ事が少くない。

更に消費組合の取扱商品にも限界がある。消費組合は所謂便宜品、日用品であつて且つ大量生産の出来るものの取扱には成功してゐるが、品質、形狀等に重きを置く趣味、嗜好品、高價品等は扱ひ得ない。即ち消費組合は大體連鎖店と同一種類の日用品を取扱ひ得るといふ事が出来るであらう。

第四節 日用品小賣市場

我が國に於ては大正七年、物價が續騰した頃から、日用品小賣市場の必需が痛感され、各都市に續々設けられる様になつた。

公設市場は府縣、市、公益團體等が市場の建物を建築し、その中に多数の店舗を設け、これを一定の資格を有する商人に貸付け、嚴重なる監督の下に商人各自の計算に於て日用品の小賣に従事せしむるものである。此の指定商人となるものは、小賣商又は卸商が多く、又時には生産者が選ばれる事もある。公設市場には市場規則が設けられ、營業方法に一定の制限があり、その販賣する商品の品質、量目、値段等は吏員の監督を受ける。而して公設市場に於ける日用品の小賣値段は外部に於ける一般小賣値段の標準となる。

此の公設市場の繁榮に伴ひ、私設の日用品市場も發達した。私設市場は私人が建物及び諸設備を設け、その店舗を小賣商人が借受けて各自に營業するものである。之は公設市場と異なり直接に公の監督はないけれども、ここに營業する商人が一團となつて互に相成め市場の信用を高める様に努めるから相當の成績をあげてゐる。

第五章 取引所

第一節 取引所の種類と組織

取引所とは一定の資格を有する者が一定の時刻に集り、一定の方法によつて一定の有價證券又は商品の賣買を行ふ特設の市場であり、且つ投機取引の行はれることを特色とする。

取引所は取引せられる目的物の種類によつて次の二種に分たれる。

(イ) 株式(又は證券)取引所 公債證書、社債券及び株券を賣買するものであり、就中株券の取引が盛に行はれる。

(ロ) 商品(又は物産)取引所 商品の賣買を行ふものであり、現今我が國の取引所で取引される商品は、米、乾繭、生絲、棉花、綿絲、人造絹絲、砂糖、大豆粕及び雜穀である。

東京株式取引所、大阪堂島米穀取引所、東京米穀商品取引所、大阪三品取引所、横濱取引所、神戸取引所、名古屋米穀取引所、名古屋株式取引所、豊橋乾繭取引所等。

次に取引所は、また企業形態によつて次の二種となる。

(イ) 會員組織の取引所 取引所に於て賣買取引に従事する者が相集つて共同出資をなし、取引所の設備を設け、自ら之を利用して賣買取引をする組織であり、この取引所で賣買取引に従事する者を會員と言ふ。

(ロ) 株式會社組織の取引所 株式會社が取引所を設備して、此處で賣買取引に従事する者から一定の賣買手数料を徴收し、これによつて取引所經營維持の費用を支辨し、殘額を利益として株主に配當する。此處で取引を行ふ一定の資格ある者を取引員と言ふ。

現今我國にては、株式會社組織の取引所が多数であり且つ有力である。取引所の設立に就ては政府の免許を必要とし、此の免許を受け得べき者は「賣買取引ノ繁盛ナル地域内ノ商人」に限る。且つ同種の物件を賣買取引する取引所は一地區内に一ヶ所に限り設立することが出来る。

第二節 取引の種類

取引所の取引には實物取引と清算取引とがある。兩者の區別の標準は差金の授受によつて決済し得るや否やにある。

(イ) 實物取引 實物取引は受渡期日に於て、賣方は必ず約定物件を、買方は必ず約定代金を相互に提供して決済しなければならない取引である。この取引には取引税を課せられない。その受渡期限は取引所により異なるが、十五日を超へることは許されない。併し期限到來前なれば賣方勝手制度が認められてゐる。

(ロ) 清算取引 實物取引の如き決済も出来るが、必ずしも實物引渡を必要とせぬ取引である。即ち或一定の受渡期日に取引物件を受渡する豫約をなし置き、その期限到來前に買手は買付物件を轉賣し、賣手は賣渡物件を買戻して自己のみの賣買を相殺し、前の買付又は賣渡の値段と後の轉賣又は買戻の値段との差額だけを授受して取引を決済するものである。取引所取引の特色は相場の変動によつて此の差額を利せんとする差金取引にある。

清算取引は受渡期限の長短により長期清算取引と短期清算取引とに分れる。

(イ) 短期清算取引 七日以内の期限を以て履行期とする取引であるが、賣方買方の合意により一ヶ月定は

之を延長する事が出来る。但し繰延を申出でた賣方又は買方は其の相手方に對して期間に應じた繰延料を支拂はねばならない。

日歩 (順日歩) 逆日歩

(ロ) 長期清算取引 取引所令の定める最長期限内に於て轉賣、買戻により決算を行ふ取引である。その最長期限は取引物件の種類により種々定められてゐる。此の取引の特徴は限月による事に存する。限月とは取引の受渡期限を或る月の一定日以内に限定する事である。

一月限、二月限、三月限、當限、中限、先限、新市

第三節 取引の方法

(イ) 立會 取引所は所定の休業日を除き毎日一定の時刻に市場を開き、所屬の取引員又は會員に賣買取引を行はせる、之を立會と言ふ。而して午前立會を前場、午后立會を後場と言ふ。前場も夫々數回の立會が繰返して行はれ、その一立會を節と呼び順序によつて一節二節三節と呼ぶ。

本場、朝場、夕場、回、寄、引、止、寄付、寄止、中寄、中引、大引

(ロ) 取引の單位 市場相場は一定の單位について建てられる。その單位は取引物件により種々あり、清算市場に於ける賣買取引については何れも業務規程を以て市場で賣買し得る最少單位數量を規定してゐる。これを賣買單位と呼び取引量は凡てその整数倍でなければ賣買取引を許さない。

一口、一枚、建、呼値

(ハ) 立會の方法 實物取引の立會には相對賣買が最も普通に行はれてゐる。

清算取引に於ては競賣買が行はれてゐる。

賣買値段は有價證券及び一部の商品の取引に就ては銘柄別取引により決められるが、多くの商品の取引に就ては標準品取引により相場が立てられる。

建物

第四節 取引の決済

取引の決済方法は實物取引と清算取引とにより異なる。即ち實物取引の決済はすべて受渡により行はれ、清算取引の決済は清算と受渡とがある。

(イ) 清算 清算とは差金決済とも呼ばれ轉賣買戻によつて賣買契約を決済する事である。即ち受渡期日到來前に於て同一人の同種物件又は同名柄同一數量且つ同一受渡期日の賣約定と買約定とは、これを帳消とし唯賣買値段の差額(賣買差金)を取引所との間に授受して賣買を結了するのである。

解合

(ロ) 受渡 清算取引の決済は清算によるものが大部分を占めてゐるが、中には轉賣買戻を行はず又は契約の一部を期限まで残すものがある。かやうな場合には所定の受渡期日(株式取引所に於ける株式の短期清

算取引及び債券の清算取引を除き原則として毎月末日但し十二月は數日繰上げる)に取引物件の授受によつて契約を實行しなければならない、之を受渡と言ふ。

受渡は業務規程の定める所に依つて取引所を経て之をなすべく、又受渡に關する事務は取引所自らこれを行ふ事になつてゐる。

受渡の方法は受渡期日に於て業務規程に規定した一定の時刻までに賣方は有價證券にあつては約定證券に賣買委任狀その他必要なる書類を添へ商品にあつては取引所の指定した倉庫業者の發行した倉庫證券にやはり必要なる書類を添へ、又買方は受渡標準値段に相當する代金を夫々取引所に提供して受渡をする。尙受渡標準値段と各自の約定値段との差額は證據金返戻の際に受拂をなす。

第五節 取引の委託

取引所に於ける取引は取引員又は會員でなければ之を行ふ事は出来ないが、取引所は取引員又は會員の間に行はるる賣買取引について取引價額に對する一定率の證據金を納めさせる。これを賣買證據金と言ふ。賣買證據金は取引の相手方たる取引員若くは會員又は取引所などに對して賣買取引の履行を保證する一種の手附金である、俗に之を敷金と言ふ。賣買證據金は之を差入れしめる理由から次の六種に分類される。(本證據金、追證據金、定時増證據金、臨時増證據金、豫納證據金、割増證據金)

以上の賣買證據金の外に委託證據金なるものがある。これは取引所に於ける取引は取引員又は會員にあら

されは之を爲すこと能はざる故に取引業者に非ざる一般人が取引所に於て取引せんとする時は取引員又は會員に之を委託して行はなければならぬ。この委託取引の履行を確實にするために取引員又は會員が賣買委託者から徴収するものであり、之を徴収する否とは取引員又は會員と委託者との間の關係に依るものである。其の取扱は區々である。

委託證據金にも賣買證據金と同様の種類があるけれども委託證據金と賣買證據金とは全然別個のものであり、その金額、納入時期などについても全然關係はない。若し委託者が委託證據金を支拂はない場合にも尙取引員又は會員は賣買證據金を取引所に納入しなければならぬ。

又取引所に於ては實物取引の外に差金取引が行はれるから一般の委託者たる例へば商人又は生産者は相場變動による危険を免れるために取引所を利用する事が出来る。例へば原料を仕入れたる生産者が直ちに取引所に於て製品を豫定の利益を含めたる價格にて賣約定をなし置けば假令その製造中に市價が下落する事があつても損失を被る事なく済むなどがそれである。これを掛繋取引(又は繋取引)と言ふ。

第六章 仲介商人

商業の取引は各種の營業者、自ら其の相手方を求め直接に之を行ふ外、他人を代理とし、若しくは他人の媒介を経て之を取結ぶ事少からず。而して斯る代理若しくは媒介をなす者を仲介商人と言ふ。これに商法上の

問屋、仲立人、代理商がある。

第一節 問屋

(イ) 問屋の意義 問屋とは、自己の名を以て他人の爲めに物品の販賣又は買入を爲し、手数料を受くるを業とする者と言ふ。今日一般に問屋と稱せられる者には卸賣業務を營む者あり、又は運送取扱人たる者、更に家内工業の主體たる者もあれども、是れ商法に謂ふ所の問屋ではない。

(ロ) 問屋の業務 問屋は委託者の爲めに爲したる賣買により、相手方に對して自ら權利を得、義務を負ふものにして、委託者と相手方との間には其の賣買につき何等直接の關係を生ずることなし。故に問屋は相手方が其の債務を履行せざる時は委託者に對し自ら其の履行を爲す責に任ずるを原則とする。然し販賣又は買入に依て生ずる損益は總べて委託者の負擔とし、且つ問屋は損益に拘はらず契約又は慣習によつて定められたる手数料(口錢)を收得する。問屋が委託者より物品の賣買を委託せらるるや、豫め價格の指定を受くる事あり又之を受けざる事あり前者は之を指値委託と言ひ、後者は之を成行委託と稱す。問屋が指値委託にて賣付又は買入を爲したる場合に、若し其の指値よりも廉價にて賣付け若しくは高價にて買入れたる時は、問屋は自ら差額を負擔する義務がある。

我が國に於ける問屋の著名の實例としては委託販賣を行ふものに横濱に於ける生絲の賣込問屋があり、

又委託買付を行ふものに關東地方の機業地に於ける買繼問屋(買繼商)がある。

二二二

(ハ) 問屋の権利義務 問屋は原則として販賣又は買入の委託業務を営むものなれば、委託者即ち本人との間に於ては法律上委任及び代理の關係を生じ善良なる管理者の注意を以て其の事務を遂行せざるべからざるのみならず、若し相手方が販賣又は買入に付き其の債務を履行せざる場合に於ては、問屋自ら委託者に對し其の履行を爲すの責に任ずべきものとす。

一方相手方に對しては、問屋は當然の責任者となるものにして、其の取引に就き自ら權利を得、義務を負ふべく委託者に屬する貨物を販賣し、若くは必要に依り之を質入し保険に付し寄託し運送する等、之が處分を爲すに當り全然自家の所有物を處分し得ると同一の權限を有し、又自ら之に關聯する義務を負擔するものなり。斯くの如く問屋が他人の物を自由完全に處分し得る權利を問屋の處分權と謂ふ。又問屋の委託者の爲めに爲せる行爲より生ずる委託者に對する債權、例へば立替金、手数料の如きものにつきては、其の委託者の爲めに占有せる物、又は有價證券に對し留置權を行使する事を得る。

尙問屋の業務に關して注意すべき事は、問屋は賣買の委託を受けたる時は必ず相手方を求めて之を執行すべく、自ら委託者に對し賣主となり又は買主となるを得ざるを原則とすれども、時に自己の計算を以て其の取引に参加し、自ら委託業務の相手方となることを得るものとす。之を問屋の介入權と言ふ。然るに問屋自ら其の受けたる賣注文に買向ひ、又は買注文に賣向ふ如きを無制限に許す時は委託者の利益を害するに至る虞があるから、商法は取引所の相場ある物品に就てのみ認めるのである。且つ其の賣買値段は問屋が委託者に對して賣買濟の通知を發した時に於ける取引所の相場によつて定められる。而して此の場合にも尙問屋は委託者に對して手数料を請求する事が出来る。

第二節 仲仕入

(イ) 仲立人の意義 仲立人とは廣く他人より委託を受け、他人間の商行爲の媒介を爲し以て當時者双方より手数料を受くるを業とする者を云ふ。仲立人は單なる媒介者なるが故に特別の意思表示又は慣習あるにあらざれば、其の媒介したる行爲につき當事者の爲めに支拂其の他の給付を受くる事を得ざるものとす。

(ロ) 仲立人の業務 仲立人は其の媒介により當事者間に商行爲成立したる時は、直に兩當事者の氏名又は商號、行爲の年月日及び其の要領を記載せる書面を作り、署名の上之を兩當事者に交付するを要す。但し其の行爲が直に履行せられざるものなるときは、兩當事者をして更に之に署名せしめたる後之を其の相手方に交付せざるべからず、之を仲立人證書(又は仲立人賣買契約書)と云ふ。又仲立人は帳簿を備へ之に其の爲せる仲立取引を記載し置くを要し、當事者の請求ありたる時は其の謄本を交付せざるべからず。仲立人手数料は仲立人證書を交付したる後にあらざれば請求する事を得ず、尙賣買當事者双方の平分負擔となせり。

仲立人の營業は右述べしが如く、其の媒介行爲につき當事者双方の名を現はし、當事者双方をして直接

に取引を爲さしむるを原則とするものなれども、若し當事者が其の名を秘すべき旨を仲立人に命じたる時は、仲立人は仲立人證書及び其の帳簿の謄本に之を記載する事を得ず。斯る場合には仲立人は右當事者に代り相手方に對して契約の本人たる位置を占め自ら其の履行をなす責に任ずるものとす。

(ハ) 仲立人の種類 前述の如く仲立人は或特定人に從屬する事なく、全然獨立の地位に立つて或る人と或る人とを媒介し連結して商取引を其の間に取結ばしむるを業とする者であるが、仲立人の媒介する商行爲の範圍は可なり廣範圍なるを以て、商業上の必要は單に物品賣買の媒介を目的とする仲立人(商品仲立人)の外に貸借、保險、運送、其の他の商行爲の媒介を目的とする仲立人の發展を促した。

(ニ) 商品仲立人 物品賣買の媒介を目的とする仲立人であるが、賣買契約の成立を援助し、且つ其の専門知識を利用して物品の販賣、買集を援助するに止り、賣買に就ては何等の責任を負はないのが普通である。仲立人の業務は、かやうに簡單であるから使用人を雇ふことなく、主人一人で活動する所謂「一人經營」である場合が多い。

(二) 手形仲立人 通常ビルブローカーと呼ばれ、我が國では主として銀行其他の金融業者間に於ける短期資金即ちコール・マネーの貸借の媒介を行つて居る。

(三) 船舶仲立人 船舶の賣買、儲船、貸借等の仲介をする者である。儲船料は船艙の需要供給によつ

て定まり、その變動は一定し難いから儲船者は有利なる條件で契約する事が必要であるのみならず、また船艙の需要者と供給者とが互に其の相手方を直接に見出す事は困難であるから兩者の間にあつて媒介を行ふのである。

以上何れの仲立人たるを問はず、總て一定の手数料(口數)を得て自己の收入とする。

第三節 代理 商

(イ) 代理商の意義 代理商とは問屋の如く廣く他人の委託を受けるものでなく、平常一定の商人の爲めに、而も使用人ではなくして、其の營業の部類に屬する商行爲の、即ち賣買其の他の業務の一部の代理又は媒介を爲す者を謂ふのである。代理商はまた問屋の如く自己の名に於て取引を行ふことなく、常に委託せる本人の名に於て取引をなし、取引より生ずる損益は本人が負擔する。

(ロ) 代理商の業務 代理商は商業使用人にあらず、獨立せる商人なれども、其の委託者に對する關係は頗る密接にして、其の營業は委託者の營業の一機關をなし、其の一部とも看做し得べき程なるを以て其の委託者に對する營業上の義務は甚だ輕からず。即ち代理商は委託者(本人)の許諾を経るにあらざれば自己又は第三者のために委託者の營業部類に屬する商行爲をなし、又は同種の營業を目的とする會社の無限責任社員となることを得ず。若し之に違返したる時は委託者は代理商が、その自己の爲めに爲したる行爲を委託者のために行ひたるものと看做し、之より生ずる利益を收得し得べく、他人の爲めに行ひたる行爲に就

ては損害賠償を請求し得べく、會社の無限責任社員となりたる場合には退社を迫ることを得る。又代理商は委託者の爲めにのみし、其の以外の人のために同一の營業をなすことを得ず、其の代理及び媒介行爲は遅滞なく之を委託者に通知するの義務を負ふのである。

(ハ) 代理商の權利 代理商は商行爲の代理又は媒介を爲すにより、委託者に對し手数料を請求し、其の委託者の爲めに爲せる行爲より生ずる債權、例へば立替金、手数料の如きものに付き其の委託者の爲めに占有せる物又は有價證券に對し留置權を行ふ事を得、且つ物品販賣の委託を受けたる代理商は商品の瑕疵又は其の數量の不足其他賣買の履行に關し必要ある通知を受くるの權利を有する。

(ニ) 代理商の種類 代理商は前述の如く一定の商人の委託を受け、其の本人の名に於て平素其の營業部類に屬する商行爲の代理又は媒介を爲すを業とする者であるが故に代理商の目的とする代理又は媒介の對象は獨り物品賣買に限らず保險、運送、貸借等凡ての商行爲に及び得べく従つて代理商の種類も多數に及ぶ。

商品賣買に關する代理商は其の取扱ふ商品の所有權を獲得することなく、單に賣買の代理又は媒介をなすに過ぎないものである。而して實際上では媒介をなす代理商は少くして、代理をなすものが普通である。賣買に關する代理商には、販賣の代理をなす販賣代理商と買入の代理をなす買入代理商とがある。尙我國には住々代理店と稱しつつ、而も自ら商品の所有權を獲得し、従つてここに云ふ代理商でなくて、眞實の卸賣業者たるものがある。又代理商は之を總代理商と地區代理商、從屬代理商等に分つ事が出来る。前者

は輸入國全體等或る廣汎なる販賣區域の一手販賣を委託する場合を言ひ、後者は其の中一地方を局限して販賣を代理せしめ又は單に總代理店の附屬商店たるが如き場合を謂ふ。又商品賣買以外には銀行代理店、運送代理店、保險代理店等があり、夫々銀行、運送業者、保險會社等の業務の一部を代理しつつある。殊に保險業に於ては生命保險、損害保險共に代理店の普及發展を見る。

仲介商人に關する手数料計算問題

(一) 某保險會社の代理店あり、某年度に得たる手数料は二百二十六圓なり、手数料の割合4%なりとせば取扱金高幾何なりしか。

(二) 問屋あり、生絲十五捆(九貫目入)の販賣を委託せられて賣却したるに1 $\frac{1}{2}$ %の手数料と荷爲替金八千圓とを差引き、殘金二千三百八十八圓六十七錢二厘を餘せりと言ふ。百斤の賣價幾何なりしか。

(三) 問屋あり、或商店より小麥五萬斤の賣捌を委託せられ、之を百斤に付き九圓五十錢替にて賣却せり、立替運賃七十五圓、賣捌手数料3%なりとせば、委託主の正味手取金は幾何なりや。

(四) 某商店より玄米二百五十石を買入るべき依頼を受けたり、買入相場一石に付三十五圓五十錢にして、運賃一駄(4斗入2俵)に付き二十五錢を立替拂ひ、俵の手入れに二十五圓五十錢を要し、買付手数料として3 $\frac{1}{2}$ %を受取る可きものとせば、買主の支拂金何程なるか。

第七章 商業助成機關

商業の發達は商人各自の努力に俟つことは言ふまでもないが、尙その發達に重大密接なる關係を有するものは商業助成機關である。これは積極的には商業の效益を助長し、消極的にはその弊害を矯正するために設けられる公私の機關であつて、現代我が國に設けられてゐる主なるものに就て述べやう。

第一節 商工會議所

商工會議所は商業、工業、鑛山業の改良、進歩、發展を圖るための機關であつて、現在の商工會議所法によれば、その事務權限は次の如くである。

- (イ) 商工業に關する通報、仲介又は斡旋、調停又は仲裁、證明又は鑑定、統計の調査及び編纂、營造物の設置及び監理、その他商工業の改善發達を圖るに必要な事業をなすこと。
 - (ロ) 商工業に關する事項につき行政官廳に建議し、又は行政官廳の諮問に對し答申すること。
 - (ハ) 行政官廳の命により、商工業に關する事項の調査をなすこと。
 - (ニ) 商工業者に對し商工業に關する統計、その他の調査をなすため必要な資料の提出を求むること。
- 商工會議所は一定の地域内の重要商工業一業種につき一名宛の割合を以て選舉せられた所の業種代表議員と、一定の資格を有する被選舉權者の内、選舉人の選舉を受けた議員とから成立してゐる。議員の定数は五十名以下とし、任期は四ヶ年、すべて名譽職である。

商工會議所の經費は各選舉資格者が分擔するものであつて、納税の多少によつて割當てられることになつてゐる、而しながら定款の定むる所により會議所の使用料、手数料、又は實費の辨償を受けて、これを補ふことも出来る。今日では主要都邑に殆ど設立せられ内地だけでも九十餘ヶ所、植民地のものを加へれば百ヶ所以上に及んでゐる。

第二節 同業組合

同業組合は一定區域内に於ける同業者、又は之と密接なる關係を有する業務に従事する者が協同一致して營業上の弊害を矯正し利益を増進し、同業者の親睦を計り、使用人の教育をなす等の爲めに作る團體である。而しながら、その多くは利益を増進するための賣價の協定、或は共同賣出し位にとどまつてゐて、一般公衆の利益を計る方面が閑却されてゐるのは残念である。同業者の利益を計る方面にのみ努力するが如き同業組合は却つて商業の發展を阻害することを忘れてはならない。吾々が營業を始める際には成るべく所在地のその營業の同業組合に加入するのが便利である。

この同業組合には重要物産同業組合と準則組合との二種がある。

(一) 重要物産同業組合 此の組合は重要物産同業組合法に隨つて設立される同業組合であつて商工大臣が認定した重要物産の製造又は販賣に關する同業者又は密接の關係を有する營業者が相集つて一定の地域を

定め、その地域内の同業者の三分の二以上の同意を得て創立總會を開き、定款を作成し、商工大臣の認可を受けて設立するものである。重要物産同業組合は後述の準則組合と異り、法人であり、しかも強制團體である。即ち其の地域内にある同業者は、正當なる理由なき限りは、強制的に加入せしめられる義務がある。

(二) 準則組合　これは同業組合準則に随つて設立される同業組合であり、これを一般に準則組合と呼んでゐる。これは農工商業者、又はこれと營業上の利害關係を共にする者が、適宜にその地域を定め、その地域内の同業者の四分の三以内の同意を得て、同業組合規定を作り、管轄官廳の認可を得て設立するものである。あつて、強制によつて設立せられるものでなく、全く同業者の自由意思に基づいて設立せられるものである。我々が普通に見受けるところの同業組合は大抵これに屬するもので理髮業組合、書籍商組合、湯屋業組合、織物業組合、菓子商組合等はこれの一例である。

第三節 商業興信所

商業取引上、相手方の人格、資産及び營業の状態を詳細に調査することは、極めて必要の事であるけれども、實際上は繁雜で正確を期すること極めて困難である。商業興信所は主として、これ等の必要に應ずるために生れた所のもので、委託を受けて、商工業者などの營業狀態、財産狀態、人物經歷、世評などに關する調査を専門に行ふ機關である。大體次の様な業務を行ふのである。

- (一) 審問回報　加盟會員又は一般公衆の發する審問に應じ、迅速且つ秘密に調査を行つて回報する。
- (二) 事變の警告　商工業上に影響を及ぼすべき事變、例へば某商店の支拂停止、閉店、重大なる訴訟提起などの事件が発生した時、又はその發生を豫知し得た時審問を待たずに會員に對して警告を發する。
- (三) 定期報告書類の配布　日報、週報、月報、號外等を發行して諸種の報告を會員に向つて通報する。
- (四) 參考資料の蒐集及び公表　商工業上重要な諸種の資料を蒐集し、或は商工信用録、銀行會社要録、諸會社役員録、銀行會社業務統計要覽等を公刊する。
- (五) 秘密書類の内閲　信用調査上有益な書類を會員にだけ秘密に閲覽することを許す。

商業興信所には營利的興信所と非營利的興信所の二種がある。前者は審問券を發賣し、何人と雖も希望者はこれを使用して調査を依頼する事が出来るけれども、後者は會員組織であつて、その加入會員のみが、これを利用し得るに過ぎない。我が國の興信所は多くは非營利的興信所であるから、これを利用せんとするには豫め會員となつておく必要がある。

第四節 商品陳列所

商品陳列所とは、商工業者をして重要商品の價格、性質の如何、意匠、嗜好の變遷、生産の方法、販賣の經路等に關する知識を得せしむる爲、常設の陳列所を設け、廣く内外各地の商品その他これに關聯せる圖書統計表、圖表、寫真等を陳列してその參考に資する機關である。商品陳列所は其の設立者により、官公私立

の三種となすことを得。官立の商品陳列所は國家の設立に係るものにして、商工省商品陳列館を其の最適例とし、豊富なる國費を投ずるものなるを以て最も整備せり。公立の商品陳列所は府縣市町村商工會議所等の設立に係るものにして、重要な都市には概ねその設置を見る。私設商品陳列所は協會、會社等の設立せるものにして或特別なる種類の商品見本を蒐集せるものが多い。

第五節 其の他

(イ) 商品検査所 販賣に附せらるべき商品の聲價を維持せんが爲め、その品質検査、正量検査を行ひ、不正品、粗悪品を排斥し、或は進んで合格品につき品質の等級を定むる等のことを行ふ所なり。近年重要物産同業組合中、検査所を設け組合員の營業品の検査を行ふもの漸く増加し、同時に輸出取締規則の發布せられし商品亦尠からず。官立の検査所としては、生絲検査所及び花筵検査所等あり、公立の検査所としては府縣立輸出羽二重検査所、同穀物検査所、蠶種検査所等がある。

(ロ) 公證人 公證人は一定の法定区域内に住居し、役場を設け、人民の囑託に應じ、その受持区域内に於て民事(商事)に關する公正證書を作るを以て職務となす。公證人の作りたる公正證書は完全なる證據力を有するが故に、裁判を経ずして直に其の正本により強制執行を爲すことを得るものとす。

(ハ) 博覽會 商品陳列所の常設なるに反し、隨時隨所に開催せらるるものにして、其の目的は生産者又は商人をして各種生産品を出品し其の精粗優劣を競はしめ、又技術上及び經濟上の知見を廣めしめ以て殖産興業を刺戟奨勵すると同時に、出品者をして商品の效用を示して其の需要を喚起するの機會を得せしめ、又一般人民の知識を進め文化の發達に資するに在る。而して博覽會には其の規模の大小、出品人の範圍等により種々の區別があり、その名稱も亦随つて異なる。何市又は何縣共進會、何府何縣聯合共進會又は博覽會、内國博覽會、萬國博覽會などと言ふもの即ち是である。

第八章 商業の組織

商業は如何なる組織を以て經營されつつありや、之を現今の状態に徴するに、概して二大別する事が出来る。其の一は經營者の企業的精神が、他の掣肘を受くる事なく自由に活動し得るところの商業組織にして其の形式により更に之を個人組織と結社組織とに分つを得べく、後者は更に之を組合、會社、企業者同盟等に細分することを得る。其の二は組織體內に於ける活動方針が營利心のみ依りて支配せられず、それ以外の種々なる動機により影響せられ企業的精神が少からず妨げらるるものにして、之に屬する主なるものは公企業及び産業組合である。

第一節 個人商業

個人商業は、商業組織中最も簡單なるものにして、一個の企業家即ち一個の自然人が商業を經營する場合を謂ふ。而して之に唯自己一人にて一切の商務を行ふ場合と、商業使用人を雇備する場合との二あり。その

何れにもせよ此の方法が現今最も多く採用せられてゐる。

個人商業の長所は第一、企業上の損益が全然一身に歸するを以て業務上の熱心と注意とを誘致し。第二、他の掣肘を受くることなきを以て迅速且つ臨機應變の處理をなすに便にして、事業の擴張、縮少、變更等の自由なることにして、

其の短所は、第一、資本及び能力の不足なる爲、事業を擴張し能はざること。第二、企業者一人の盛衰存亡は直ちに事業そのものの盛衰存亡に影響する事等であるが

今商業の經營につき之を見るに、第一商業は變動極り無き市場に立ち臨機應變の活動を要するを以て、商業を個人に委ねれば個人企業の第二の長所を充分に發揮し得べく。第二、商業の性質上經營者の熱心と注意とを惹くが爲には、之を個人組織として其の利害心を刺戟するに如かず、斯くして個人商業は、第二の長所を大に發揚する事が出来る。第三、商業は固定資本及び勞力を要する事が比較的少いから、彼の第一の短所より大なる影響を受けず、唯其の能力上の不足より大經營に適應せざるの憾あり。又其の第二の短所たる一人の盛衰存亡のため、商業其の物の存亡に影響するの點も之を矯正すること必ずしも困難ではない。

第二節 結社商業

結社商業組織は二人以上の共同計算に據る商業經營の組織にしてその範圍頗る廣きが故に到底一概に其の得失を判ずるを得ないけれども、一般に個人企業の短所たる所を防禦し得ると同時に他方に於て個人企業の

長所たる所を失するを以て、結局彼と此とは全然其の利害長短の方向を異にするものと謂ふ事が出来る。

第一項 組合

一般に組合は資本若くは勞働を結合して共同の事業をなすを目的とする組織に外ならざるを以て、組合と名付くるものに、産業組合、同業組合、勞働組合、水利組合、學校組合等種々ある有様なるが、商業經營上に於ける組合は次の如くである。

(イ) 私法上の組合 自由契約により當事者が出資をなし、共同の事業を營むを目的とする組織にして、民法の規定に據り設立、解散せられるものなるが、業務の目的は營利に限定せられず且つ勞務を以て出資の目的となすことも出来る。此の組合は法人の資格なく、出資其の他の組合財産は總組合員の共有に屬し、組合其の物に屬することなく、業務の執行を或る組合員に委任することを得るも、業務の結果に就ては組合員全體が責任を負ふのである。組合員が組合財産の持分を讓渡し處分するも、之を以て組合及び組合と取引をなしたる第三者に對抗するを得ず、又原則として組合員の過半數を以て業務の執行を決する。

(ロ) 匿名組合 匿名組合は當事者の一方たる匿名組合員が相手方たる營業者(顯名組合員とも稱する)に金錢其の他の財産を出資し、營業者は自己の名に於て商事經營に當り、その得たる所の損益は契約に従つて組合員に配分するものである。世に資産を有するも、これを運用するの才幹に乏しく、又才幹を有するも資産を有せざるもの決して少しとしない。この場合匿名組合は、よく此の兩者の適合を圖るものである。

その名稱の因つて起る所以は、組合員たる出資者は匿名なるが故に外部に對する何等の權利義務を有せず又その業務執行に何等關與しない所にある。匿名組合は、その目的、後述する合資會社に類似すれども、其の法律關係に至りては全く趣を異にする所以である。即ち合資會社は外部に對して獨立の人格を有する法人であるのに對して、匿名組合は内部的の契約關係に止まり、組合員は營業者に對しては權利義務を有するけれども、外部に對しては何等其の責に任せず經營者一人がその責に任ずるのである。

第二項 會 社

會社は商行為を爲すを業とする社團法人にして、合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社、有限會社の五種がある。

(イ) 合名會社 合名會社は會社中最も個人企業に近く、その組織最も單純にして二名以上の無限責任社員のみより成立す。即ち各社員は金錢其の他の財産の外信用、勞務より成る一定の出資をなして、會社の資本を形作れども之を以て會社の債務を完済する能はざる場合には、各社員は其の出資額に止らず連帶して財産の在らん限り無限に辨済の義務を負ふものとす。又その事業を定款又は總會の決議にて定めたる代表社員をして之を行はしむることを得るも、その定めなきときは、各社員は皆平等に外に對して會社を代表し、内にありては業務を執行する權限を有する。定款の變更、社員の除名、持分の讓渡等の重要事項に就ては總社員の同意を必要とする。社員は又、他の社員の承諾あるに非ざれば、自己又は第三者の爲めに會社の營業

の部類に屬する商行為を爲し、又は同種の營業を目的とする他の會社の無限責任社員となることを得ず。

(ロ) 合資會社 合資會社は無限責任社員と有限責任社員とより成る會社なり。而して無限責任社員は、合名會社の社員と同一の責任を負ひ、有限責任社員は會社債務につき其の出資額を限度として直接に責任を負ふ。又無限責任社員は合名會社の社員と略同一の權限を有するものにして、會社代表、業務執行の權義を有するものなるが、有限責任社員は全然此等の權義を有せず、單に金錢其の他の財産のみを出資となし(勞務又は信用出資は之を許さず)利益の配當に與り、營業年度の終に於て、會社の業務及び財産の状態を檢查することを得るのみとす。而して其の持分を他人に讓渡するには無限責任社員全員の承認あるを要するも自己又は第三者のために、會社の營業部類に屬する商行為を爲すが如きは自由なりとす。

(ハ) 株式會社 株式會社は、その資本を株式に分ち、之を所有する者を株主と稱し、株主の責任をその所有株式の額に限り、株式の全額は均一とし、一時に全額を拂込む場合は、之を二十圓までに下すことを得るも、四分の一の拂込を以て營業を開始する通例の場合にありては、五十圓を下ることを得ない。又株式に對しては之を表彰するために記名若しくは無記名の株券を發行し、自由に賣買讓渡をなすを得せしむるを其の特徴とする。

其の業務の處理は株主總會、取締役、監査役の三機關によつて行はれる。株主總會は會社の最高の意思決定機關にして定時總會と臨時總會とある。總會に於ける株主の議決權は一株に就き一箇を原則とする。又

株主總會は取締役の提出したる書類及び監査役の報告書を調査せしむるため特に検査役を選任することを
得る。

二四八

株主總會の決議は、株主全體の意思表示と見るべく、重役（取締役及び監査役）の選任、改任、定款の變更、利益配當案の審議、社債募集に關する事等を決定するものなれども、僅かに年二、三回定時若しくは臨時に開催せられ、常設の機關にあらざるが故に別に業務の執行及び其の監視のため取締役及び監査役の常設機關を置く。取締役は其の數三名以上、その任期三ヶ年以内とし、株主總會に於て株主中より選任せられ、外に對して會社を代表すると同時に、内に在りては業務執行の任に當る。監査役はその數一名以上、其の任期二ヶ年以内とし、株主中より選任せられ、取締役の執行する業務を監視するを以て職責とする。

(二) 株式合資會社 株式合資會社は無限責任社員と有限責任なる株主との二者より成る會社にして、其の業務は無限責任社員の一部若しくは其の中より選出したる取締役之を執行し、外に對しては會社を代表する。又株主は株主總會を開きて會社の重要事項を議決し、且つ其の中より監査役を出して監視せしむるのみ。而して重要事項の處理は勿論株主總會の決議と無限責任社員との一致を要す。此の會社は合資會社と株式會社とを折衷し其の各長所を併せ採り、極めて便利なる組織の如くなれども實は然らず所謂帶に短く櫛に長さ嘆あるを免れない。

(ホ) 有限會社 從來我が國で會社と言へば前述の四種といふ事にされて居たのであるが、合名、合資の兩

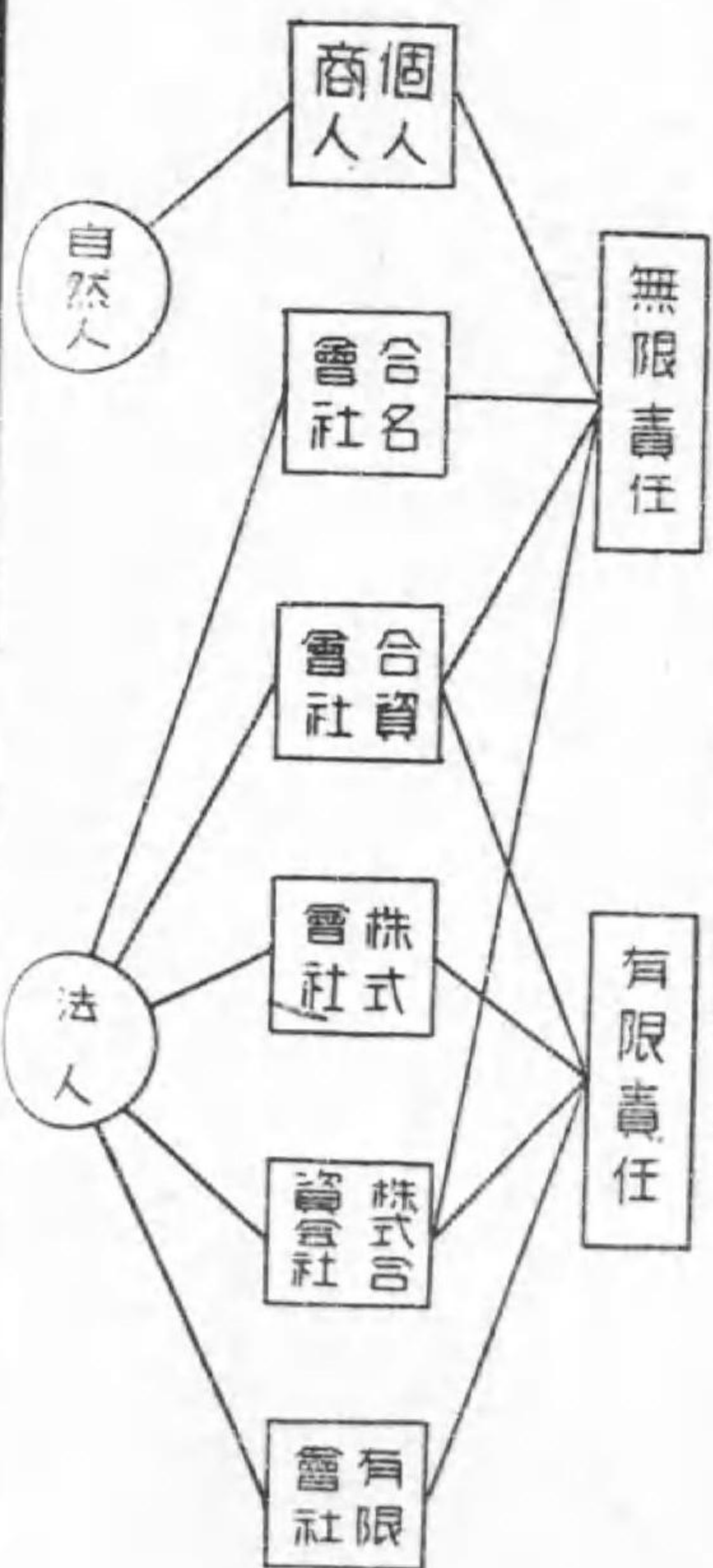
種の會社では、無限の責任を負ふ社員の存在を必要とし、其の爲兎角具合の悪いことがあり、株式會社は株主總會とか、取締役、監査役などが必要であつて、その爲經費も嵩むばかりでなく、計算書類の公表の爲内部の秘密が洩れたり、株主が會社の事業に不熱心であつたり、株主相互の間も極めて疎遠になり勝であるといふ色々な缺點があつて、中小企業を營むに兎角適しないと云ふ缺點があるのである。従つて中小企業を容易に合理的にやる組織として合名會社、合資會社と株式會社との中間の組織が要望されて居たのであるが此の目的に副ふものとして有限會社法による會社が設立される。

有限會社法に依ると有限會社は極めて手軽に設立することが出來、社員は二人以上で足り、株式會社と異り社員數は五十名以下でなければならぬ。資本金は餘り少額なれば危険も多いから一萬圓以下であつてはならぬ。

有限會社の社員は、その出資の口數に應じて持分を有するのであるが、株式會社の株主と同様、その出資の金額を限度として有限責任を負ふのみで、合資會社の有限責任社員と同様である。その持分の移動は、株式と違つて社員總會の決議がある時にのみ認められる。これは小人數の者が作る會社であるから、株式の如く勝手に移轉を許しては社員間の緊密關係が弛緩するからである。

有限會社は小なりとは云へ、社員總會と云ふ意思決定機關もあれば、業務執行機關として取締役、監督機關として監査役、又臨時機關ではあるが検査役も置く事が出来る。必要なのは前二者のみで其の人數にも

制限はなく一人でもよい。又社員總會とても株主總會の如く面倒な手續は要らぬ。招集するには一週間前に通知すればよいし總社員の同意があれば招集の手續も要らぬ。即ち所謂持廻はり決議でもよいのである。有限會社は謂はば手軽な株式會社であつて、その企業形態として有利な點は以下の如し。一、設立手續が簡単なこと。二、社員相互が會社の事業の盛衰に深い利害關係を持つこと。三、會社の活動が敏治に行くこと。四、経費が節減出来ること。五、公示義務がなく營業上の秘密が保ち易いこと等である。しかし其の反面弊害も多少伴ふことは止むを得ないことであるが同族會社及び中小企業に最も適した組織であるから、この有限會社が將來恐らくは合名會社や合資會社以上に澤山設立されるであらう。最後に個人商人と會社の企業形態に就て圖解すれば左の如くなる。



第三項 企業者同盟

企業者同盟とは初め、其の經營に係る貨物につき市場の獨占を得るの目的を以て、工業其の他の生産に携はるものによつて企劃されたものであるが、近時資本主義的大企業の發達は、商業の方面に於ても之が出現を促した。その目的はやはり大企業家たる商人（個人組織たると會社組織たるを問はず）が大資本を蒐集して、小資本の商人を壓倒し、市場を獨占して巨利を收めんとするにある。何となれば幾多の同業者が互に分立して、その販賣を競争することは、彼我共に利する所少く而も経費のみ莫大となり、無用の競争のため必要以上の努力をしなければならぬからである。

これを避けるために起つたものがカルテル（企業聯合）とトラスト（企業合同）である。

カルテルとは従來競争してゐた幾多の企業者が、永久に市場を獨占するの目的を以て、同盟を結ぶものにして、或は製造高の制限、販賣價格の協定等必要事項に付、加盟者を拘束するが、各加盟者は皆夫々獨立の存在を維持するものである。

トラストとは全加盟者を統一企業組織中に集合して市場の獨占の目的を達するものなり、されば従來競争してゐた幾多の企業者の主腦たるものは、合同によつてその資格を失ひ、中央指揮者の下に併合せられて、其の獨立を失ふものである。

カルテル及びトラストは工業其の他の純生産業に關聯するもの多しと雖も、商業と工業との利害親密なる

を以て企業者同盟の如きも獨り横に同業者を連合するのみならず、縦に之に關聯する業務即ち其の製品の運搬に要する陸海運業、之に資本を融通する銀行業、之が販賣を司る卸賣業進んでは小賣業をも一手に集合せんとするの有様となれり。されば企業者同盟が商業組織上に有する地位は益々重要な度を加ふるものと謂へよう。

第三節 産業組合

産業組合は既述せる如く、その經營に際しては、著しく企業的精神が他の掣肘を受けるものである。即ち産業組合は社會に於ける經濟的弱者を結合し、共同の施設若くは行爲によつて、其の營利若くは經濟を助け、以て經濟的強者に對する抵抗力を大ならしむるを目的とする。而して經濟的弱者の營利を助くるものは、中小以下の農工商業者を組合の要素となし、其の經濟を助くるものは一般消費者を組合の要素となすものなるが、兩者共に現代の商業經營と重大なる關係を有する。

産業組合は其の行ふ業務の種類によつて次の四種及びそれ等の組合せに種別することが出来る。共に所得税、營業收益税、營業税、印紙税を免除せられ又低利資金の融通、その他によつて厚き保護獎勵を加へられ甚だ有利なる地位に置かれてゐる。

(イ) 信用組合 組合員が若干づつの醵金をして信用組合を作り、組合員中に資金の必要ある者を生じた時低利に之を資付け、その金融の便を計るものである。場合によつて組合は更に組合員以外からの預金を預ることが出来る、之をも運用資金に合して金融することが出来る。

(ロ) 販賣組合 組合員の生産した物に加工し又は加工せずして販賣し、其の利益を組合員に頒けるのが目的で、生産品の品位を別け之に組合で定めた銘柄を打ち、組合の商標を用ひなどして、販賣高を多からしめ、之に對し多少の手數料を徴して組合の維持費に充て、残りは組合員に配當するのである。

(ハ) 購買組合 これには二種類の組合がある。一は生産者の購買組合であつて、組合員の産業に必要な肥料、原料、機械器具などの共同購入を目的とし、他は消費者の購買組合であつて組合員の必要とする日用品其他の共同購入を目的とする。後者は消費組合であるが、我が國に於ける消費組合の全部が、ここにいふ産業組合法上の購買組合ではない。尙購買組合は他から仕入れた物に加工し、また自ら生産することも出来る。

(ニ) 利用組合 これにも二種類の組合がある。その一は生産者の利用組合であつて組合員をして機械、設備などを利用せしめる。現今では乾繭装置、土地、収摺機などを利用せしめるものが多い。その二は消費者の利用組合であつて、現今では醫療設備、精米麥機等を利用せしめるものが多い。尙利用組合は一定の制限の下に組合員以外のものに設備を利用せしめることが出来る。これは現今では浴場設備、給水設備など多少あるに過ぎない。

更に産業組合には、組合員の責任に従つて次の三組織がある。但し一組合の組合員の責任は全部同一種類

であつて異種の責任を負ふ組合員の混在を許さない。

二五四

- (一) 無限責任 組合員が連帯無限責任を負ふもの。
- (二) 有限責任組合 組合員が出資額を限度として責任を負ふもの。
- (三) 保證責任組合 組合員が出資額の外一定の金額を限度として責任を負ふもの。これなり。

第四節 公 企 業

企業とは營利の目的を以て事業を計畫し、之に要する資本及び勞力を結合して以て事業を遂行するを言ふ。企業には公企業及び私企業の二種がある。公企業とは國家若くは地方自治團體の如き公共團體によつて經營せられる企業を云ひ、私企業とは其の主體が自然人若くは私法人たる企業を言ふ。公企業はその活動方針が營利心の上に依りて支配せられず、それ以外の種々なる動機によつて影響せられ、經營者の企業的精神が他の掣肘を甚だしく受けるものなることは既に述べたる所なり。斯る公企業は今日我が國に於ては國有鐵道、煙草製造、簡易生命保險、市街電車、水道等に見る所である。

以上の如き各種公企業の物典を見るに至れる理由の主なるもの四あり。以下の如し。

- (イ) 近時國家を始め地方自治團體の政務の増加は痛く其の財政を壓迫し、収入の増加を要すること甚だ切なり。
- (ロ) 社會政策上、獨占的傾向を有し、且つ社會一般の福祉に關係ある事業を公營とする必要を認むるに至れり。
- (ハ) 戦時に必要缺くべからざる貨物の生産は、之を公營とするの得策なるを認むるに至れり。
- (ニ)

前項に屬する公營事業の餘力を利用し、平時に於ても一般私企業と同一轍の經營に出づるの財政上有利なるを認むるに至れり。

以上は公企業物典の重なる理由なるが我國の公營事業に就き、その創設の事情を尋ねれば國營事業たる鐵道業及び煙草、樟腦、食鹽の專賣業は主として(イ)の理由に基き、簡易生命保險業は専ら(ロ)の理由による又地方自治團體の經營に屬する市街電車及び電気、瓦斯水道等の供給事業は主に(イ)、(ロ)の理由に基きて起りしものである。

第九章 商業の經營

第一節 商業 使用人

商人は單獨にて營業すること無きに非ざれども、斯くの如きは所謂小商人に非ざる限り又單獨にて營業し得べき特殊商人に非ざる限り殆ど稀にして、商業の經營は精神的に、肉體的に種々なる勞務の参加を必要とするものにして、商人は必要に應じて此等の勞務を提供する人を雇傭する。而して此の如き人に凡そ左の三種類ある。

- 一、商業固有の事務即ち商務に服する者即ち商業使用人。
- 二、荷造、運搬、掃除の如き單純なる肉體的勞務に服する者即ち普通の勞働者。

二五五

三、商務の補助として専門の技術學藝等を提供する者即ち法律顧問技師等。

二五六

然るに商業の經營上特に重要視すべきは其の第一類に屬する狹義の商業使用人にして、彼等は一定の報酬を受け商業經營に特殊なる役務を供給する者にして、其の役務の内容は肉體的なるよりは寧ろ精神的なり、而して主人との間に比較的恒久的なる關係にある者なり。第二、第三類に屬するが如き者は商業經營のみに局限せらるべき者に非ざるが故に之を述べず。

現代の商業使用人は大規模商業の産物に外ならずして、其の職務の内容は大規模商店内に於ける事務的分の必要に支配せられるものなり。今其の職務により商業使用人を舉げれば下の如し。支配人、商品仕入係、商品販賣係、通信係、簿記係、現金出納係、貨物係、商業旅行人、商業見習生、丁稚小僧、番頭等なり。

此等の商業使用人中には、専ら商店内部の事務に執掌する者あるも、外部との交渉に當るを任務とする者多く、其の職務を全ふするには、主人若くは商店を代表して法律上に効果ある行爲を爲す権限あるを要す。是れ商法が商業使用人に對し代理權を認むる規定を設くる所以である。今此の點より商業使用人を分類すれば左の如し。

一、支配人 支配人は主人の營業に關する萬般の事務に執掌するものにして、其の權限は法律によりて規定せられ、其の範圍最も廣汎なり。即ち支配人は主人に代りて其の營業に關する一切の裁判上又は裁判外行爲を爲し、又番頭、手代其の他の使用人の選任及解任をすることを得るものなり。主人は支配人の代理

權に或る制限を加ふることあるべきも、其の制限は善意の第三者に對抗することを得ず。斯くの如く支配人は重大なる權限を有し、營業上主人に代り萬般の行爲を爲し得べきものなるを以て、法律は其の選任及び代理權の消滅ありたる時は、之を其の營業所在地の裁判所に登記すべきことを主人に命ぜり。

前述せしが如く支配人の權限は廣汎にして、其の地位亦高きものなれば支配人たる者は義務として全力を主人の營業に傾注せざるべからず。されば法律は此の點に付、支配人は主人の許諾あるに非ざれば自己又は第三者の爲めに商行爲を爲し、又は會社の無限責任社員となることを得ずと規定し、同時に又支配人が右規定に背きたる場合には、主人は支配人自らの爲めに爲したる商行爲を主人の爲めに爲したるものと看做し、之より生ずる利益を收得し得べき旨を規定せり。第三者の爲めに爲したる商行爲に就ては、主人は支配人に對し損害賠償を求め得べく、會社の無限責任社員となりたる場合には主人は支配人の退社を請求し得る。

二、番頭及び手代(大部分の會社員及び店員) 番頭及び手代は支配人に亞ぐ雇人にして、主人又は支配人によりて選任せられ、主人の營業に關し、主人より委託せられたる或種類の事項例へば仕入若くは販賣と謂ふが如き一類の事に關し、又は特定の事項例へば某品の販賣と謂ふが如き一事件に付、繼續して一切の行爲を爲す權限を有するものとす。然れども法律は主人に對して之が登記を命せず、又主人は第三者に對して、右委任以外の行爲につき其の責に任ぜざることを得るが故に第三者をして安心して番頭又は手代と取

引せしめんには、主人たる者適當の方法により其の権限を知らしむ必要あり。

三、其の他の使用人(所謂小店員) 支配人、番頭及び手代以外の使用人は所謂丁稚、小僧の類にして、主人又は上級使用人の指揮を受け隨時單純なる役務に服するものなり。

第二節 營業の施設

抑々營業上の施設と謂へば、其の包含する所頗る廣く、店舗の設備、事務の分掌は言ふまでもなく、日常事務の執行に要する各種の施設より器具、消耗品等の末に至るまで、其の項目甚だ多し。

此處には唯商人たる者が、商業を営むに當り、必ず設備するを要し、又は實行するを便なりとして法律が規定したる若干の重要事項に就て説述せん。

(一) 營業所 營業所とは商人の營業上の本據、即ち營業の中心として其の主腦の在る所を云ふ。箇人商人の場合には、營業所は住所と同一場所なること多けれども、亦之を異にする場合も尠からず。會社にありては法人なるを以て其の營業所以外に住所なるものを認むること難し、故に法律は殊更に會社の住所は其の本店の所在地にあるものと規定せり。商人の營業と營業所との關係は、日常の業務が營業所にて行はるのみならず、更に

(イ) 商業登記は營業所所在地の裁判所に於て爲すべく。

(ロ) 債務の履行は債権者の營業所に於て爲すべく。

(ハ) 手形の支拂は振出人又は引受人に於て特にその支拂場所を指定せざりし時は支拂人の營業所に於て爲すべく。

(ニ) 營業所は管轄裁判所を定むべし。等の關係を有する。

然れども、商人の營業所は一箇所に限らず、多數箇所に上ることあり。斯る場合に於ては其の主たるものを本店といひ、従たるものを支店といひ、其の營業の一部のみを行ふものを出張所と稱す。法律は特に

(イ) 本店の所在地に於て登記すべき事項は、支店の所在地に於ても亦之を登記するを要し。

(ロ) 商人が支店の業務のみに關する支配人を任命したる時は、商人は其の支店の所在地に於て、其の支配人の選任及び解任等の登記を爲すべく。

(ハ) 支店に於て爲したる取引に就ては、債務の履行場所は其の支店とす。等の規定を設けた。

(二) 商業登記 凡そ商人が商業を営むや、永く繼續して一般公衆と取引を爲すものなれば、商法は其の信用を維持し營業の目的を達せしむると共に、之と取引を爲す公衆の利益を保護せんが爲めに、必要なる事項の公示を目的とせる登記の制度を設けたり、之を商業登記と云ふ。

商業登記の登記事項の何たるかは、商法の各條に就て之を擧ぐるに外なしと雖も、大別して一般商人に關

するもの、無能力者たる商人に關するもの及び法人たる會社に關するものの三種とす。而して其の重なるものは、商號の登記、未成年者、妻、法定代理人、支配人に關する登記、合名、合資、株式、株式合資及び有限會社の登記及び外國會社の登記とす。商業登記は其の申請を爲す者の營業所所在地の區裁判所又は出張所に於て爲すものにして、裁判所は豫め備へたる登記簿に之を爲すものとす。登記時期に就ては一般的规定なく、唯少數登記事項に就てのみその規定を見る。凡そ登記を爲す者は登録税法の定むる所により一定の登録税を納むることを要す。登記は一般公衆に對する公示方法なれども、實際上登記のみにては普く公衆をして知らしむるに由なきを以て、法律は其の趣旨を貫かんが爲め、公告及び登記簿開示の制を設く、即ち裁判所は登記したる事項を遅滞なく官報及び豫め定めたる新聞紙に公告するを要し、又何人に對しても登記簿の閲覽を許し、又は少額の手數料を徴し謄本若しくは抄本を交付す。

(三) 商號 商號とは商人が營業上自己を表示する爲めに用ふる名稱にして、商號の登記は會社に對しては絶對的要件なれども個人商人に在りては任意事項なり。されど個人商人にても、その專用權を得んと欲せば之を登記するを要する。其の他商號に就ては諸子は既に本科一年の課程に於て學びたる所なり。

(四) 商業帳簿及び信書 商人の日日の取引其他財産に影響を及ぼすべき一切の事項を記録する帳簿を商業帳簿と云ふ。商業帳簿は營業上の收支計算を明かにし、財産の増減變化を示すものにして、商人に取りては極めて重要なものなり。其の記入に就ては諸子は簿記編に於て學ぶものとす。商業信書も亦商業取引

の経過を示す證據たるべきものなれば發信は其の控若しくは寫を、來信は其の儘整理保存するを必要とす。商人が整然たる帳簿を備へ信書を整理保存するは、畢竟自己の利益の爲めなるが故に之を自由に放任して可なるが如くなるも、相手方の利益も亦大に之に關係を有することあるを以て、商法は商人に命ずるに帳簿を備へ日日の取引は勿論其他苟くも財産の増減を來すべき一切の事項を明瞭に記載せしめ、且つ十年間其の帳簿及び營業に關する信書を保存すべき義務を以てせり。法律が商人に設備を命じたる商業帳簿は日記帳、財産目録及び貸借對照表の三種に限り、其の他の帳簿は之を各人の自由に委したり。

尙前述せる商業登記、商號及び商業帳簿に關する法律の規定は、所謂小商人には適用せざるものとす。(五) 商業使用人 商業使用人に關する法律の規定に就ては既述せる所なり。

第三節 會計

茲に會計と言へば企業の經營活動に對する計數管理の全體を意味する。然らば會計制度の具體的内容如何と言へば次表が適切に之を示すであらう。

會計		制		度	
計算の内容		事前	事後	比較	
計算の目的		計算	計算	計算	
總經營(長期計算)	總計(總預算)	總簿記(主要簿記)	比較計算		
部分經營(短期計算)	部分經營の計劃(豫算)	部分經營の簿記(經營簿記)	統計		
給付單位	事前原價計算	事後原價計算			

從來會計と言へば一企業の經營全體に對する過去の活動を記録計算することを任務とせしものなりしが、今や一方に於ては企業の經營全體の外に、それを形成する個々の部分經營並に企業の必要とする個々の給付(例へば一單位の商品又は製品)に及び、他方に於ては過去の活動のみならず、將來の活動にまで範圍を擴げ更に統計によつて比較計算をも行ふに至つたのである。以下これ等に就て簡單なる説明をなす。

(一) 簿記 簿記は企業に於ける財産及び資本の増減變化を記録計算する技術であり、又一定期間に於ける損益を總括的に示すものとして損益計算書があり、更に一定時に於ける財産及び資本の在高を總括的に表示するものとして貸借對照表がある。これ等に就ては諸子は別に改めて研究するであらう。

(二) 短期成果計算 從來經營活動の成果は普通の簿記によつて計算せられしが企業全體の成果を精密に知る爲には、一年又は半年毎に行はれる決算を待たねばならなかつた。かくては迅速に變化する經營事情の下にあつて經營活動の指揮統制を施すのに不充分なりし事は明かであらう。

ここに於て短期成果計算が必要となる。短期成果計算は通常一ヶ月を期間とし、且つ全然内部の計算であつて會計年度計算(長期成果計算)の如く外部に公表するものでない。従つてこれは年度計算の如く化粧が施されず、ありのままの姿に於て經營活動の成果が示される。又短期成果計算は年度計算と同一程度の正確さを期待するものでなく従つて計算方法も異なるものである。

(三) 豫算統制 上述の一般簿記及び短期成果計算が過去に於ける經營活動を示すものであるに對し、將來

に於ける經營活動の豫測圖として豫算があり、此の豫算による經營活動の統制を豫算統制と言ふ。

見積その物は必ずしも新しき考ではなく各種見積を全體として協調、調和を計り統一せしめたものが豫算統制である。各種見積の統一は小經營では經營者の頭腦中に於て行はれるが、大經營に於ては特別の處置が必要である。即ち先づ各部門をして夫々その擔任方面に關し一定期間に對する見積を作らしめ、次に之を全體として協調、調和を計り、第三に豫算と實際との比較によつて爾後の豫算に修正を加へるのである。豫算統制は通常、販賣豫算、販賣費豫算、仕入豫算、仕入費豫算、勞力豫算、一般間接費豫算、財務豫算等があり、之等が何れも相關連して實施せられるものであるが、最後に豫想貸借對照表及び豫想損益計算書を作成せられる。

固より豫算は將來に對する見積であつて全く正確ではないから、實施に當つて豫算に膠着することなく適當の判斷をなすを要し、又豫算は自動的ではないから、豫期の結果を實現せしむる爲には努力を必要とする。又豫算統制は單に經營者に對してその指揮の據り處を提供するに過ぎないものであるが、之をなし置けば、諸部門の間に協調が行はれ、又條件の有利なる活動方面を撰ばしむるに至るから企業は豫算なき場合に比して遙かに合理的なる活動を爲し得ることは明かであらう。

(四) 原價計算 上述の諸計理部門が總經營又は部分經營を客體とするに對し原價計算は給付單位に對する計算である。原價計算は例へば工業經營に於ては一單位の製品について幾何の費用を要したかを示すもの

であり、原價計算の目的は勞力及び材料が有効に使用せられたか、如何なる無駄が如何なる理由によつて生じたかを明かにすると共に、又經營活動の標準を設定する手段ともなるものである。斯くの如き事は工業經營に於て特に重要であり、従つてそこで發達したものであるけれども近來は狹義の商業經營や銀行業經營に於ても、その必要が認められ研究せられるに至つた。

(五) 經營統計 經營統計は企業の經營事象に統計的方法を用ふるものであつて、企業經營に於て發生する諸種の事象に就て大量觀察を施し、且つ得られたる數字を他の數字と比較して關係、原因、作用を發見せんとするものである。經營統計の特徴とする所はその材料が經營活動の範圍内にあるから、その蒐集が容易である。而して統計の材料は生産、販賣、財務の諸部門より得られるが上述の諸計理部門より得られる所が多い。經營統計の實務的研究は研究科の課程に於て學ぶであらう。

第四節 資本の調達と其の運用

(一) 財産と資本 企業がその活動を營む爲めには、通常何等かの財貨を必要とする。例へば狹義の商業に於ては、その店舗や倉庫として土地、建物並に諸器具の如き、又賣買の目的たる商品や、現金の如きは缺くべからざるものである。かやうに企業に備附けられたる諸財貨を企業財産と言ひ、この財産の歸屬關係を示す言葉を資本と言ふ。即ち兩者は同一物の二表現である。従つて企業に於ては常に財産＝資本の方程式が成立する。

(二) 資本の構成 前述の如く資本は歸屬關係を示すものであり、企業者に屬するか債權者に屬するかによつて次の二種に分類される。

(イ) 自己資本 これに屬するものとしては、企業者が自ら醸出した所の元入資本の外に附加資本がある元入資本は企業創設の際と、それ以後に醸出したものとの二種あるが、何れも企業者が他から、その企業に持來つたものである。これに對して附加資本は、企業内に生じたものであり經營活動の成果によつて形成されるものである。

(ロ) 他人資本 他人資本とは債權者より調達せられたるものであり、負債である。現今何れの企業と雖も全然自己資本のみで立つて居る事業は殆どなく概ね多少なりとも他人資本に頼つて居る。

他人資本の自己資本に對して有する特徴は危險負擔の順序に前後のあることと、期限の存することとの二である。先づ企業に於ける危險は自己資本が負擔すべきであるけれども、その限度以上の危險は他人資本に及ぶ場合もある。次に自己資本は原則として企業の存立と時期を同じうするが、他人資本には通常一定の期限が豫定せられて居り、全然無期限と言ふ事はない。他人資本はその期限の長短によつて、長期他人資本と短期他人資本とに分れたる。之等に就ての具體的事項は本科三年の課程に於て既に學びたる所である。

(三) 商業資本の必要なる理由 今商業の經營上特に資本の必要なる理由を説明すれば左の通りである。

第一、商業の經營は勞力に依頼すること少く寧ろ資本に依頼することが多い。

二六六

商業も企業たるからには一般企業の要素たる資本及び勞力無くして一日も之を經營し能はざることは言ふまでもない。然れども商業に必要な勞力は精神的、事務的なるを常とし、單純なる肉體的勞力の如きは其の必要甚だ尠し。之れ商業の經營が農工業の經營と大に其の趣を異にする所であつて、前者の成績が専ら資本の量及び質等に制せられる所以である。

第二、商業資本の節約を目的とする幾多の設備が漸次完成されるにも拘らず未だ之を廢棄し能はざるの事情にある。

近時經濟技術の進歩の結果、各種の機關商業の發達せるは商業者をして固定資本の必要を減ぜしめ、或は比較的小資本を以て多額の取引を行はしめ、或は流動資本を節約せしむる等、商業者の資本需要の程度は漸次低減するの傾向ありと雖も、之を廢し能はざるの事情にあり。即ち商品の仕入に當りては如何に信用制度發達するも、全然無資本にては如何ともし難かるべく、加之資本の多少は自家信用の基礎に影響し、之を多く有せば取引の圓滑を來すべく資本の大なるものは、業務の敏活、收益の増加を計るべき設備を充分ならしむる事が出来る。

右等の事情により商業經營上に占むる資本の地位の殊更に重大なる所以を知るであらう。

(四) 資本の調達 然らば商業資本は如何にして調達すべきか、之に就て考慮すべき點は次の二點である。

一、幾何の財産が必要であるか。

二、如何なる源泉より調達するか。

企業の必要とする財産の大きさ、従つて又資本の大きさは、その目的とする事業の種類によつて異なるが、大體に於て次の諸點が條件となる。

(イ) 運用財産の必要在高の大小。

(ロ) 運轉金類の大小及び運轉速度、賣買業に於ては賣上高の大なるもの、商品回轉率の小なるものは大資本を必要とする。

(ハ) 必要なる固定財産の大小。

(ニ) 將來に於ける擴張見込の有無並にこの擴張によつて生ずる財産需要の大小。

かくて資本の大小が決すれば、次に如何なる源泉によるかが問題となる。この調達源泉は、既述の如く自己と債権者とであり、夫々自己資本及び他人資本の調達となる。

企業が新たなる資金を必要とする場合、何れにより資本を調達するも、企業の資力を増大すると言ふ機能から觀れば全く同一である。唯前述の如く二種の資本の間には危険負擔の順序に相異があるから、債権者は債務者の(自己)資本の大なれば大なる程安全な譯である。更に他人資本には前述の如く通常期限が存するから、企業にとつては其の點を考慮しなければならない。即ち長期間に亘つて固定する性質の財産に投

ずるには他人資本、殊に短期他人資本は不可であつて、それに相應する長期の他人資本か、自己資本かに仰がなければならぬ。

債権者の側より觀れば債権の回收上このことは一層大切である。近時流動比率の問題が唱導せられ、更に進んでは酸性試験なるものも提唱せられる所以はここにある。此の種經營統計に就ては諸子は研究科に於て研究するであらう。

(五) 資本の形態 然らば商業資本は如何なる形態を有するやと謂ふに、之を次の如く分つ事を得る。

第一、流動資本 流動資本とは唯一回の使用により、其の職分の全部を盡す所のものにして、其の商業に於て取る形式の主なるものは貨幣及び商品なり。此外貨幣及び商品を代表する有價證券も亦商業上の流動資本として重要なり。此等の流動資本は終始互に變形移動し、商業資本として頗る重要なものなり。

第二、固定資本 固定資本とは唯一回の使用により、其の職分の全部を盡さず幾百千回の使用に堪ゆるが如き永續的形態を有し、之に對する利得は存続する期間に亘り發生する所のものなり。而して之が商業の經營を補助する態様は、直接的なるあり、間接的なるあり、間接的とは各種機關商業者の所持する固定資本の援助を受くる場合にして、直接的とは自己の固定資本を利用する場合である。

商業資本を形成する此等兩種資本の占むる割合は、商業の種類により區々なるも概して言へば商業資本は主として流動資本の形態を取り、固定資本額は比較的少きものなり。

(六) 商業の組成 凡そ企業の中には人的要素と、物的要素との一致を必要とする。即ち商業には人的要素たる商人及び使用人と物的要素たる財産との合理的結合を條件とし、其の經營は信用により結ばれる。現在までに諸子の學習したる所を圖示すれば左の如し。

研究科 第一年

第一章 單式簿記と複式簿記

一、單式簿記と複式簿記との比較 單式簿記と複式簿記とは各々長短を有し、之を比較すれば次の通りである。

單式簿記

- (イ) 資産負債(現金、賣掛金、買掛金)等のみの部分的記録をなす。
- (ロ) 記帳方法 平易單純にして小規模事業の會計整理に適す。
- (ハ) 記帳の結果は正確を期し難し。

- 1 財産計算の不正確。
- 2 損益計算の不正確。

複式簿記

- (イ) 事業財政(資産、負債、資本、損益)の記録をなし得る。
- (ロ) 記帳方法複雑なれども完全にして大規模なる事業の會計整理に適當なり。
- (ハ) 記帳の結果は正確なり。

二、單式簿記より複式簿記への轉換手續 從來の單式簿記を廢して複式簿記とするには次の手續を以て其の

目的を達する事が出来る。

(イ) 財政一覽表の作製 掛賣元帳、掛買元帳、現金出納帳、現物調査、

〔例〕 A商店單式記帳を複式記帳に轉換せんとす、諸帳簿殘高及び現物調査の結果左の如し財政一覽表を作成せよ。

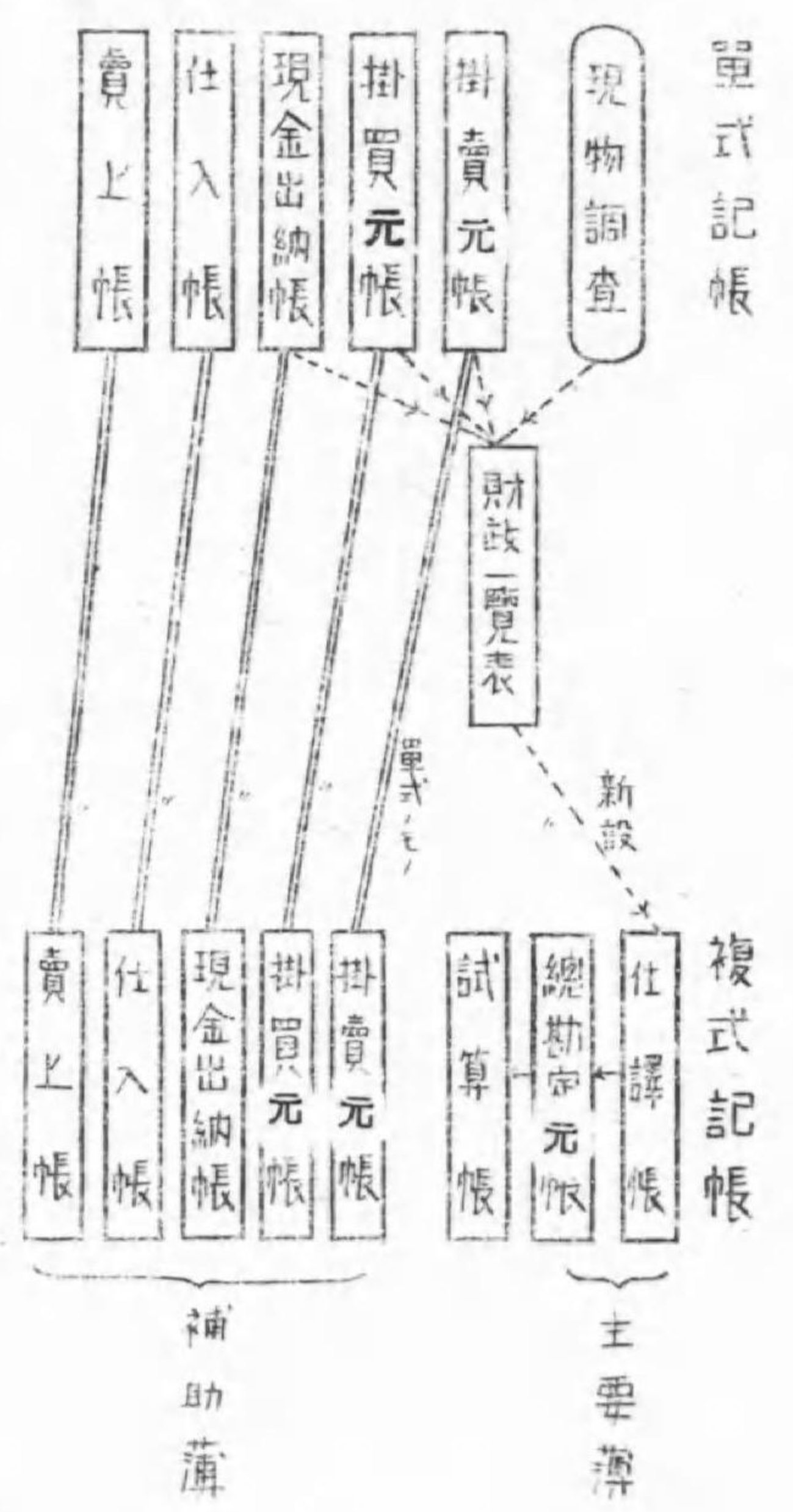
掛賣元帳殘高	二口	大平商店	五〇〇・〇〇
掛買元帳殘高	一口	宮下商店	七〇〇・〇〇
現金出納帳殘高		木原商店	二〇〇・〇〇
現物調査	商品現在高		五〇〇・〇〇
			三〇〇・〇〇
			一〇〇・〇〇

〔解〕

財政一覽表		昭利 年 月 日	
資産	負債	資産	負債
掛買元帳	掛賣元帳	掛買元帳	掛賣元帳
現金出納帳	現金出納帳	現金出納帳	現金出納帳
現物調査	現物調査	現物調査	現物調査
2,100.00	2,100.00	2,100.00	2,100.00

- (ロ) 仕譯帳作成 財政一覽表に於ける資産を借方、負債を貸方に記入す。
- (ハ) 總勘定元帳の作成 仕譯帳より轉記をなす。
- (ニ) 補助帳簿 單式記帳のものを其儘に使用す。
- (ホ) 試算表の作成 元帳記入の正否を検す。

圖 解



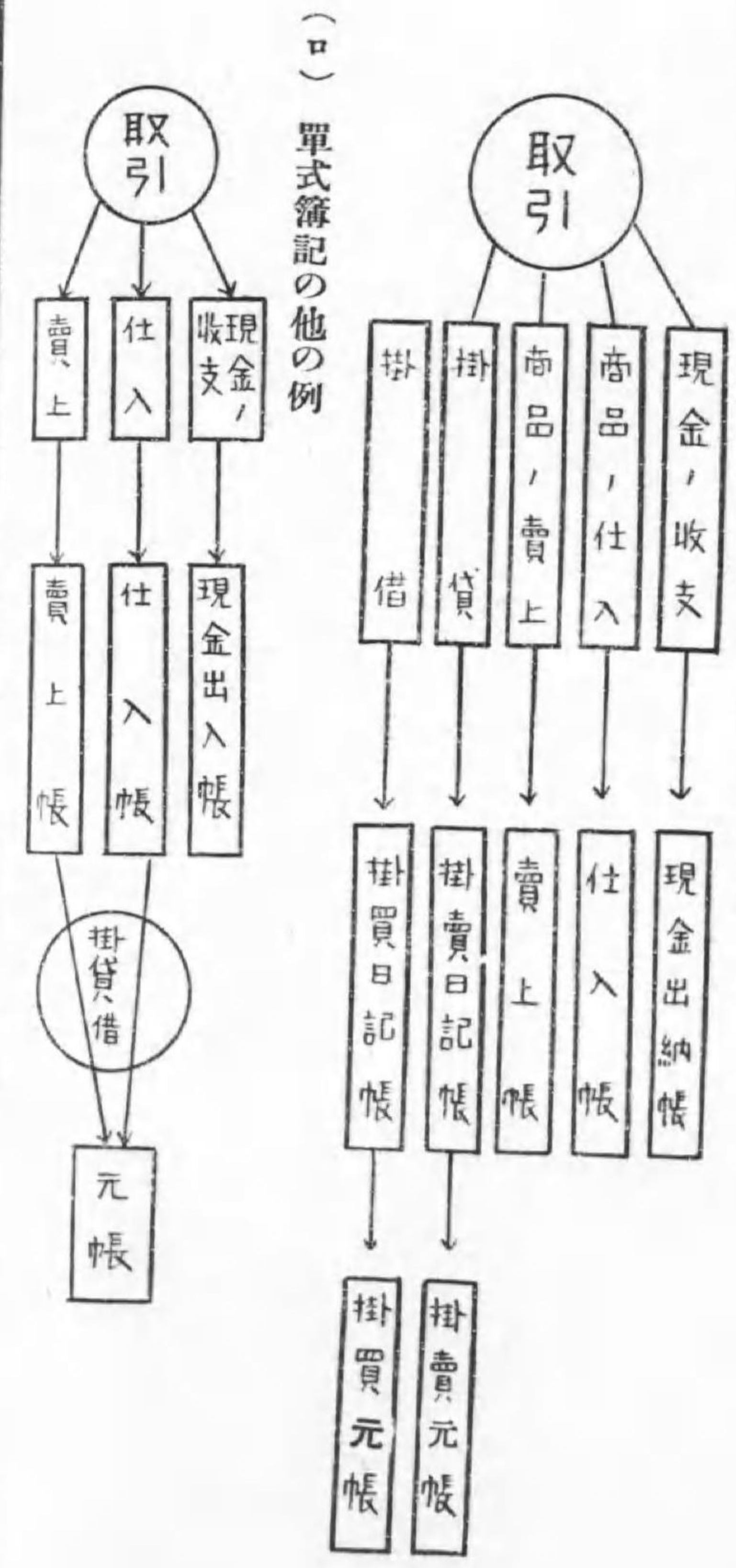
第二章 帳簿組織

一、帳簿組織 帳簿組織とは會計整理記帳に於ける帳簿種類、記帳方法、帳簿相互間の連絡關係を云ふ。使用帳簿の種類及び記帳方法は事業の繁閑に従つて適當に定められて、最も合理的に當該事業の會計整理を爲し得るものである。故に一の事業の帳簿組織を其の儘に他の事業に用ふる事は不適當である。

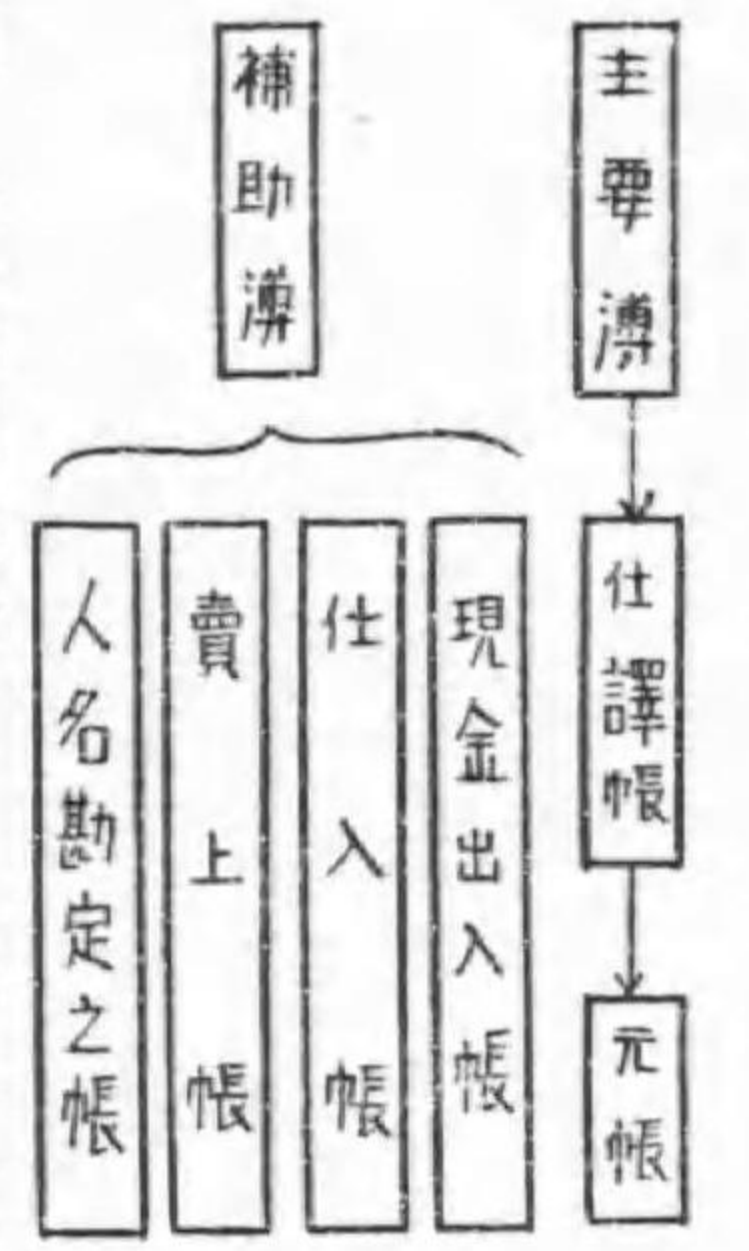
[圖解]

Ⅰ 單式記帳

(イ) 本科一、二年に於て學習したるもの。



Ⅰ 複式簿記



二、簿記演習 次の帳簿組織によりて取引例題の記帳をなし決算をなせ。

(一) 帳簿組織 (單式簿記)



(二) 記帳例題

六月一日 第三期營業開始

棚卸次の如し。

商品在高合計		現金在高	掛貸金	掛借金	中野商店	太田商店	木村商店
白砂糖	一〇俵	一九・三〇替	一八・〇〇替	一口	七〇〇・〇〇	四〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇
中	一〇俵	一八・〇〇替					
本日現金小賣合計	七・〇〇						
本日現金小賣合計	七・〇〇						
電氣料	三・五〇	營業用書類印刷費	二・〇〇				
中野商店より左記の通り仕入れ内	四〇〇・〇〇	現金支拂					
白砂糖	二〇俵	一九・〇〇替					
双	二〇俵	一五・〇〇替					
本日現金小賣合計	四・〇〇						
本日現金小賣合計	四・〇〇						
太田商店より掛貸金の内	三〇〇・〇〇	入金					
本日現金小賣合計	四・〇〇						
濱口商店より左記の通り掛仕入、引取車力貸	五〇〇・〇〇	現金支拂					
白砂糖	二〇俵	一九・〇〇替					
双	二〇俵	一三・〇〇同					
中	一〇俵	一八・〇〇同					
本日現金小賣合計	七・〇〇						
本日現金小賣合計	七・〇〇						
火災保険料	五・〇〇	現金支拂					
濱口商店へ支拂		四〇〇・〇〇					
中野商店同		三〇〇・〇〇					
木村商店より入金		三〇〇・〇〇					

運賃		現金支拂
本日現金小賣合計	七・〇〇	
本日現金小賣合計	七・〇〇	
火災保険料	五・〇〇	現金支拂
濱口商店へ支拂		四〇〇・〇〇
中野商店同		三〇〇・〇〇
木村商店より入金		三〇〇・〇〇
本日現金小賣合計	七・〇〇	
本日現金小賣合計	七・〇〇	
火災保険料	五・〇〇	現金支拂
濱口商店へ支拂		四〇〇・〇〇
中野商店同		三〇〇・〇〇
木村商店より入金		三〇〇・〇〇
本日現金小賣合計	七・〇〇	
本日現金小賣合計	七・〇〇	
火災保険料	五・〇〇	現金支拂
濱口商店へ支拂		四〇〇・〇〇
中野商店同		三〇〇・〇〇
木村商店より入金		三〇〇・〇〇

太田商店同

◎ 運送店へ支拂

家賃同

雇人給料

同日 本日現金小賣合計 八〇〇〇

六月六日 決算を行ふ、商品棚卸高左の通り。

白砂	八〇俵	一九〇〇替	一、五二〇・〇〇
中白	六〇俵	一八〇〇同	一、〇八〇・〇〇
双目	二〇俵	一五〇〇同	三〇〇・〇〇

第三章 貨幣

一、貨幣の職能

一、貨幣生成の歴史

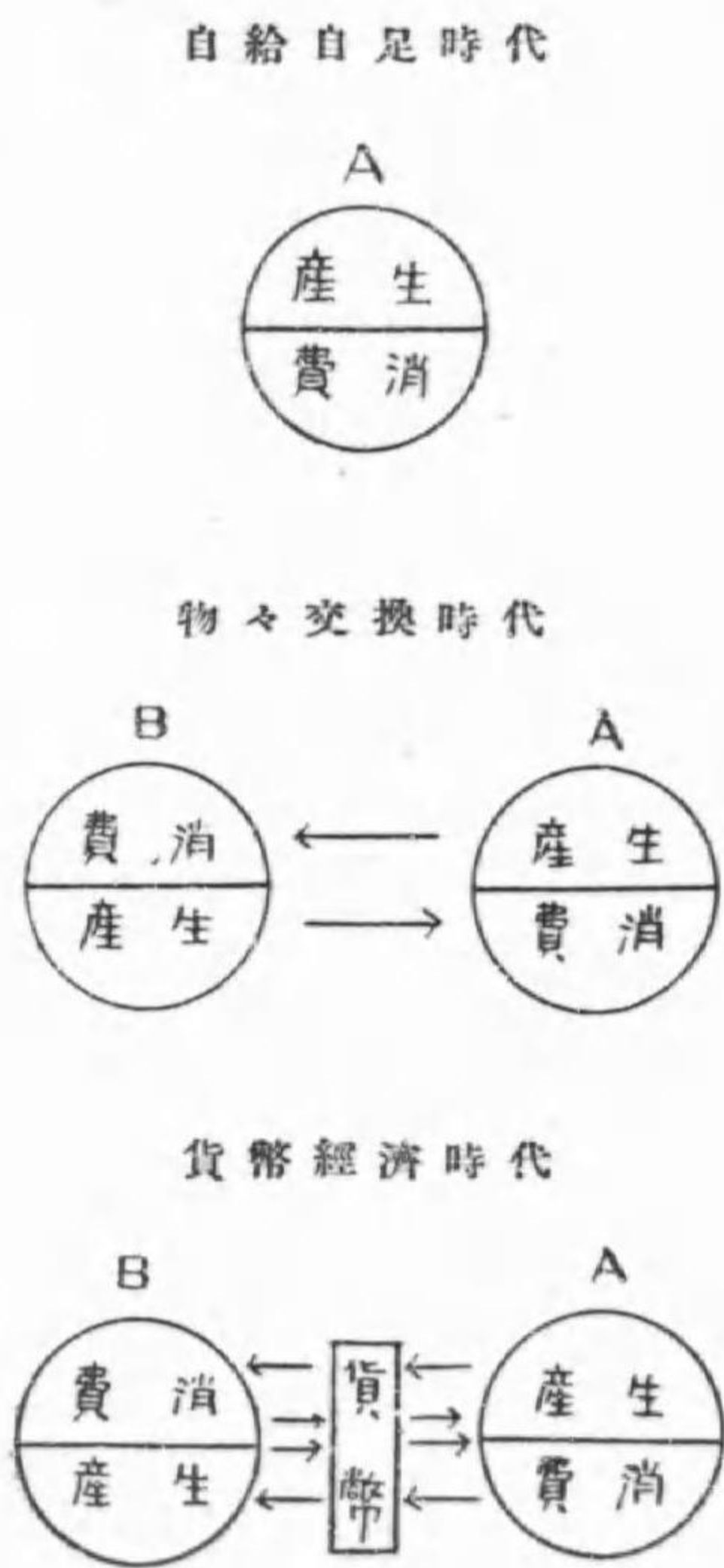
一、自給自足時代 貨幣の必要なし。

二、物々交換時代 商品貨幣の發生。

物々交換をなさんとする財貨に付其の種類、數量、品質、交換の割合の一致する事困難にして甚だ不便なるを以て交換の媒介物として一般的商品たる米、織物、獸皮、金屬等が使用せられるに至つた。之を商品貨幣と云ふ。

三、貨幣經濟時代 金屬貨幣の發生

商品貨幣の運搬、貯藏の不便、品質の相違、價格の變動の欠點を除くために金屬貨幣の發生を見、現代に至つた。



二、貨幣の職能

一、交換の媒介

二、價値の尺度 財貨の價値を貨幣の單位により測定し之を定むる時は價値の比較容易にして、正確なる價値測定をなし得る。

三、價値の貯藏 他の財貨を以てすれば相當なる貯藏場所を要し貯藏中の價格の變動、品質の變化の虞あれども貨幣の使用によりてこの不利を除き得る。

二、日本貨幣制度

一、金屬貨幣

一、本位貨幣 一 價格の單位。

二 貨幣の表記金額は他金の價格と同一なり。

三 流通の無制限。

二、補助貨幣

一 少額支拂のため本位貨幣の補助をなす。

二 地金價格は表記價格より低し。

三 流通額の制限。

二、紙幣

(一) 兌換券 兌換券とは所持人の請求次第表記金額と同一の金銀貨幣と交換せられる紙幣にして我國に於ては日本銀行に於て發行される。

兌換券發行制度

- 一、正貨準備 金銀貨幣又は地金銀所有在高迄發行する。
 - 二、保證準備 大藏省證券・公債證書・其他確實なる證券を保證として十億圓迄發行をなし得る
 - 三、制限外發行 十五日以上發行の際には大藏大臣の許可を得年三分以上の發行税の納付を要する
- (二) 不換紙幣 不換紙幣とは貨幣と兌換せず又は兌換を停止したる紙幣を云ふ。

本邦貨幣制度

幣	紙	貨			品	位	種	類	支拂制限額
		金	銀	銅					
不換紙幣	兌換券	本位貨幣	純和銅金	九〇〇〇	五圓、十圓、二十圓	ナ	シ		
		補助貨幣	純和銅銀	七二〇〇	五十錢、二十錢	十			
			ニツケル	七五〇〇	十錢、五錢	五			
			銅貨	九五〇〇	一錢、五厘	一			
			錫鉛	一四〇〇	百圓、五圓、十圓、二十圓、五十圓、二百圓(發行せず)				
					五十錢				

貨幣法、鑄造、造幣局、磨滅、強制通用、法貨、此券引換に金貨五圓相渡可申候、流通、名目價值
 實質價值、政府紙幣、銀行券、朝鮮銀行券、臺灣銀行券、軍票、金本位制、銀本位制、複本位制、
 兌換停止、金輸出禁止、金準備評價替、インフレーション、デフレーション、物價騰貴

三、外國貨幣制度 主要外國の貨幣制度は左表の通りである。

國名	貨幣	本位制	純量	法定平價
日本	圓 (¥)	金	グラム 0.75	¥1.
英	鎊 (£)=20先令 1先令=12片	金	7.332	¥9.763
米	弗 (\$) = 100仙 1934年 貨幣法改正	金	0.888	¥1.184
佛	フラン (法) = 100サンチム	金塊	0.0589	¥0.078
獨	マルク = 100ペンニヒ	金爲替	0.358	¥0.477
伊	リラ = 100センチシミ	金塊	0.07919	¥0.1059
支那	兩錢			
印度	ルーピー = 16アンナ 1アンナ = 12パイ	金塊		

外國貨幣換算

(算例)

(1) 邦貨 ¥40.00 を法定平價にて米貨に換算せよ。

【解】 $¥40.00 \div ¥1.18 = 弗33.8901$

答 33弗 89仙

(2) 英貨 10鎊 10先令 6片 を法定平價にて邦貨に換算せよ。

【解】 10鎊 10先令 6片 = 10.525鎊

$¥9.763 \times 10.525 = ¥103.755$

答 ¥03.76弱

練習問題

(1) 下の貨幣を法定平價にて邦貨に換算せよ。

弗9.8

¥4-8-9

58マルク

45フラン

(2) 邦貨 58圓 法定平價にて英貨及米貨に換算せよ。

(3) 邦貨 45圓 を法定平價にて佛貨獨貨及伊貨に換算せよ。

第四章 物價

一、價格と物價

二八四

一、價格の意義 物々交換時代に於ては交易は一の財貨と他の財貨との間の交換に依つて行はれたが、貨幣經濟時代たる現代に於ては財貨と貨幣との交換（賣買）に依つて行はれる。この場合に於ては貨幣は、例へば時計一箇十圓、服一着五圓と云ふ如く、財貨の價値を測定する標準となり、財貨の價値は貨幣の數量、即ち金額を以て表される。この金額を物の價格と云ふ。

二、價格の決定 價格は一般に經濟的原因即ち賣手の「供給」と買手の「需要」によつて定り、供給の増加する時は價格は下落し需要の増加する時は騰貴する。然らば價格は供給及需要によつてどうして定るか？

I 供給の方面より

- 1 賣手の貨幣需要の強さ
- 2 賣手の生産費

に依つて價格の最低限度が定り、

II 需要の方面より

- 1 買手の商品に對する需要の強さ
- 2 買手の支拂能力

に依つて價格の最高限度が定り、

この間に於て物の價格が決定する、

三、物價 商品の種類は無數で其の價格は一々之を知る事は困難であるが、其の中國經濟と重要なものの價格を概括して物價と稱する。従つて物價騰貴とは之等財貨の價格が一般に高くなつた事を云ひ、物價の下落とは反對に低くなつた事を云ふ。又一面より見れば物價は貨幣と種々の財貨との交換割合を云ふものであつて、貨幣の實質價値又は貨幣の購買力を表すものである。

二、物價の變動と調節

一、物價の變動 米が不作であれば米の値段は上り、穀類が上り、其の他一般に影響して物價が騰貴し、貨幣が多額に發行されれば貨幣價値が下落して又物價が騰貴する。物價變動の原因は貨幣の側と物資の側（供給と需要）の兩方にあるが、之等の原因は相互に關係を有するものである。

I 物資側の原因

一般に供給と需要との一致する時は價格の變動はないが、需要が増加すれば物價は騰貴し供給が増加すれば物價は下落する。人口の増加が物價騰貴を促す如きは其の一例である。又費用の増加、例之勞働賃銀の値上げ、原料品の價格引上等は物價の上昇を招き、他方費用の減少殊に技術上の進歩の如きは物價を低落せしめる作用がある。

減	増	需
少	加	要
増	減	供
加	少	給
下	騰	物
落	貴	價

Ⅰ 貨幣側の原因

國家が經濟上の必要によつて、多額の貨幣を發行すれば其の國に於ける貨幣の流通量は商品の量に比して増加し物價は自然に騰貴し、逆に商品に比して通貨の流通量が減少すれば物價は低落する。

二、物價の調節 我々の經濟上の實生活を直接に支配するものは物價である。物價の急激なる騰貴は國民生活を脅威し、急激なる下落は一國の産業を破滅に類せしめる。物價の極端なる變動を防ぎ、出來得る限り安定せしめる事は國家を隆盛に導く爲めに絶対に必要なる要件の一つである。物價の調節の爲には次の如き方法がある。

Ⅰ 需要供給の調節

安き時に買入れる………例米穀統制法

消費の制限

生産の増大

Ⅰ 貨幣の調節

中央銀行のオープン・マーケット・オペレーション（公開市場取引）

オープン・マーケット・オペレーションとは中央銀行が手持の有價證券を賣出して、市中資金を吸収して通貨の收縮を圖る事である。

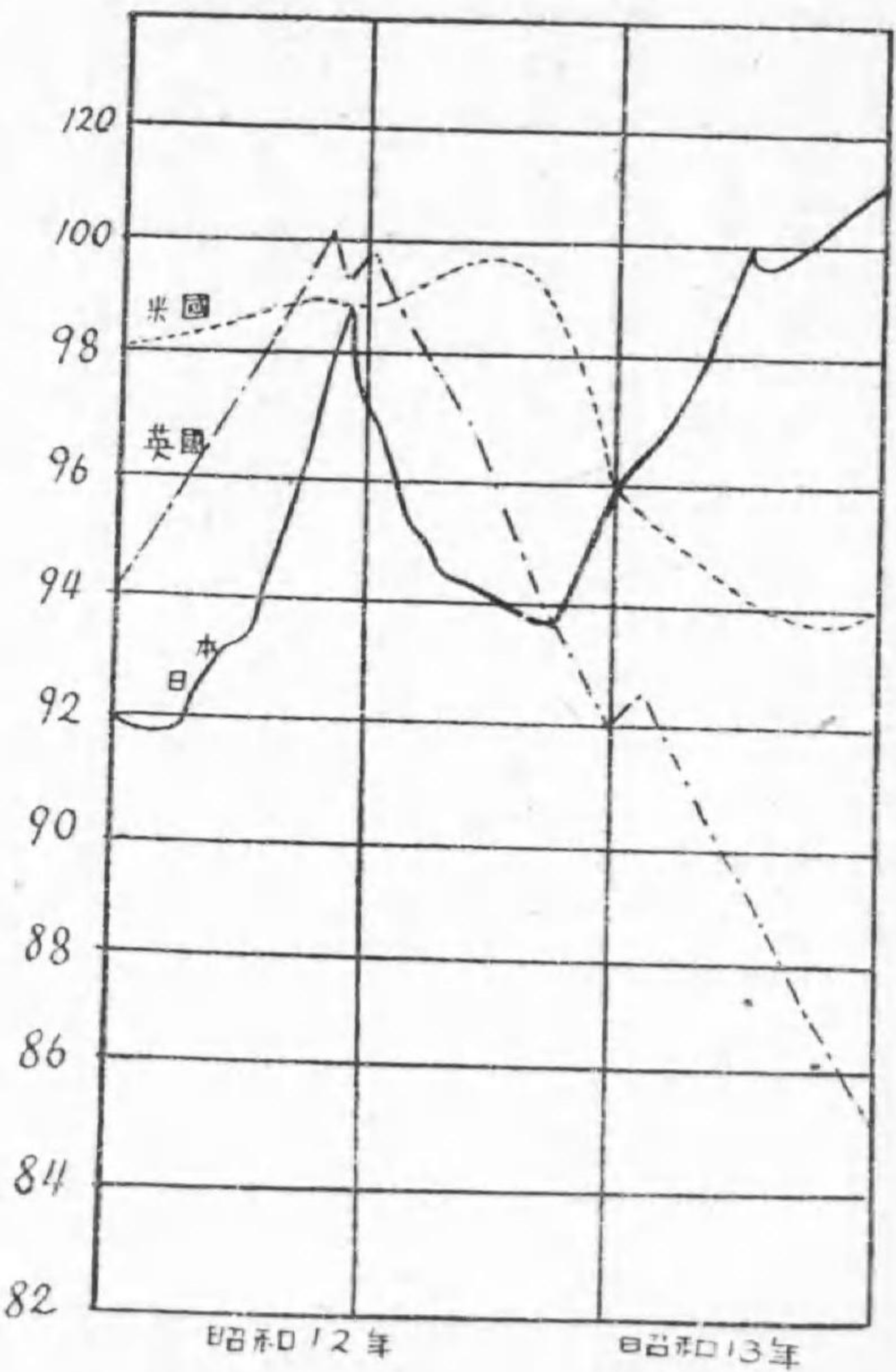
研究問題

平均物價、總物價、物價平準、正貨流入、生産制限、財政膨張、思惑需要、恐慌、貨幣の流通速度、生産力の擴充、資源開發、價格表示制度、切符制度、暴利取締令、米價統制、糸價維持、操業短縮、公定價格、配給統制、消費統制、最高販賣價格、物品販賣價格取締規則

第五章 物價指數

一、物價指數 物價變動の狀況は一般に物價指數で表される。

物價指數とは一定の場所、一定の時期に於ける各種の重要商品の價格を標準とし、同場所に於ける或期間後の同種の財貨の價格が如何なる割合に變動してゐるかを示す數字である。この物價指數によつて我々は貨幣の實質價値を知る事が出来る。左に物價指數の一例を示す。



日本 三菱経済研究所
 米 国 労働省指数
 英 国 エコノミスト誌

二、物價指數の計算方法 物價指數の作成方法には相對法と總和法との二つの方法がある。相對法に付例を擧げて記す。

〔例〕 昭和十年度及び昭和十一年度と下記布帛類の平均價格次の如し昭和十年度を基準として昭和十一年度の平均指數を算出せよ。

昭和十年度	昭和十一年度	昭和十年度	昭和十一年度
銘仙 20.42	18.08	羽二重 21.59	25.04
木綿 1.59	1.35	晒 0.73	0.71
モスリソ 26.60	20.63	羅紗 3.96	2.27

〔解〕

昭和十一年	昭和十年度
銘仙 18.04 ÷ 20.42 = 88.5	
羽二重 25.04 ÷ 21.59 = 716.0	
木綿 1.35 ÷ 1.53 = 88.2	
晒 0.71 ÷ 0.73 = 97.3	
モスリソ 20.53 ÷ 26.60 = 78.3	
羅紗 2.27 ÷ 3.79 = 59.9	
28.2	

528.2 ÷ 6 = 88 答 平均指數 88

練習問題

(1) 昭和12年7月に於ける東京及大阪の職人賃銀左記の如し。東京を100として大阪に於ける賃銀指數を作成せよ。

	大 工	石 工	仲 仕	日 雇
東 京	3.00	3.50	3.00	1.00
大 阪	2.50	4.00	3.50	.90

(2) 大山商店昭和12年1月及2月の商品売上数量下記の如し。1月を標準として2月の売上数量指数を作成せよ

二九〇

	大根	人参	白菜	油揚	罐詰
6月	170本	254本	713	530枚	68個
10月	145本	318本	690	690枚	90個

第六章 金融

一、事業と資金 商業工業は固より如何なる事業に従事するのも資金の必要のないものは殆んどない。然るに事業を起さうとする人には必ずしも自ら資金を充分に有するとは限らず、折角有望な事業を行はんとして資金の不足の爲めに実行の出来ない場合もあり、又現に營んで居る事業も資金の不足の爲めに成績の上らない事もある。かく一方に於ては資金の不足を嘆ずる人が有ると同時に他方には相當の資金を有し乍ら自ら運用の出来ない人も有る。かかる資金の餘裕の有る人々より預り、之を必要ある人々に貸付けるときに資金が活用され、之に依つて各種の事業が營まれ、一國經濟の興隆を見る事が出来る。

二、商業金融 商工業者に資金を融通する最も重要なものは普通銀行で有る。普通銀行は又商業銀行とも云はれ、預金及び資本金を基礎とした資金を以て割引貸付の二種の方法で資金の需要者に供給する。割引と

は満期にならない手形を買取つて資金を融通する方法で擔保を附する場合と無擔保の場合とが有り、擔保附割引の一種に荷爲替が有り、貸出には證書貸付、手形貸付、當座貸越及び貸主の要求の有り次第、又は要求を待たないで、即日又は翌日返済せられるコール・ローン等の種類の有る事は諸君の既に研究したところである。

昭和9年12月末			全国普通銀行貸出
種目	金額	割合	
形手形割引	764	72%	
付付貸書證	826	13%	
付付貸形手	3562	57%	
付付貸座當	720	12%	
ローン・コール	367	6%	
合計	6239	100%	

豊橋市内組内銀行預金貸出状況

一、預金

年 度	定 期	當座預金	特別當座	貯 蓄	其 他	合 計
昭和十二年末	一七、三三、一九 ^円	四、四三、五九 ^円	六、五二、九〇 ^円	—	八、二五、二六 ^円	三六、三六、九六 ^円
昭和十一年末	一六、四三、一〇 ^五	三、七六、五〇	六、〇一、八二 ^六	—	七、二三、七〇	三三、三六、六一

二、貸 出

年 度	貸 付 金	割 引 手 形	當 座 貸 付	合 計
昭和十二年末	二、八七、三九 ^円	一、五三、五七 ^円	一、五五、〇三 ^円	一、四、〇六、九〇 ^円
昭和十一年末	三、四七、五五	一、八〇、二二 ^〇	一、四二、一七 ^七	一、五、七〇、三四 ^三

三、中小商業金融 商業銀行の資金は一般に中小商工業者に對しては供給せられる事の少い事は前掲豊橋市内組合銀行預金及貸出状況を見れば明瞭となるであらふ。中小商工業者に對して資金を供給する機關としては商業銀行以外に頼母子講、無盡會社、質屋、公益質屋、庶民金庫、信用組合、高利貸、日掛、金銭貸付業等がある。

是等の金融機關に就ては諸君は既に學んだ所であるから、本科三年の部門を参照して豊橋市の實際に就て研究して見よ。

四、其他の金融 商業以外に對する資金の供給機關としては次の様な諸機關が存す。

I 日本興業銀行

主として工業界への金融を目的として、有價證券、財團、船舶、土地、建物等を擔保とする貸付をなす。

II 日本勸業銀行及び各府縣農工銀行

不動産に對する貸付を目的とし、農、工、漁業者に對して、不動産を擔保として五十ヶ年以内の年賦償還貸付を行ふものである。

III 横濱正金銀行

外國貿易に關する金融を取扱ひ外國爲替の取扱を以て主なる業務としてゐる。

III 朝鮮銀行

朝鮮及滿洲國に於ける産業の開發の資金の供給を目的として設立せられたもので國庫金出納事務を取扱ひ朝鮮銀行券を發行する。

V 臺灣銀行

臺灣及び南支開發の資金の供給を目的として設立せられ、臺灣銀行券を發行して國庫金出納の事務を取扱ふ。

VI 北海道拓殖銀行

北海道樺太の拓殖事業の助成する爲めに設立せられたもので、不動産及び産物等を擔保とし長期低利の貸付をなす。

二九四

第七章 金 利

一、金 利

一、金利 我々が人に物を貸した場合には相手方より報酬を受けるのが常である。貨幣を貸付けた場合に受取る報酬を金利と云ふ。一般に物價が物資の需要と供給との關係で決定すると同様に、金利も又資金の借り手の需要の程度と貸手の供給の程度との關係に依つてその高低が定まる。即ち資金の需要が多ければ金利は上り、需要が少なければ金利は下る。資金の供給の多少に就てもこの關係が考へられる。

現代に於ける金利には貨幣を貸した場合の報酬以外に返済不確實の危険の負擔料をも包含せられてゐる。

二、利息の制限 我々の經濟的活動の無制限なる發動は、他人の權利を不當に侵害し或は國家、社會の發展を妨げる事がある。この場合には法令は之に對して制限を加ふる。金錢貸借の金利も亦契約自由の原則に依り如何なる割合になす事も自由であるが不當に高い利息は法律が經濟上の弱者を保護する爲に禁じてゐる事次の通りである。

利息制限法(明治十年九月十一日大政官布告第六十六號)(改正、明治三二—法一一大正八—法五九)

利息制限法左の通り相定候條此旨布告候事

第一條 凡そ金銀貸借上の利息を分け契約上の利息と法律上の利息とす

第二條 契約上の利息とは人民相互の契約を以て定めべき所の利息にして元金百圓未満は一ヶ年に付百分の十五(一割五分)百圓以上千圓未満は百分の十二(一割二分)千圓以上百分十(一割)以下とす若し此限を超過する分は裁判上無効のものとし各制限にまで引直さしむべし

第四條 第二條により定限利息の外總て人民相互の契約を以て禮金、棒利等の名目を用ふる者あると雖裁判上總て無効の者とす

然し乍ら利息制限法超過の利息を既に債務者の支拂つた場合にはその返還は請求する事が出來な

い(昭和六年六月二日大審院民事部判決)

質屋取締法(同法九條による利息の制限)

貸金二十五錢以下	一ヶ月	一錢以下
貸金一圓以下	一ヶ月	百分の四以下
貸金五圓以下	一ヶ月	百分の三以下
貸金十圓以下	一ヶ月	百分の二・五以下

法定利率

民事法定利率	年五分
商事法定利率	年六分

二、利息計

一、單利法

利率には年利月利日歩の三種類がある。

【公式】

- 利息 = 元金 × 利率 × 期間 ……………(1)
- 元金 = 利息 ÷ (利率 × 期間) ……………(2)
- 利率 = 利息 ÷ (元金 × 期間) ……………(3)
- 期間 = 利息 ÷ (元金 × 利率) ……………(4)
- 元利合計 = 元金 + 利息 ……………(5)

【算例】

(1) 日歩2錢にて10月10日より12月27日迄の元金¥3000.に對して生ずる利息如何

【解】 日數兩端入にて79日

$$\therefore \text{Y } 0.02 \times \frac{3,000}{100} \times 79 = \text{Y } 47.40$$

答 Y 47.40

(2) 農工銀行より不動産を擔保として¥8650を年利7½%にて借入たり、半ケ年毎に支拂ふ利子如何。

$$\text{【解】 } \text{Y } 8650 \times 7\frac{1}{2}\% \div 2 = \text{Y } 324.75$$

答 Y 324.75

練習問題

- (1) 名古屋銀行より株券を擔保として¥200を日歩2錢にて7/6より8/19迄借たり利息如何。
- (2) 月利率1%にて3ヶ月間に¥90,000の利息を得たり元金如何。
- (3) 年利1%にて¥500を一ヶ月借入れれば何程返済すればよいか。

二、複利法

複利法は長期間の貸借の場合に用ひ一定期間毎に利子は凡て元金に繰込み新しき元金として之に利子を附する方法である。

$$\text{【公式】 元利合計} = \text{元金} \times (1 + \text{利率})^{\text{期數}}$$

$$\text{利 息} = \text{元金} \times \{(1 + \text{利率})^{\text{期數}} - 1\}$$

$$\text{利 率} = \sqrt[\text{期數}]{\text{元利合計} \div \text{元金}} - 1$$

複利法の計算には(1÷利率)^{期數}を計算したる複利表を使用するのが便利である。

【算例】

(1) 元金¥100を利率1ケ年1割にて3ケ年間借り、利息は1ケ年を1期とする複利計算とすれば3

ケ年後には幾何返済すればよいか。

[解] 元利合計 = $Y100 \times (1 + 0.1)^5$
 = $Y100 \times 1.331$
 = $Y133.10$

答 $Y133.10$

(2) $Y5,000$ を利率年8%にて半ケ年毎に利子を元金に拂込み複利計算とすれば満5ケ後には元利合計は幾何か。

[解] 元利合計 = $Y5000 \times (1 + \frac{8\%}{2})^{5 \times 2}$
 = $Y5000 \times (1 + 4\%)^{10}$
 $(1 + 4\%)^{10}$ を複利表にて求めれば1.48024428となる
 \therefore 元利合計 = $Y5000 \times 1.48024428$
 = $Y7401.22$

答 $Y7401.22$

練習問題

- (1) 年利12%半ケ年毎の複利計算とすれば $Y100$ にて2ケ年の元利合計如何。
- (2) $Y50$ を年利4%の複利にて30ケ年後の元利合計如何。
- (3) 年利6%にて元利合計が元金の5倍となるには1年1期の複利計算とすれば何ケ年要するか。
- (4) 今より10年後 $Y300$ となすためには幾何の金額を預金すればよいか利率年3%1ケ年1期の複利計算とす。

複利表

	1%	2%	3%	4%	5%
1	1.01	1.02	1.03	1.04	1.05
2	1.0201	1.0404	1.0609	1.0816	1.1025
3	1.0303 01	1.0612 08	1.0927 27	1.1248 64	1.1576 25
4	1.0406 0401	1.0824 3216	1.1255 0881	1.1698 5856	1.2155 0625
5	1.0510 1005	1.1040 8080	1.1592 7407	1.2166 5290	1.2762 8156
6	1.0615 2015	1.1261 6242	1.1940 5230	1.2653 1902	1.3400 9564
7	1.0721 3535	1.1486 8567	1.2298 7387	1.3159 3178	1.4071 0042
8	1.0828 5671	1.1716 5038	1.2667 7008	1.3685 6905	1.4774 5544
9	1.0936 8527	1.1950 9257	2.3047 7318	1.4233 1181	1.5513 2822
10	1.1046 2213	1.2189 9442	1.3439 1638	1.4802 4428	1.6288 9463
11	1.1156 6835	1.2433 7431	1.3842 3387	1.5394 5406	1.7103 3936
12	1.1268 2503	1.2682 4179	1.4257 6089	1.6010 3222	1.7958 5633
13	1.1380 9328	1.2936 0663	1.4685 3371	1.6650 7351	1.8856 4914
14	1.1494 7421	1.3194 7876	1.5125 8472	1.7316 8645	1.9799 3160
15	1.1609 6896	1.3458 6834	1.5579 6742	1.8009 4351	2.0789 2818
16	1.1725 7864	1.3727 8571	1.6047 0644	1.8729 8125	2.1828 7459
17	1.1843 0443	1.4002 4142	1.6528 4763	1.9479 0050	2.2920 1832
18	1.1961 4748	1.4282 4625	1.7024 3306	2.0258 1652	2.4066 1923
19	1.2081 0895	1.4568 1117	1.7535 0605	2.1068 4918	2.5269 5020
20	1.2201 9004	1.4859 4740	1.8061 1123	2.1911 2314	2.6532 9771
21	1.2323 9194	1.5156 6634	1.8602 9457	2.2787 6807	2.7859 6259
22	1.2447 1536	1.5459 7967	1.9161 0341	2.3699 1879	2.9252 6072
23	1.2571 6302	1.5768 9926	1.9735 8651	2.4647 1554	3.0715 2376
24	1.2697 3465	1.6084 3725	2.0327 9411	2.5633 0416	3.2250 9994
25	1.2824 3200	1.6406 0599	2.0937 7793	2.6658 3633	3.3863 5494
26	1.2952 5631	1.6734 1811	2.1565 9127	2.7724 6978	3.5556 7269
27	1.3082 0858	1.7068 8648	2.2212 8901	2.8833 6858	3.7334 5632
28	1.3212 9047	1.7410 2421	2.2879 2718	2.9987 0332	3.9201 2914
29	1.3345 0388	1.7758 4469	2.3565 6551	3.1186 5145	4.1161 3560
30	1.3478 4892	1.8113 6158	2.4272 6247	3.2433 9751	4.3219 4238
31	1.3613 2740	1.8475 8882	2.5000 8035	3.3731 3341	4.5380 3949
32	1.3749 4068	1.8845 4059	2.5750 8276	3.5080 5875	4.7649 4147
33	1.3886 9009	1.9222 3140	2.6523 3524	3.6483 8110	5.0031 8854
34	1.4025 7699	1.9606 7603	2.7319 0530	3.7943 1634	5.2533 4797
35	1.4166 0276	1.9998 8955	2.8138 6245	3.9460 8899	5.5160 1537
36	1.4307 6878	2.0398 8734	2.8982 7833	4.1039 3255	5.7918 1614
37	1.4450 7647	2.0806 8509	2.9852 2668	4.2680 8586	6.0814 0694
38	1.4595 2724	2.1222 9879	3.0747 8348	4.4388 1345	6.3854 7729
39	1.4741 2251	2.1647 4477	3.1670 2698	4.6163 6599	6.7047 5115
40	1.4888 6373	2.2080 3966	3.2620 3779	4.8010 2063	7.0399 8871
41	1.5037 5237	2.2522 0046	3.3598 9893	4.9930 6145	7.3919 8815
42	1.5187 8989	2.2972 4447	3.4606 9589	5.1927 8391	7.7615 8756
43	1.5339 7779	2.3431 8936	3.5645 1677	5.4004 9527	8.1496 6693
44	1.5493 1757	2.3900 5314	3.6714 5227	5.6165 1508	8.5571 5028
45	1.5648 1075	2.4378 5421	3.7815 9584	5.8411 7568	8.9850 0779
46	1.5804 5885	2.4866 1129	3.8950 4372	6.0748 2271	9.4342 5818
47	1.5962 6344	2.5363 4351	4.0118 9503	6.3178 1562	9.9059 7109
48	1.6122 3608	2.5870 7039	4.1322 5188	6.5705 2824	10.4012 6965
49	1.6283 4834	2.6388 1179	4.2562 1944	6.8333 4937	10.9213 3313
50	1.6446 3182	2.6915 8803	4.3839 0602	7.1066 8335	11.4673 9979

複利表

	6%	7%	8%	9%	10%
1	1.06	1.70	1.08	1.09	1.1
2	1.1236	1.1449	1.1664	1.1881	1.21
3	1.1910 16	1.2250 43	1.2597 12	1.2950 29	1.331
4	1.2624 7696	1.3107 9601	1.3604 8896	1.4115 8161	1.4641
5	1.3382 2558	1.4025 5173	1.4693 2808	1.5386 2395	1.6105 1
6	1.4185 1911	1.5007 3035	1.5868 7432	1.6771 0011	1.7715 61
7	1.5036 3026	1.6057 8148	1.7138 2427	1.8280 3912	1.9487 171
8	1.5938 4807	1.7181 8618	1.8509 3021	1.9925 6264	2.1435 8881
9	1.6894 7896	1.8384 5921	1.9990 0463	2.1718 9328	2.3579 4769
10	1.7908 4770	1.9671 5136	2.1589 2500	2.3673 6367	2.5937 4246
11	1.8982 9856	2.1048 5195	2.3316 3900	2.5804 2641	2.8531 1671
12	2.0121 9647	2.2521 9159	2.5181 7012	2.8126 6478	3.1384 2838
13	2.1329 2826	2.4098 4500	2.7196 2373	3.0658 0461	3.4522 7121
14	2.2609 0396	2.5785 3415	2.9371 9362	3.3417 2703	3.7974 9834
15	2.3965 5819	2.7590 3154	3.1721 6911	3.6424 8246	4.1772 4817
16	2.5403 5168	2.9521 6375	3.4259 4264	3.9703 0588	4.5949 7299
17	2.6927 7279	3.1588 1521	3.7000 1805	4.3276 3341	5.0544 7028
18	2.8543 3915	3.3799 3228	3.9960 1950	4.7171 2042	5.5599 1731
19	3.0255 9950	3.6165 2754	4.3157 0196	5.1416 6125	6.1159 0904
20	3.2071 3547	3.8696 8446	4.6609 5714	5.6044 1077	6.7274 9995
21	3.3995 6260	4.1405 6227	5.0338 3372	6.1088 0774	7.4002 4994
22	3.6035 3742	4.4304 0174	5.4365 4041	6.6586 0043	8.1402 7494
23	3.8197 4966	4.7405 2986	5.8714 6365	7.2578 7447	8.9543 0243
24	4.0489 3464	5.0723 6695	6.3411 8074	7.9110 8317	9.8497 3268
25	4.2918 7072	5.4274 3264	6.8484 7520	8.6230 8066	10.8347 0594
26	4.5493 8296	5.8073 5292	7.3963 5321	9.3991 5792	11.9181 7654
27	4.8223 4594	6.2138 6763	7.9880 6147	10.2450 8213	13.1099 9419
28	5.1116 8670	6.6488 3836	8.6271 0639	11.1671 3952	14.4209 9361
29	5.4183 8790	7.1142 5705	9.3127 2490	12.1721 8208	15.8630 9297
30	5.7434 9117	7.6122 5504	10.0626 5689	13.2676 7847	17.4494 0227
31	6.0881 0064	8.1451 1290	10.8676 6944	14.4617 6953	19.1943 4250
32	6.4533 8668	8.7152 7080	11.7370 8300	15.7633 2879	21.1137 7675
33	6.8405 8988	9.3253 3975	12.6760 4964	17.1820 2838	23.2251 5442
34	7.2510 2528	9.9781 1354	13.6901 3361	18.7284 1093	25.5476 6986
35	7.6860 8679	10.6765 8148	14.7853 4429	20.4139 6792	28.1024 3685
36	8.1472 5200	11.4239 4219	15.9681 7184	22.2512 2503	30.9126 8053
37	8.6360 8712	12.2236 1814	17.2456 2558	24.2538 3528	34.0039 4859
38	9.1542 5235	13.0792 7141	18.6252 7563	26.4366 8046	37.4043 4344
39	9.7035 0749	13.9948 2941	20.1152 9768	28.8159 8170	41.1447 7779
40	10.2857 1794	14.9744 5784	21.7245 2150	31.4094 2005	45.2592 5557
41	10.9028 6101	16.0226 6989	23.4624 8322	34.2362 6786	49.7851 8112
42	11.5570 3267	17.1442 5678	25.3394 8187	37.3175 3197	54.7636 9924
43	12.2504 5463	18.3443 5475	27.3666 4042	40.6761 0984	60.2490 6916
44	12.9854 8191	19.6284 5959	29.5559 7166	44.3369 5973	66.2640 7608
45	13.7646 1083	21.0024 5176	31.9204 4939	48.3272 8610	72.8904 8369
46	14.5904 8748	22.4726 2338	34.4740 8534	52.6767 4185	80.1795 3205
47	15.4659 1673	24.0457 0702	37.2320 1217	57.4176 4862	88.1974 8526
48	16.3928 7173	25.7289 0651	40.2105 7314	62.5852 3700	97.0172 3378
49	17.3775 0403	27.5299 2997	43.4274 1899	68.2179 0833	106.7189 5716
50	18.4201 5427	29.4570 2506	46.9016 1251	74.3575 2008	117.3908 5288

三、割引料計算

割引とは将来の債権を現在賣買するに際して期日迄の日數に應じて、其の債権の價格を若干差引する事を云ひ、差引金額を割引料、債権金額より割引料を差引たるものを割引手取金と云ふ。割引料計算の方法には眞割引法と銀行割引法との二種類がある。銀行割引法は一名商業割引法とも稱せられ、計算が簡便であるから商業界一般に行はれ、手形割引料の計算は一般にこの方法に依つて行はれる。

〔眞割引法〕 債権額の元利合計となる如く計算す。

〔公 式〕 割引手取金 = 期日支拂額 ÷ (1 + 割引率 × 期間)

割引料 = 期日支拂額 - 割引手取金

〔算 例〕 6ヶ月後に受取るべき金額 ¥700あり年6%の割引料にて眞割引をなして今之を受取れば割引手取金及割引料如何。

〔解〕 $¥700 \div (1 + 0.06 \times \frac{1}{2}) = ¥676.61 \dots\dots$ 割引手取金

$¥700 - ¥676.61 = ¥20.39 \dots\dots$ 割引料

答 { 割引手取金 ¥676.61
割引料 ¥20.39

〔銀行割引法〕

〔公 式〕 割引料 = 期日支拂額 × 割引率 × 期間

重要産業株利廻調 昭和十三年十二月十七日正
午現在 大朝社經濟部調査

銘柄	拂込	拂込百圓當		利益率	配當率	時價	利廻
		資	負				
日本銀行	200.0	453	5.795	4.10	1.00	530.5	
正金銀行	100.0	256	1.287	1.30	1.00	193.5	
勸業銀行	50.0	233	1.234	1.54	1.00	89.5	
興業銀行	50.0	169	2.270	1.47	0.60	56.8	
三井新	50.0	235	1.901	1.82	0.80	81.0	
三菱銀行	100.0	220	1.756	2.09	0.80	157.0	
住友銀行	100.0	204	2.698	2.49	0.80	148.0	
安田銀行	50.0	189	1.357	1.49	0.70	60.6	
第一銀行	100.0	166	3.195	2.51	0.60	134.0	
三和銀行	50.0	260	2.258	2.10	0.80	80.8	
十五銀行	100.0	121	1.557	1.27	0.70	60.8	
三井信託	25.0	355	41	3.09	0.70	46.6	
三菱信託	12.5	211	8	2.46	0.70	20.6	
住友信託	12.5	278	26	2.64	0.70	22.3	
共同信託	12.5	175	7	1.21	0.60	12.8	
明治生命	100.0	1,070	17.563	7.54	2.30	725.0	
帝國生命	50.0	744	24.009	25.91	2.30	353.0	
日本生命	25.0	559	15.503	6.14	2.30	165.0	
東京火災	12.5	508	368	5.00	1.50	30.0	
共同火災	12.5	258	213	2.55	1.00	20.2	
東京海上	50.0	186	139	2.64	1.60	151.0	
大阪海上	27.0	207	327	2.32	1.00	40.5	
東京電燈	50.0	118	106	1.53	0.80	52.7	
東邦電力	50.0	111	56	1.27	0.80	53.4	
宇治川電	50.0	114	115	1.31	0.60	39.8	
同新	12.5	114	115	1.31	0.60	8.9	
大同電力	50.0	114	82	1.12	0.60	39.2	
同新	30.0	114	82	1.12	0.60	21.2	
日本電力	50.0	115	88	1.09	0.70	45.3	
同新	12.5	115	88	1.09	0.70	10.3	
大日本電	50.0	119	42	1.41	0.80	52.0	
同新	12.5	119	42	1.41	0.80	13.0	
東信電氣	50.0	114	25	1.50	0.90	59.8	
鬼怒川電	50.0	120	107	1.07	0.70	41.3	
矢作水力	50.0	112	103	1.26	0.80	50.4	
揖斐川電	50.0	119	112	1.68	0.80	53.0	
大井電新	32.5	107	76	1.27	0.80	33.0	
京都電燈	50.0	129	71	1.18	0.80	52.5	
廣島電氣	50.0	114	54	1.19	0.80	52.0	
九州水力	50.0	114	45	1.09	0.70	51.4	
山陽中央	50.0	110	122	1.08	0.70	45.0	
臺灣電力	50.0	144	179	1.51	0.70	52.3	
京城電氣	50.0	139	21	2.12	1.00	75.7	
東京瓦斯	50.0	117	14	1.34	0.80	67.7	
同新	12.5	117	14	1.34	0.80	13.5	
大阪瓦斯	50.0	118	31	1.92	1.00	79.5	
同新	25.0	118	31	1.92	1.00	49.2	
東邦瓦斯	25.0	134	58	1.71	1.00	42.3	
京都瓦斯	50.0	133	10	1.83	1.00	70.8	
神戸瓦斯	50.0	125	11	2.14	1.00	80.0	
南滿鐵道	50.0	150	170	1.41	0.80	57.9	
東武鐵道	50.0	122	146	0.90	0.70	62.3	
京成電軌	50.0	119	129	1.56	0.80	52.8	

手取金=期日支拂額-割引料

【算例】 6ヶ月後に受取るべき債権額 ¥ 700 あり年6%の割引料にて銀行割引をなせば手取金及び割引料如何。

【解】 $¥700 \times 6\% \times \frac{1}{2} = ¥ 21.00$割引料
 $¥700 - ¥21 = ¥679.00$割引手取金

答 割引手取金 ¥ 679.00
 割引料 ¥ 21.00

練習問題

(1) ¥1,000満期日8/2の手形を日歩2銭にて7/3に割引すれば割引料及手取金如何。

(2) 手形金額 ¥500手形日付6/10満期日付後4ヶ月後の手形を日歩1銭5厘にて8/10に割引すれば手取金如何

【公式】 利子(又は配當金) + 時價 = 利廻

【算例】 額面半100拂込 ¥50配當率8%の株式を時價 ¥60にて買へば利廻如何

【解】 $¥50 \times 8\% = ¥4.00$配當金
 $¥4.00 \div ¥60 = 6.66\%$利廻

答 6.640

左の株式の利廻を計算せよ。

練習問題

重要工業株利廻調 昭和十三年十二月廿四日正午現在 大朝社經濟部調査

銘柄	拂込	拂込百圓當		利益率	配當率	時價	利廻
		資	負債				
綿糸紡績	鐘淵紡績	50.0	247	286	4.30	2.00	143.8
	同新	12.5	247	286	4.30	—	67.9
	東洋紡績	50.0	226	45	3.74	1.80	150.5
	大日本紡	50.0	235	40	2.27	1.20	93.5
	富士瓦斯	50.0	148	54	1.78	0.80	55.5
	日清紡績	50.0	152	74	3.26	1.20	82.9
	福島紡績	25.0	291	35	5.07	2.00	64.5
	倉敷紡績	50.0	142	78	2.60	1.00	61.8
	日出紡績	50.0	150	55	3.58	1.00	54.4
	吳羽紡績	50.0	156	122	3.14	1.20	78.5
	内外綿	50.0	206	58	2.83	1.20	97.6
	同興紡績	50.0	145	42	2.84	0.80	59.8
人造絹糸	帝國人絹	50.0	145	36	3.58	1.50	110.3
	同新	37.5	145	36	3.58	1.50	90.3
	東洋レ新	37.5	142	74	3.12	1.20	78.5
	旭ベ新	50.0	111	144	2.17	1.00	67.5
	倉敷絹織	50.0	133	48	2.58	1.00	66.7
	日本レヨ	50.0	159	82	3.47	1.20	74.7
	東京人絹	50.0	109	115	1.68	0.80	50.9
	新興人絹	50.0	110	125	3.70	1.00	55.7
	東邦人絹	50.0	105	48	1.08	0.60	45.0
	日東紡績	50.0	134	73	3.01	1.20	75.3
雜織維業	日本毛織	50.0	220	82	3.08	1.20	88.0
	同新	25.0	220	82	3.08	1.20	44.1
	東洋紡績	50.0	116	126	1.80	0.70	39.0
	昭和毛織	25.0	137	37	2.22	1.00	34.5
	東洋毛紡	30.0	123	9	1.78	0.80	25.0
	片倉製絲	25.0	162	101	2.02	0.80	24.8
	郡是製絲	50.0	135	35	2.31	0.80	49.8
帝國製麻	50.0	138	60	3.15	1.00	75.0	
食料品業	大日本糖	50.0	166	53	2.86	1.20	92.7
	臺灣製糖	50.0	254	61	4.13	1.20	108.2
	明治製糖	50.0	222	43	3.21	1.20	108.0
	帝國製糖	50.0	154	22	1.99	1.00	64.5
	鹽水港糖	50.0	124	161	1.75	0.80	62.0
	大日麥酒	50.0	166	54	2.44	1.20	105.0
	麒麟麥酒	50.0	267	173	3.80	1.00	109.5
	日清製粉	50.0	150	195	1.99	1.00	78.0
	日本製粉	50.0	123	174	2.10	1.00	89.7
	森永製菓	50.0	144	72	2.18	0.80	56.5
鐵業製煉	三菱鐵業	50.0	172	69	2.23	1.20	91.8
	日本鐵業	50.0	118	80	2.37	1.40	75.5
	日本製鐵	50.0	159	38	2.95	0.70	58.8
	神戶製鋼	50.0	122	115	1.75	0.90	68.5
	小倉製鋼	50.0	150	17	4.11	1.20	77.5
	日本鋼管	50.0	155	68	4.43	1.20	87.7
	住友金屬	50.0	136	85	1.99	0.90	82.5
	日滿アル	50.0	115	17	2.10	0.80	60.7
機械製作	滿洲重工	50.0	114	25	1.13	1.00	66.7
	三菱電新	37.5	168	158	2.20	1.00	70.8
	東亞金屬	50.0	138	93	2.45	1.20	54.2
	日立製作	50.0	128	119	2.11	1.20	81.0
	芝浦製作	50.0	149	170	2.16	1.00	95.0
古河電工	50.0	158	168	2.02	1.00	82.5	

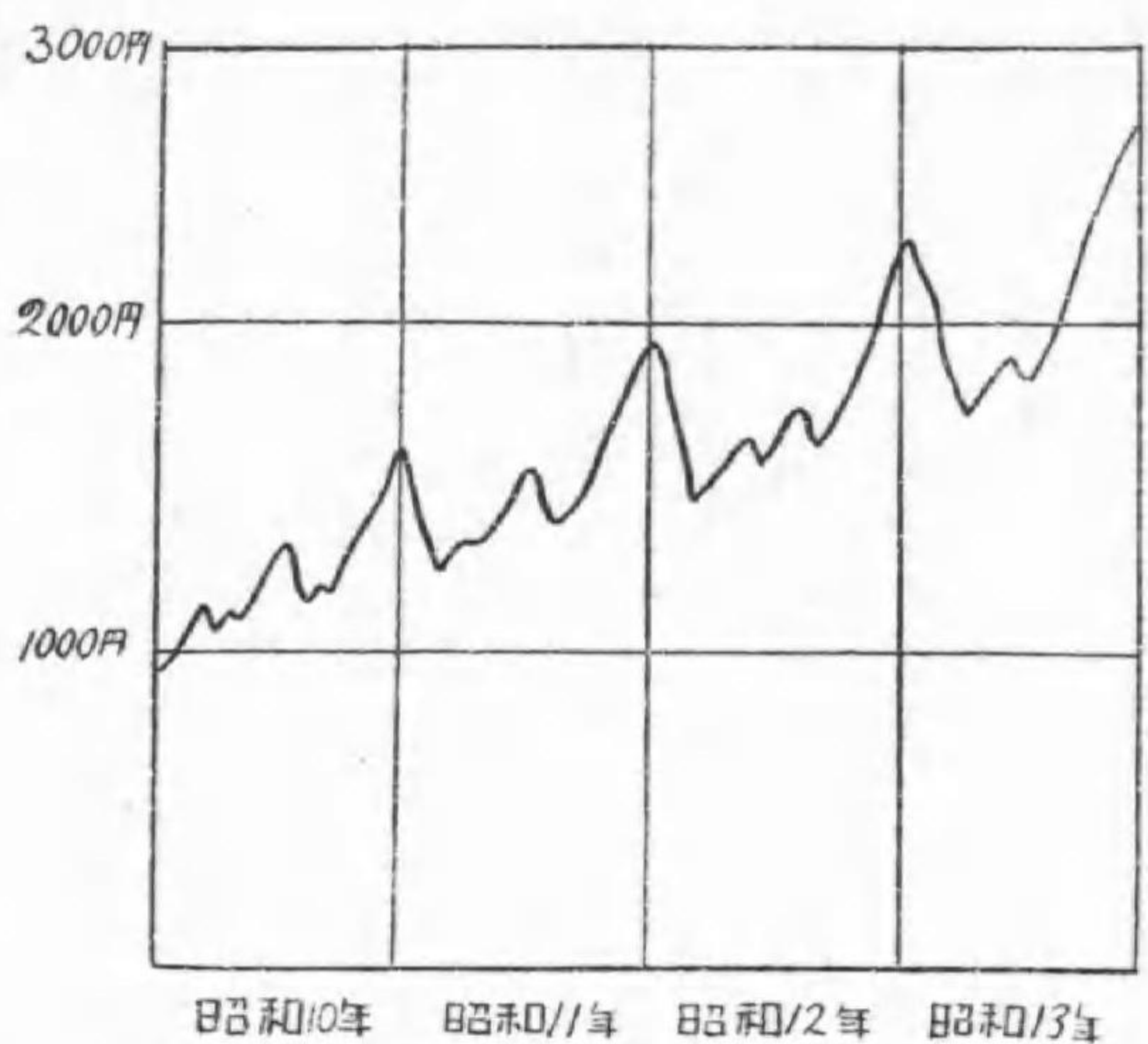
重要産業株利廻調 昭和十三年十二月十七日正午現在 大朝社經濟部調査

銘柄	拂込	拂込百圓當		利益率	配當率	時價	利廻
		資	負債				
鐵道	王子電軌	50.0	122	94	1.22	0.70	59.0
	同新	50.0	125	26	1.62	1.00	62.2
	京濱電鐵	50.0	120	130	1.14	0.70	56.0
	日黒蒲田	50.0	113	99	2.27	1.00	21.3
	小田原急	25.0	102	155	0.13	0	16.8
	地下鐵道	25.0	104	82	0.55	0.40	34.2
	南海鐵道	50.0	124	73	1.21	1.00	85.3
	阪神電鐵	50.0	115	127	1.10	0.90	74.5
	阪神急行	50.0	125	115	1.22	1.00	88.0
	京阪電鐵	50.0	113	134	0.76	0.40	56.7
	大阪電軌	50.0	115	99	1.14	0.80	73.7
	阪和電鐵	50.0	107	60	0.49	0.30	40.2
	參宮急行	37.5	102	123	0.28	0	25.8
	九州電軌	50.0	116	52	1.08	0.60	49.0
	海運其他	日本郵船	50.0	193	40	2.16	0.60
同新		37.5	193	40	2.16	0.60	45.8
大阪商船		50.0	178	78	4.91	0.60	63.5
同新		12.5	178	78	4.91	0.60	26.2
日清汽船		50.0	146	4	0	0	46.0
明治汽運		50.0	162	25	6.27	1.20	69.0
日本通運		50.0	110	44	1.30	0.70	51.7
東洋汽船		50.0	112	81	5.10	1.00	63.5
日本航空		50.0	129	58	5.97	0.60	49.5
滿洲電信		25.0	146	81	1.63	0.60	30.0
國際電通	20.0	111	13	1.55	0.72	36.5	
商業其他	三越	50.0	132	92	2.35	1.00	87.7
	同新	20.0	132	92	2.35	1.00	37.3
	白木屋	50.0	106	119	1.24	0.60	57.6
	同新	45.0	106	119	1.24	0.60	30.7
	丸屋	50.0	161	271	3.08	1.00	69.8
	大丸	40.0	126	152	1.99	0.70	38.0
	高島屋	50.0	134	82	1.83	0.80	51.0
	松竹	50.0	107	26	0.84	0.40	30.0
	東寶劇場	20.0	111	114	2.04	1.00	30.5
	拓殖土地	東洋拓殖	50.0	124	1,031	1.62	0.60
同新		25.0	124	1,031	1.62	0.60	25.0
臺灣拓殖		12.5	104	7	0.25	0.60	12.6
南洋拓殖		25.0	110	18	2.63	0.60	27.0
南米拓殖		17.5	98	0	0	0	3.7
復興建築		12.5	109	1,280	1.22	0.80	6.0
大阪港土		50.0	172	13	1.17	1.00	62.0
市岡土地		25.0	143	6	1.15	0.80	28.0
關西不動		37.5	106	45	0.47	0.30	17.0
取引所		東京株式	50.0	127	183	0.89	0.56
	同新	37.5	127	183	0.89	0.56	125.3
	大阪株式	50.0	111	257	0.77	0.50	72.3
	同新	25.0	111	257	0.77	0.50	70.0
	東京米商	50.0	123	74	0.49	0.40	34.0
	堂島米穀	50.0	147	65	0.50	0.40	43.0
	大阪三品	50.0	184	517	0.66	0.50	51.8
	橫濱取引	25.0	112	105	0.82	1.00	33.0
	神戸取引	50.0	124	146	1.17	0.65	52.5
	東株代行	50.0	135	149	1.88	0.65	75.3
大株代行	12.5	156	1,070	3.48	1.20	28.5	

重要工業株利週調 昭和十三年十二月廿四日正
午現在 大朝社經濟部調査

銘柄	拂込	拂込百圓當		利益率	配當率	時價	利週
		資産	負債				
機械製作	豊田機械	50.0	146	122	2.13	0.80	54.7
	機械工作	50.0	123	112	2.54	1.00	57.5
	機械製作	50.0	130	41	2.90	1.20	64.3
	東京瓦電	50.0	119	164	1.23	0.70	66.0
	新潟鐵工	50.0	142	43	3.31	1.00	67.7
	池貝鐵工	50.0	174	106	2.99	1.00	77.8
	發動機	50.0	128	61	3.48	1.00	56.0
	大阪製鎖	50.0	164	106	2.24	0.80	50.0
	日本精工	50.0	154	59	4.24	1.00	59.3
	東京電氣	50.0	143	100	1.53	1.00	106.0
造船車輛	三菱重工	50.0	166	306	1.42	0.70	73.0
	川崎造船	50.0	107	165	1.44	0.20	46.4
	浦賀船渠	50.0	166	148	3.13	1.00	66.8
	石川島造	50.0	112	168	2.27	0.80	62.0
	日本車輛	50.0	195	42	7.14	1.00	77.7
化學工業	日本工業	50.0	117	151	1.27	1.00	78.5
	同業新	12.5	117	151	1.27	1.00	29.5
	東洋高壓	50.0	112	13	2.43	1.00	69.0
	高氣化學	50.0	119	50	2.08	1.00	54.7
	昭和肥料	50.0	123	69	2.15	1.00	58.8
	住友化學	50.0	135	45	1.59	1.00	81.0
	ラサ工業	50.0	117	55	2.46	1.20	70.0
	日本電工	50.0	114	113	2.12	1.00	59.0
	日本曹達	50.0	116	62	2.23	1.20	58.5
	大阪曹達	50.0	250	78	7.93	1.80	95.5
	日本染料	50.0	153	45	5.44	1.20	89.0
	ベイント	50.0	154	58	1.81	0.80	52.8
	大日セル	50.0	159	35	1.94	0.80	63.5
	南海化學	50.0	136	44	2.96	1.00	61.5
	日本油脂	50.0	114	150	1.69	1.00	54.3
王子製紙	50.0	137	43	2.20	1.00	88.7	
窯業	小野田セ	50.0	147	51	2.06	1.00	70.7
	淺野洋灰	50.0	114	37	1.18	0.40	38.0
	磐城洋灰	50.0	125	62	1.64	0.80	49.0
	窯業洋灰	50.0	161	143	2.84	1.60	102.3
	旭硝子	50.0	166	132	2.85	1.50	106.0
	板硝子	50.0	136	51	2.19	1.00	82.5
	品川白煉	50.0	111	73	2.04	1.00	66.3
石油石炭	日本石油	50.0	157	48	3.45	0.80	67.3
	旭石油	50.0	128	134	3.01	1.00	64.7
	北神太油	50.0	111	68	1.12	0.40	30.0
	北海道炭	50.0	141	37	2.04	0.90	69.8
	九州炭礦	50.0	199	38	3.11	1.20	97.0
	磐城炭礦	50.0	124	61	3.10	1.00	52.0
	入山探炭	50.0	164	63	5.67	1.20	73.3
	北神太鐵	25.0	104	26	0	0	14.5
	朝鮮無煙	25.0	115	27	1.27	0.90	36.5
	纖維業	日魯漁業	50.0	130	58	1.59	1.00
水産新		25.0	123	80	2.09	1.20	36.8
東京製網		50.0	201	58	4.25	1.00	75.7
日本火革		50.0	248	56	9.89	1.00	84.7
日秋木材		50.0	155	163	2.34	0.80	57.0
日産護謨		20.0	117	25	1.92	1.30	23.5

第八章 經濟調査統計



Aと云ふ商店がある。毎月毎月の賣上高が變化するが、どんな具合で變化するかは頭の中で考へた丈では正確な事は勿論解らない。然し毎月の賣上高を數年に亘つて調査して之を上様なグラフに現はして見ると非常に複雑に變化してはゐるがよく注意して見ると年々略々一定の形で變化して行く事はつきりと解る。又月々の變動を無視して全體の動きを見るとゆるやかな波の形で一定の方向に向つて進んでゐる事が解る。之は仕入、販賣の方針を立てる上に大切な事柄である。斯の如く統計的に物事を觀察研究する事は右の様な經營上の事は勿論其の他自然、社會、經濟、百般の事に於て其の判斷を明確にする爲に極めて肝要な事である。

一、調査事項
如何なる事柄を調査すべきかは其の目的に依つて勿論異なるが商工業經營上一般に必要なものは略次の様な

事項である。

Ⅰ 内部的事項

Ⅰ 販賣金額數量及び其の商品別、地方別分布

Ⅱ 販賣高の變動狀況(季節的、循環的變動、發展的傾向)

Ⅲ 仕入金額、數量の狀況

Ⅳ 製造高の變動狀況

Ⅴ 製造原價の變動狀況

Ⅱ 外部的事項

Ⅰ 物價變動の狀況

Ⅱ 一般的生産活動の狀況

Ⅲ 關係商品の價格變動の狀況

二、調査方法

右の様な事項の調査が一般的に大切である。然らば如何なる方法で之を調査する事が出来るか。

Ⅰ 内部的事項

内部的事項は各種の帳簿及び書類から調査する事が出来る。商品の仕入、販賣、金錢の受渡、損益の計算

職工賃銀の支拂等に關する帳簿書類等は皆統計的研究の材料となるから之等は大切に整理、保存しなければならぬ。

Ⅱ 外部的事項

外部的事項の調査は官廳、公共團體、新聞社、雜誌社等の出版物等に依つてなす事が出来る。必要なものを擧げれば次の様である。

物價	商工省全國卸賣物價指數	同省月報
生産	商工省工業生産數量指數	同省重要生産月報
賃銀	商工省賃銀指數	賃銀統計月報
株式價格	東京株式取引所株價指數	同所月報
豊橋市	豊橋市統計書	豊橋市役所

練習問題

- 一、諸君の毎月の支出を記録して何の費用に最も多くの支出を要したかを研究して見よ。
- 二、諸君の従事する營業の賣上高を毎月調査して其の變動の狀態を研究して見よ。
- 三、諸君の小學校以來の身體の發育狀態を記録して研究せよ。

第九章 統計表の作成

一、統計表の作成 我々が調査した事項は之を一表に纏めて見ると理解するに容易である。統計表の一例を次に示して見る。

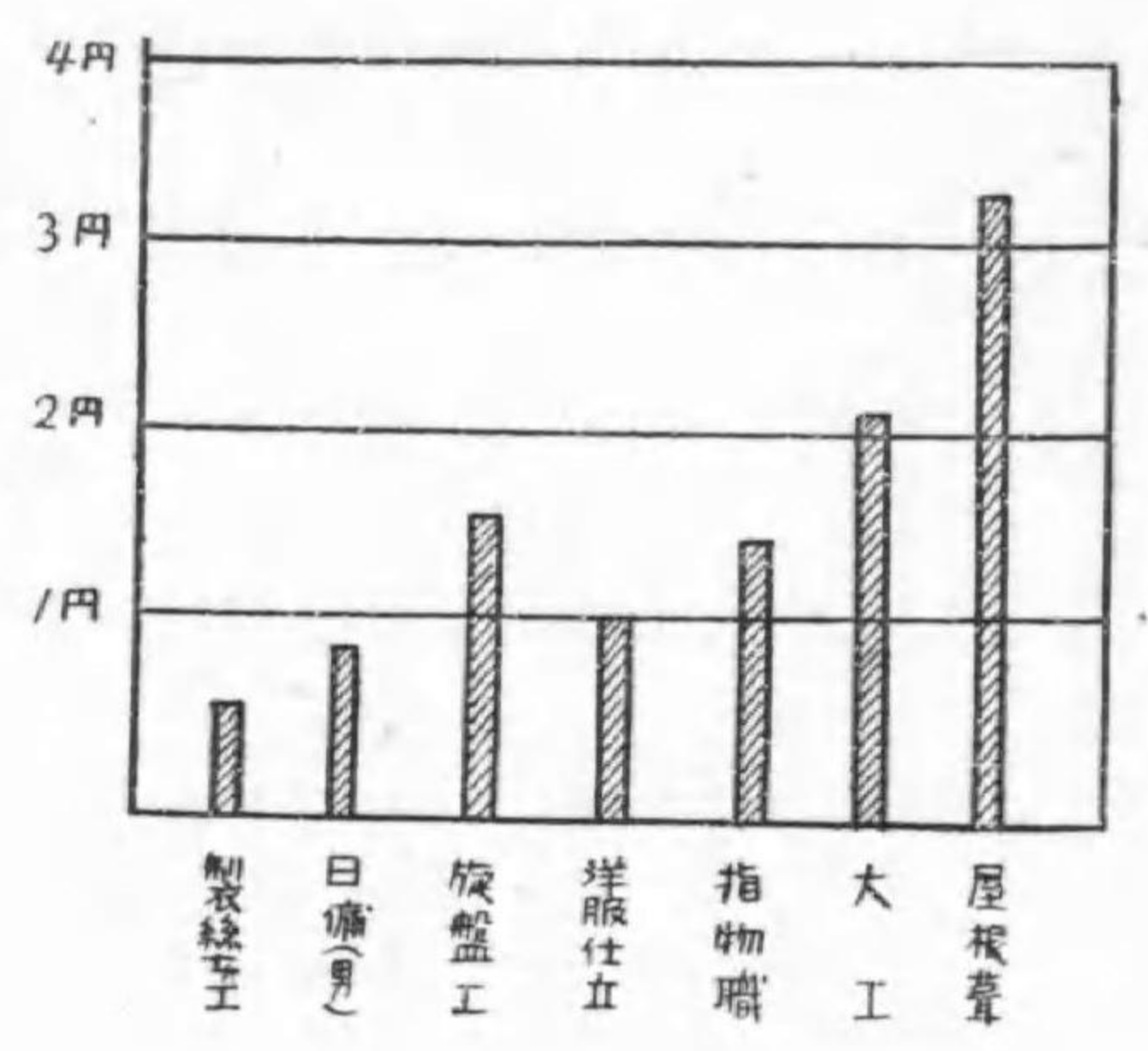
豊橋市日用品小賣値段 (豊橋市役所調査)

品名	銘柄	單位	昭和十二年		昭和十一年	
			上半期	下半期	上半期	下半期
白米	二特	十斤	二、五五〇	二、六五〇	二、四〇〇	二、四九〇
砂糖	特製三盆白	百六十匁(一斤)	二、五五〇	二、五二〇	二、三三〇	二、三三二
諸産	地産	匁	〇、三五	〇、五〇	〇、二九	〇、三三
袋	キヤラコ白(九文)	匁	一、一九	一、四七	一、四六	一、五七
足袋	白	個	二、〇〇	二、〇〇	一、八〇	一、九二
人	玉	個	〇、四〇	〇、四〇	〇、三五	〇、三八
鮭		匁	一、三〇	一、七八	一、六一	一、二五

二、統計圖表 調査した事項を相互に比較するとか或は其の變動の状態研究する爲には統計圖表(グラフ)を作成した方が明瞭に理解する事が出来る。統計圖表には棒圖表、線圖表、圓圖表等の種類がある。

I 棒圖表

豊橋市勞働賃銀(昭和十二年度)豊橋市役所調査



作成方法

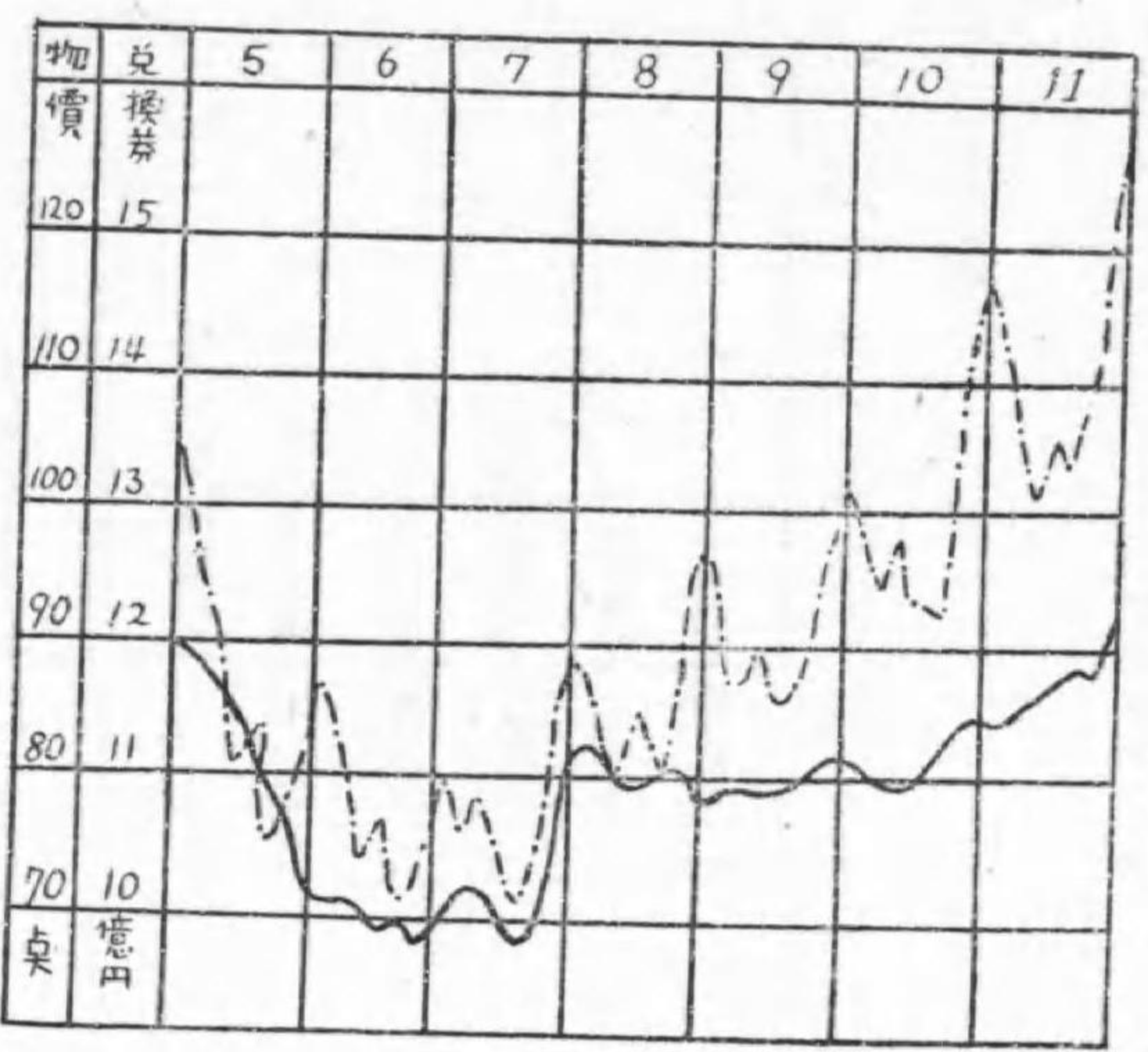
- 1 棒の上端を幾らにして、何程の目盛とするかを定める事
- 2 目盛により各數量の棒を書く事

注意

- 1 棒の幅を均一にする事
- 2 棒の底は一直線にする事
- 3 目盛の間隔を均一にする事

Ⅰ線 圖 表

數量間の増減の状態を知るには棒圖表よりも線圖表による方が理解するのに都合がよい。



作成方法

- 1 目盛の割り方を定め縦横二つの量の目盛をつくる
- 2 對應する點を定め、この點を順次に結び付ける

Ⅱ圓 圖 表

數字群の構成關係を表す場合には圓圖表が最も理解するに便利である。一例を示す。
我國産業會社(三百五十社)資産内容
(三菱經濟研究所調査)



描き方

- 1 數字の總額を求める
- 2 總額に對する各數量の割合に依つて圓周三百六十度を比例配分する

練習問題

一、A商店昭和五年より昭和十二年に至る仕入高及賣上高左記の如し、之を線圖表に描き研究せよ。

	2年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
仕入高	4,000	6,000	4,500	6,000	7,000	7,500	7,000	8,000
売上高	4,400	6,000	5,000	7,100	8,500	9,000	9,000	10,000

二、甲商店一月及二月に於ける商品別売上金額左記の如し、圓圖表を描き之を比較研究せよ。

	一月	二月
帽子	五〇圓	九五圓
靴下	一〇圓	一五圓
ハンカチ	二〇圓	四〇圓
シャツ	四〇圓	三〇圓
引	八〇圓	七〇圓
計	二〇〇圓	二五〇圓

第十章 經營統計

帳簿其の他の書類より調査し得た數字を比較、比率を計算し、統計表を作成し、或は毎年の比率の變動の狀

態を研究する事によつて企業の健康状態を診斷し、將來の方針を定める重要な資料とする事が出来る。

一、商品回轉率 $\frac{\text{商品売上高}}{\text{期末在庫品}} \times 100\%$

例之一期間の売上高壹千圓にして期末在庫品貳百圓なれば、商品回轉率は $\frac{1000}{200} \times 100\% = 500\%$ にして

之は其の期間内に商品の五回轉した事を示す。商品回轉率の多い事は商品の賣上の良好な事を表すもので毎期の商品回轉率を比較すれば營業の消長の重要な一原因を知る事が出来る。

二、掛貸金回轉率 $\frac{\text{商品売上高}}{\text{期末貸金殘高}} \times 100\%$

例之期末貸金殘高千二百五十圓にして同期間中に於ける商品売上高一萬圓ならば掛貸金回轉率は $\frac{10,000}{1,250}$

$\times 100\% = 800\%$ にして掛貸金回収速度は一期間に八回なる事、一期間を一年とすれば商品の売上より代金の回収まで平均四十六日間 ($365 \div 8 = 45.6$) を要する事が計算せられる。掛貸金回轉率の低い事は不良貸の多い事を示す。毎期の掛貸金回轉率を比較すれば、掛貸金が良質になりつゝあるや、惡質になりつゝあるやの傾向を知る事が出来る。

三、流動比率 $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100\%$

流動比率は流動負債（支拂手形、掛借金等）に對する流動資産（現金、商品、掛貸金、受取手形等）の比率で、營業の支拂能力を表すものである。この比率の多い程其の企業の支拂能力の多い事、即ち安全な状態にある事を示すもので二〇〇%以上なれば安全なものとして一般に云はれてゐる。

例之A商店の貸借対照表を左の通りとすればA商店の流動比率は

A商店貸借対照表

昭和13年12月31日現在

資産	金額	負債	金額
現金	200.00	掛金	300.00
商品	500.00	借付	2,100.00
掛機	400.00		
家屋	300.00		
	1,000.00		
	2,400.00		2,400.00

$$\frac{Y200 + Y500 + Y400}{Y300} \times 100\% = 366\%$$

練習問題

(一) N商店昨年及本年の商品売上高及期末在庫品左記の如し、商品回転率を計算し昨年と本年との営業状態を比較せよ。

本年	商品売上高	期末在庫品
本年	七〇〇〇・〇〇	六〇〇・〇〇
昨年	九〇〇〇・〇〇	一〇〇〇・〇〇

(二) A商店昭和六年度以降昭和十二年に至る間の商品売上高及び期末貸金回収状況は如何。

	昭和4年	昭和7年	昭和8年	昭和9年	昭和10年	昭和11年	昭和12年
商品売上高	2,000	3,000	2,800	3,200	3,500	3,400	4,000
期末貸金残	500	600	700	800	700	500	600

(三) 甲商店及び乙商店の貸借対照表左記の如し。両商店の支拂能力を比較すれば何れが良好なりや研究せよ。

甲商店貸借対照表

昭和13年12月31日現在

資産	金額	負債	金額
現金	300	掛金	700
商品	500	借付	2,950
掛機	700		
家屋	2,000		
	150		
	3,650		3,650

乙商店貸借対照表

昭和13年12月31日現在

資産	金額	負債	金額
現金	200	掛金	100
商品	400	借付	1,180
掛機	500		
家屋	130		
	50		
	1,280		1,280

第十一章 平均

一日平均賣上は幾何とか一個の平均仕入値段幾何とか云ふ如く、平均数を計算する事は非常に大切な事である。平均数の計算方法には算術平均、幾何平均、中央値、並數等の方法がある。

(一)算術平均

平均数の計算に最も多く用ひられ、一般に平均と云へば算術平均の事である。例之熟練工の日給三圓、見習工の日給二圓五十錢、日傭人夫の日給一圓とすればその平均日給は $(¥3.00 + ¥2.50 + ¥1.00) \div 3 = ¥2.16$ となる。然し乍ら若しもこの場合に熟練工の使用人員は五名、見習工十名、日傭人夫三十名ならば平均賃銀を二圓十六錢とするのは誤りにして、正しい平均賃銀を計算するには

$$\frac{¥3.00 \times 5 + ¥2.50 \times 10 + ¥1.00 \times 30}{5 + 10 + 30} = ¥1.55$$

と計算しなければならぬ。この様に平均しようとする數に重みを付けて計算する方法を秤量算術平均(加重式算術)と云ひ、前の場合を單純算術平均と云ふ。

(二)幾何平均

6.48 の平均 $(5 \sqrt[6]{6 \times 8}) = \sqrt[48]{48} = 6.9$ とする如く、平均せんとする數を全部相乗し、その個數にて開く方法である。計算が複雑なる故に一般に使用せられない。

(三)中央値(メディアン)

¥1.00 ¥1.40 ¥1.40 ¥1.40 ¥1.40 ¥1.40 ¥1.40 ¥1.40 ¥1.40 ¥1.40 ¥1.60 ¥1.60 ¥1.70 ¥1.70 ¥1.70 ¥1.90 ¥2.00 ¥4.00 ¥5.00

是はA工場の職工日給を金額順に列べたものである。是の中央値は前より數へて九番目のもの壹圓六拾錢である。中央値によつて平均数を計算する事は計算の必要のない事と、極端に大きな數と極端に小さな數の影響を受けない爲に多く用ひられる。

(四)並數(モード)

最も頻繁に起る數を平均とする方法で、前の例を以てすれば一圓四十錢である。軍隊で軍服を豫め作る爲めに甲種合格者の身長を計算する様な場合には、實際に最も多く現れる身長即ち並數を以てすれば最も多くの人の身長に適合する。

練習問題

(一)A商店帽子の仕入個數及び値段左の如し。平均仕入値段を單純算術平均法及び秤量算術平均法にて計算せよ。

仕付	單價	數
1	¥1.00	800個
2	¥1.40	100

3	≧ 1.30	100
4	≧ 1.10	200
5	≧ 1.50	50
6	≧ 1.00	1,200

(二)甲工場に於ける昨年及び本年の職工賃銀及び使用人員左記の如し。昨年及び本年の平均賃銀を單純算術平均及び加重式算術平均にて計算し比較せよ。

	昨 年	本 年	使用人員
蒸 練 工	¥ 2,00	¥ 4,00	10人
足 習 工	2,00	1,50	20人
日 傭 人 夫	1,50	1,00	100人

第十二章 營業收益稅

云ふ迄もなく納税は國民の義務であり又、商工業經營上より見れば租税は營業費の中の重要な地位を占めるものであるから租税に就て知る事は非常に大切な事である。本章に於ては商工業經營上最も關係の深い營業收營稅に就て研究する。

一、納稅義務者 營業收益稅は營業收益稅法施行地に本店、支店其の他の營業場を有する營利法人及び左の

營業をなす個人の營業の純益に對して課せられる。

- 一、物品販賣業。二、銀行業。三、無盡業。三、金錢貸付業。五、物品貸付業。六、製造業（瓦斯電氣の供給物品の加工修理を含む）七、運送業（運送取扱業を含む）。八、倉庫業。九、請負業。十、印刷業。十一、出版業。十二、寫真業。十三、席貸業。十四、旅人宿業（下宿を含み木賃宿を含まず）。十五、料理店業。十六、周施業。十七、代理店業。十八、仲立業。十九、問屋業。

故に個人營業者にして右以外の營業を爲すもの例之湯屋、理髮店、代書人、遊戯場等には營業收益稅は課せられない。又一ヶ年の營業純益四百圓未満の個人營業者には營業收益稅は免除せられ、愛知縣に於て縣稅營業稅が賦課せられて居る。

二、法人營業收益稅の稅額算出方法 法人の營業純益は各事業年度（決算期間）の總益金より總損金を控除して計算せられる。但し當該事業年度中に納付した地租額及資本利子稅額は總損金には算入せずして稅額より控除せられる。

稅率三、四%（但し現在は臨時租稅増徴法により四%）

【稅額算出例】

某會社が一事業年度に於て總益金 ¥15,000總損金 ¥9,500とすれば營業收益稅額如何、但しこの總損金中には當該事業年度に納付したる地租額 ¥180 資本利子稅額 ¥305を含むものです。

【解】 $¥15000 - (¥8500 - ¥180 - ¥30) = ¥6710 \dots \dots$ 純益
 $¥6710 \times \frac{4}{100} - (¥180 + ¥30) = ¥58.40 \dots \dots$ 税額

答 ¥58.40

三、個人營業收益税額算出法 個人の營業純益は前年中（一月一日より十二月三十一日迄）の總收入金より必要経費を控除した額により計算せられる。總收入金額に計上するものは營業に關する一切の收入例之物品販賣業に於ては賣上高は勿論不用品の賣却代、運賃の割戻、手数料其の他附隨して生ずる收入を全部含むものである。必要経費も亦營業上の一切の経費例之仕入品の原價、原料品の代價、場所物件の修繕費、同借入料、場所物件又は業務に係る公課、雇人の給料其の他收入を得るに必要なものを云ひ、家事費及之と關聯を有するものは必要経費中に算入せられない。家事費とは生活費、子女の教育費等私生活上の費用で、家事に關聯する費用とは家事費と營業費と相互に關するもの例之住宅兼店舗の借入料の如きものである。之等は必要経費と認めないのを原則とするが、實際上の取扱は例之住宅兼用の家賃は主たる部分の營業用の場合（料理店等）は營業用の部分を適當に見積り必要経費に算入する。又營業用土地に付納したる地租額は必要経費中には算入せられず税額より控除せられる。

税率	純益千圓以下の時	二・二%
	純益千圓超過の時	内千圓に對し 二・二%

残額に對し 二・六%

申告 毎年三月十五日迄に税務署に申告をしなければならぬ。

【税額算出例】

甲商店前年中ノ總收入 ¥2,500, 必要経費 ¥1,600 = シテコノ中ニ營業用土地ノ地租額 ¥20ヲ含ムトシテ營業收益税年額如何。

【解】 $¥2,500 - (¥1,600 - ¥20) = ¥920 \dots \dots$ 純益
 $¥920 \times 2.2\% - ¥20 = ¥0.24 \dots \dots$ 税額

答 ¥0.24

練習問題

- 一、某會社一事業年度總益金五千圓にして總損金貳千圓ならば營業收益税額如何。但し總損金中には地租十圓を含むものとす。
- 二、甲商店前年中の總收入金二千圓にして必要経費五百圓ならば營業收益税額如何。但し必要経費中には營業用土地に付納したる地租額二十圓を含む。
- 三、甲商店前年中に於ける收支計算書左記の如し、本年度の營業收益税額を計計算せよ。

甲商店收支計算書

銀行業・無盡業	同	收入金	千分ノ四・三
金錢貸付業	同	貸付金	千分ノ一・五
物品貸付業	同	收入金	千分ノ十・二
製造業	同	同	千分ノ三・四
運送業	同	同	千分ノ四・三
倉庫業	同	同	千分ノ十二・九
請負業	同	土木及建築 其ノ他ノモノ 請負金	千分ノ一・九 千分ノ三・九
印刷業・出版業	同	收入金	千分ノ四・八
寫眞業	同	同	千分ノ六・五
席貸業	同	從收入者金	一人毎ニ 金八拾錢 千分ノ三・五
旅人宿業	同	從收入者金	一人毎ニ 金八拾錢 千分ノ三
料理店業	同	從收入者金	一人毎ニ 金八拾錢 千分ノ三・五

周旋業・代理業・仲立業・問屋業	同	報償金	千分ノ十二・九
運河業・棧橋業 船舶碇場業・貨物陸揚場業	同	收入金	千分ノ四・三
兩替業	同	報償金	千分ノ十二・九
湯屋業	同	收入金	千分ノ三・五
理髮業	同	從業者	一人毎ニ 年齡十八年以上ノモノ 金貳圓四拾錢
寄席業	日稅	定員五百人未滿最高木戸錢場代合計四人分 一日數回興行スルモノハ二回以上一回毎ニ所定課額ノ二分ノ一ヲ増課ス	
遊技場業	月稅	麻雀 其ノ他 遊技場屋外又ハ家屋内外ニ涉ルモノハ使用家屋及土地ノ貸賃價格ニ依ル	
遊覽所業	同	建物賃賃價格千分ノ七十八	
藝妓置屋業	年稅	從收入者	千分ノ四・五 一人毎ニ 金四拾錢

昭和八年度ヨリ適用大正十五年勅令第三三九號第十二條ニ據テハ日額金六錢ヲ超ユルトキハ其ノ額金出シタル金額ニ超過額ノ二分ノ四ヲ増課ス

研
究
科
第
二
年

研究科 第二二年

第一章 重要商品

第一項 食品

第一目

1、種類 一般に食料に供する粘力の少きものを粳米と稱へ、餅の原料に供する粘力の強きものを糯米と稱ふ。又粒の大小に依り大粒米(長六耗乃至七耗)、中粒米(長五耗乃至六耗)、小粒米(長四耗乃至五耗)に分つ。支那及印度産の長形米と稱ふるものは長さが幅の三倍餘もあり、精白の際折れ易く、輸入米に碎米多きは其の爲なり。

2、調製 米を稻の穂から分離した儘のものを粳と稱へ、粳磨をして粳殻を除くと粳一石から四斗五升乃至六斗の玄米を得る。玄米一石を精白すると白米八斗五升乃至九斗一升と、副産物として碎米及糠及掃寄米を得る。尙胚芽米は玄米を完全に精白しないもので、白米よりも滋養價值多く、近時胚芽米食用は盛に奨励せられてゐる。

3、荷造 内地米は二重俵に容れ、其の容量は四斗入のもの多し。輸出向のものは麻袋入にして一袋正味

百封度(四五・四疔)である。又輸入米も麻袋入にして西貢米は一袋百疔、シヤム米は正味約百九疔、蘭貢米は同百二疔入なり。尙米穀計算用單位を参考に示せば次の如し。

- 1 疔 = 約7石 = 1000斤 = 1666.667斤 = 0.984英噸
- 1 石 = 180.39立 = 5.119ブツセル(米國)
- 1 封度 = 0.45359疔
- 玄米1石 = 240斤(粳米) 235斤(秈米)
- 白米1石 = 250斤

4、取引 玄米の取引には定期取引と正米取引との二つがある。定期取引は定期市場に於て、受渡期限を當月限(當限)、翌月限(中限)、翌々月限(先物)の三期とし、標準米を定めて賣買をなし、現物受渡の際は米の検査をなして其の等級を定め、格付表に照して標準米より上格の品なれば割引をなし、格下の品なれば割増をなして受渡をなす。正米の取引は現物を市場に提供し、其の見本をみて賣買をなす。

次に白米の小賣業者は正米相場に精白費用、運賃、金利、手数料等を加算して相場を建て、需要者に販賣する。

5、價格 先づ米價構成の要素を昭和七年度農林省米生産費調査に依つて見るに左の通りである。(石當り何圓)

代賃	0.27
勞力費	7.65
肥料費	0.87
農舍費	4.13
農具費	0.44
諸材料費	0.62
公課負擔	0.67
土地資本は料査料	1.64
土地又作檢査料	7.88
小穀數	0.16
米手費用合計	24.04
副收入	1.87
差引	22.17
運賃諸掛	1.17
合計	23.34

右に依れば米の生産費は大體二十三圓であるが、之に米貯藏に要する倉敷費、損傷、金利等は石當り約五圓要するから、農家、米穀商等の生活維持を可能ならしむる米價は約二十八圓に於て安定する必要がある。然るに我國に於ける米價の變動は著しく、大正九年の如きは一石五十四圓三十錢といふ高値を示したが、昭和六年の秋には十七圓臺に暴落した。

米は我國で生産される商品中實に最大の金額(平年約二十五億圓)に上るものであり又一億國民の主食料であるから、其の需給を徒らに自由經濟に放任して米價の亂高下を醸し、それが爲に國民の經濟生活を不安ならしめてはならない。斯様な見地から従來政府は新米の出廻りに買上、賣渡、輸移入米に對する統制等を実施して米價の急激なる騰落に備へたが、近年ではこんな方法では到底管理が困難になつて來たので昭和八年春「米穀統制法」を制定し實際上米の半專賣制を実施する様になつた。即ち政府は毎年一回基準米價を公定し、この公定價格に依つて無制限に賣買の申込に應ずる方法を探る事になつた。この結果最近に於ける我國の米價は三十圓内外に安定してゐる。

6、需給 最近に於ける米の世界産額は平年作約一億五千萬石(約十億石)であるが其の殆ど全部が亞細亞の産と言つてよい。我國は英領印度、支那に次ぐ第三位の米産國で、次いで印度支那、蘭領印度、シヤム等が世界の主要生産地である。而して米の消費状況を見るに、主要生産國は總べて米食國で、我國を初め國內産額では不足する國が多く、多少共纏つた輸出力を持つものはシヤム、印度支那、英領印度であるが、其等の總輸出額も存外少く我が内地消費量の約三分の一に過ぎない。最近に於ける主要國玄米需給状況を表せば次の通りである。(單位千石)

平均年次	産地	生産	輸入	輸出	消費
昭和6—10	日本内地	61,029	12,628	1,003	72,654
シ	英領印度	198,614	1,384	12,954	187,042
シ	蘭印印度	23,825	2,822	13	26,644
シ	印度支那	24,444	4	5,051	19,377
シ	支那	19,990	4	10,620	9,374
昭和8—10	支那	192,970	762	45	194,687

次に國內的に見れば右表の如く最近内地の産米は平年作約六千萬石で、其の消費は約七千三百萬石であるから、内地需給關係は年約一千三百萬石の供給不足である。昭和六年は大豊作であつたが三百萬石以上の不足を告げ、昭和九年は大凶作で約二千萬石の不足であつた。内地の不足は大正の初期までは主として輸入米で補つてゐたが、最近では移入米で其の不足を補つてゐる。

移入米は朝鮮米と臺灣米とであるが、朝鮮米の産額は平年約千八百萬石で、この内約八百萬石を内地へ移出し、約一千萬石は鮮内で消費される。臺灣米は平年作約八百萬石で、うち約五百萬石を内地へ移出し残額は同地で消費される。元來朝鮮米、臺灣米増産計畫は専ら内地移出の需給調節を目的としたもので、近年該地方の産米及内地移出の増加著しく、之に依つて内地の需給難は漸時緩和されて來た計りでなく、其の増産計畫の成功と共に遂に我國の米は年々供給過剩の状態となつた。この爲政府は種々對策を講じてゐるが、一方國內需要は逐年増加し又昭和十二年七月支那事變勃發以來多量の軍用米調達の必要に依り、需給は順調となるに到つた。

7、用途 米は主として飯米に向けられるが、之以外に其用途は可成り廣い。即ち種子は播種用となり玄米は清酒、菓子、餅、澱粉等の工業原料として、碎米、糠等は家禽の飼料として使用せられる。今昭和五年に於ける内地消費米用途別統計を示せば次の通りである。(單位萬石)

飯米	酒造米	餅	種	菓子	醬油味噌	澱粉糊其他	計
5,947	359	329	81	77	48	23	6,876

第二目 麥

1、種類

麥類には小麥を初め、大麥、黑麥、燕麥、鳩麥等がある。

イ、小麥 小麥は歐米人の常食品であるが、其の實の硬軟により堅實小麥と柔實小麥とに分れ、後者は専ら製粉原料に供せらる。又小麥は外皮の色により赤肌小麥、白肌小麥、黄肌小麥の三種に分たる。赤肌小麥は在來種に屬し、粘力性に富み、麵類原料に適すれ共製粉歩合少く、白肌小麥は西洋種に屬し、粘力稍劣れ共製粉歩合多し。

ロ、大麥 大麥には六條種、四條種、二條種あり、所謂裸麥は六條種大麥に屬す。麥芽糖、麥酒の原料に供せられるものは主に二條種大麥である。

ハ、黑麥 一名ライ麥と稱し、北歐及ソ聯に多量に産し、主に黑麵麩の原料に供せらる。

ニ、燕麥 燕麥の主産地は米國及ソ聯で、主に家畜の飼料に供せられ、我國では専ら北海道に産し、主に馬糧に供せらる。

ホ、鳩麥 鳩麥は其の形狀が大きく外皮が柔かで専ら我國及支那に産す。昔から強壯藥として使用され或は飴、煎餅等の原料に供せらる。

2、荷造 小麥の荷造は内地に於ては四斗入の俵を用ふれ共、朝鮮産は呷入にて一個の正味百斤乃至百十斤、滿洲産は麻袋入にて一袋正味百四十斤、米國及濠洲産も麻袋入にて、前者は一袋百封度内外、後者は同二百二十四封度内外に入る。又小麥粉は天竺布製の袋に入る、一袋の正味重量は四十九封度なり、外國

にては四袋を一樽と稱することあり。尙麥類計算用單位を示せば次の如し。

小麥粉製造能力1バーレル = 製粉一日4袋の能力

小麥粉一袋 = 約22㏔ = 49封度

1キントナル = 0.1吨 = 26.6667貫 = 166.667斤

1石 = 5.119米ブツセル = 47.65米ガロン = 180.39立

1斤 = 0.6㏔ = 160匁

1封度 = 0.45359㏔ = 120匁

1ブツセル = 19.54升 = 62封度

1クォーター = 約500封度 = 約226.8㏔

1樽 = 4袋 = 196封度

1セクタル = 100封度 = 約45.4㏔

1車 = 445袋

3 取引 小麥の取引は其の品位に準じ内地に於ては石建なれども、英國はクォーター、米國の大平洋岸はセクタル、大西洋方面はブツセルを單位として價格を定め、小麥粉は一等粉乃至四等粉及末粉に分ち、更に粘力の多少に依り各製粉會社に於て、之を商標に依り區別し、一袋に對し價格を定めて賣買せられる。

但し米國に於ては一樽を價格の單位とす。

製粉會社が製品を販賣するには概ね大問屋若くは其の團體より成る特約店を経て行はれるものにして、原則として現金取引なり。粉商間の所謂仲間取引は轉賣買戻に依り利鞘を獲んとするものなり。

4、價格 先づ小麦價格を見るに昭和十二年十月のシカゴ小麦價格は圓貨にて一石十七圓であるが、同月の我内地三等米相場は一石三十三圓であるから、大體に於て我國民の食物費は西洋人のその約二倍に相當する。

最近に於ける東京卸賣小麦價格を表示せば次の如し、(百斤に付何圓)

輸入物	
昭和8	5.91
9	4.80
10	6.84
11	7.81
12	9.97
茨木三等	
昭和8	6.41
9	6.34
10	7.27
11	9.03
12	9.71

次に小麦粉の價格を見るに製粉一袋當りの原料使用高は概算五十斤であるが、假りに小麦相場を百斤九圓と見、又製粉の際副産物として小麦粉四袋から麩一袋(五十斤)が出来るが、麩の値段を一袋二圓と見ると製粉一袋の原價は、其の加工、包装、金利等諸経費と麩代とは同額であると言はれるから、大體に於て小麦五十斤代即ち四圓五十錢となる。最近に於ては原料小麦價格は騰貴したから従つて製粉價格もそれに應じて上つてゐるが、試みに昭和十三年十一月三日の茨城三等小麦相場は十圓六十五錢、同日の製粉(日

清製粉鶴印)相場は四圓九十六錢である。

5、需給 最近に於ける小麦の世界産額は平年作約十億石であるから、米の世界産額と略同量で、其の主産地はソ聯、支那、米國の三國である。而して其の消費を見るに小麦は歐米人の常食品であるから、各國共其の自給に努めてゐるので、其の貿易數量は比較的少い。今昭和十年の列國小麦需給狀況を表示せば次の如し。(單位:百萬キントール)

國名	生産	輸入	輸出	消費
日本(内地)	13.3	4.5	3.9	13.9
ソ聯	308.2	0.2	7.6	301.9
支那	213.0	5.9	0.1	217.9
合衆國	170.5	10.6	4.0	177.1
英領印度	98.9	0.1	0.6	98.4
佛國	77.6	7.8	10.2	75.2
伊太利	77.0	5.5	2.8	79.7
カナダ	76.7	0.1	50.9	25.9
獨逸	46.7	1.6	0.2	48.0
露國	38.8	0	27.2	11.5
英國	17.8	56.8	1.8	72.8

我國の麥類總産額は平年作約二千五百萬石、うち約一千萬石は小麦、約七百萬石が大麦、約六百萬石が裸

麥、其他約二百萬石である。麥類のうち、小麥は近年著しく産額を増加したが、之は所謂小麥増植五ヶ年計畫實施の結果であり、他方に於て大麥、裸麥等は其の産額明治以來漸減の傾向があるが、之は主に國民生活の向上と共に麥食の風習が漸次廢れて行くためである。

而して我國の小麥需要は最近年約一千三百萬石内外で、此内約三百萬石は製粉の上輸出されるから、之を差引けば國內需要は約一千萬石となるから、國內用小麥だけは自給しうる譯である。

6、用途 麥類は歐米諸國に於ては我が國の米に代る可き常食品で、製粉の上パン、菓子類、麥酒等の原料に供する外、大麥、燕麥等は家畜の飼料となる。

而して製粉副産物たる麸は家畜の飼料となる計りでなく、ヂャスターゼ、醬油、乳酸等の製造原料となる我が國に於ては、麥類は米に混じ食用に供し、或は味の素、菓子、パン、麥酒等の原料に供する外、小麥粉は麵類用に供せられる。麵類用に供せられる小麥粉の量は、其の國內消費量の約五割を占めてゐる。今昭和六年に於ける製粉用途統計を示せば次の如し。(百分比)

製麵用 四九・六二

製パン用 一一・三三

製穀用 三・八九

其他 三四・一五

第三目 砂糖

1、種類 砂糖類には甘蔗糖、甜菜糖、椰糖、楓糖、乳糖、麥芽糖、葡萄糖、果糖、サツカリン等がある。我が國に於て一般に消費せられてゐるものは甘蔗糖にして、之に次いで甜菜糖、葡萄糖及び麥芽糖なり。

2、精製 甘蔗を舊式の製法に依つて造れば黒糖なる粗糖を得、又新式製法に依れば分密糖なる粗糖を得る。之を精製するには是等原料糖を溶解し、清澄法を施したる後脱色せしめ、更に濃縮、結晶等の工程を経て精製糖を得る。其の結晶細かなるものを車糖と稱へ、其の大なるものを白雙と稱ふ。尙角砂糖は精製糖を角形の型に入れ壓搾したもので、又棒砂糖は圓錐形の型を用ひて造りたるものにして、之を不正型に割りたるものを破碎糖と言ひ、粉碎したものを粉糖と言ふ。

普通に砂糖は甘蔗耕地近くにある工場で粗糖にまで造り上げられ、更に需要地附近の工場で精糖とされるが、耕地附近の工場で蔗汁から精糖工程を省略して、白色糖を製造する事も行はれる。此の方法に依るものを耕地白糖と言ふ。尙甜菜白糖と稱するものも耕地白糖と同一方法に依り製せらる、言ふまでもなく其の原料は甜菜糖なり。

3、荷造 精製糖の包装は普通アンペラ蓆にて製したる袋に入れ、一俵の正味重量約百斤(六十疔)内外なれども、瓜哇産の原料糖は三百七十斤乃至五百六十斤を籠に包装し、比律賓産のものは四十五斤乃至六十斤を椰皮袋に入る。臺灣産原料糖は麻袋入にして百斤乃至百六十斤入、内地産樽入糖は一樽の正味十六貫(六十疔)乃至二十二貫(八二・五疔)なり。

尙砂糖類計算用單位を示せば次の如し。

1擔 = 100斤 = 132.275 封度 = 0.06 噸 = 0.0591 英噸

1貫 = 0.063擔 = 0.375kg = 8.2673市斤

4、取引 内地産糖は會社より入札にて仲買人に販賣し、夫れが取引所に掛り、先物及現物の取引に依り砂糖商組合の手に移り、小賣商を経て消費に振向けられるものである。賣買單位は百斤建なれども、瓜哇産原料糖は同地の一擔に對しグルデン（フロリン）にて價格を定む。

5、價格 砂糖の國際的價格は倫敦市場で定まり、それがキューバ、ジャバを通じて歐米又は我國の糖價に影響するのである。我が國の糖價はジャバ糖の價格より遙かに割高である。故に我國産糖を國際市場に輸出するのは困難であるから、輸入糖（主にジャバ原料糖）を精製して輸出してゐる。最近に於ける東京精糖市場現物相場を表示せば次の如し。（百斤に付何圓）

1	24.0
2	24.31
3	21.39
4	22.19
5	20.23
6	17.96
7	19.59
8	20.43
9	20.35
10	20.65
11	20.79
12	22.35

6、需給 世界の砂糖類の最近に於ける年産額は三億噸以上に及ぶが、甘蔗糖は東洋及キューバに主に産し、甜菜糖は主に歐米に産する。

先づ甘蔗糖について見るに、昭和十一年の世界甘蔗糖産額を表示せば次の如し。（單位千噸）

内地	96
臺灣	93
南洋	69
印度	4,090
キューバ	2,825
印度	1,300
賓	1,200
ル	1,000
哇	909
リ	808
洲	743
世界計	18,270

我國の糖産額は近年著しく増加したが、之は臺灣及び南洋に於ける糖業發達の結果で、國內消費量は自給しうる域に達してゐる。然るに輸入糖の額が減少しないのは何に因るものであるか、これは我國製糖業の發達と共に製品の海外輸出が増進するに到つた爲である。次に甜菜糖に就いて見るに左表の如く世界産額の約四割はソ聯及獨逸に於て産する。（昭和十一年統計、單位千噸）

北海道	41
臺灣	3
ソ聯	2,000
獨逸	1,602
英國	1,191
法國	796
ソ	635
國	539
蘭	414
利	295
典	266
蘭	230
義	218
抹	204
世界計	9,370

7、用途 砂糖は飲食料品の調味料として消費せられると共に菓子類、ジャム、ゼリー、リキエール等の製造原料に供せらる。糖蜜は酒精、ラム類等の製造原料に供し、又肥料、飼料、若くは燃料に供せらる。尙近時所謂燃料國策の立場からガソリンにアルコール混用が強制せられてゐるが、此のアルコール原料としての甘蔗糖の重要性は支那事變以來とみに増加した。

第四目 其他の食料品

以上研究した米、麥、砂糖は陸産食料品中の重要なものであるが、此の外にも大豆、小豆等の豆類あり、玉蜀黍、高粱等の穀類あり、其他各種の重要商品がある。次に水産食料品中主なるものを列擧すれば次の如し。

- イ、昆 布
- ロ、寒 天
- ハ、鰹 節
- ニ、食 鹽
- ホ、鹽 鮭 及 鹽 鱒
- ヘ、棒 鱈 及 乾 鱈
- ト、蟹

- チ、乾 鰹
- リ、貝 類
- ス、乾 鮑
- ル、海 參
- ヲ、鰺
- ワ、鱧 鮓 及 罐 詰 類

第二項 衣 料 品

第一目 生 糸

- 1、種 類 生糸には家蠶糸の外、天蠶糸、柞蠶糸等あり、
 - イ、家蠶糸 之は桑葉を以て飼育する蠶の繭を解紵せる生糸なり。
 - ロ、天蠶糸 之は櫟、檜等の樹に蠶を放ち自然に成長せる蠶の結繭を解紵せるものにして緑色を呈す。
 - ハ、柞蠶糸 之は支那及び滿洲に於ける檜樹に放養せる蠶の繭を解紵せるものなり。
- 2、製 糸 製絲をなすには、先づ繭を煮て絲膠を柔め、索緒をなし、次に數緒を集めて一縷となし之を枠に巻き取り更に揚枠に巻き返して總造となすものとす。玉絲は二頭の蠶が共同して造りたる玉繭より取りたるものにして太絲多し。紬絲は出殼繭、蟲喰繭等を原